

「消費者基本計画工程表素案」のパブリックコメントにおける意見

1. 意見募集の概要

◎ 募集期間

令和4年3月9日（水）から4月7日（木）まで

◎ 募集の周知

e-Govウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトへの掲載により周知

◎ 受付方法

e-Govウェブサイトからの意見提出、電子メール又は郵送

2. 寄せられた御意見の概要

① 意見提出者・団体等の数（12団体・事業者、個人6名）

内訳	消費者団体	8 団体
	事業者・事業者団体	2 事業者・団体
	その他	2 団体
	個人	6 名

② 御意見の内訳（素案の項目ごとの意見数）

工程表の項目	件数
消費者被害の防止	179
消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進	28
「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応	33
消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施	26
消費者行政を推進するための体制整備	40
全体	5
その他	43
合計	354

「消費者基本計画工程表改定素案」のパブリックコメントにおける意見

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答	
	章	ページ	項目	項目名			
1	I	2	(1)	①	イ 家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	【KPI】①手引きを新たに作成及び改訂した家庭用化学製品の製品群数・令和6年度末までに1件」との記載がありますが、なぜ1件なのか、その理由がわかるように記載してください。	これまでの作成や改訂の実績を踏まえて1件としています。 一方で、必要な場合には1件以上の作成又は改訂を行う場合もあります。
2	I	3	(1)	①	ウ 住宅・宅地における事故の防止	戸建住宅の多数を占める建築基準法20条1項4号所定の建築物(以下「4号建築物」という。)に関する安全性を確保するために、(7)建築基準法20条1項4号を改正して同号イに定める方法をなくし、4号建築物も常に構造計算を法的に義務付けること。(4)仮に、同法20条1項4号イに定める方法を残すのであれば、4号建築物に適用される仕様規定(同法施行令36条3項に基づき適用される36条から80条の3までの規定)の定める技術的基準を全面的に改め、構造計算を行った場合と同等以上の構造安全性を確保できるようにすること。(5)手続面において、建築基準法6条1項4号所定の建築物についても、建築確認手続及び中間検査・完了検査手続において例外なく構造安全性の審査及び検査を行うものとし、そのため建築確認申請時に構造関係の設計図書の添付を義務付けること、といった法令改正に向けた取組がなされるべきである(4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書(2018年3月15日)、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次報告案)」及び建築基準制度のあり方(第四次報告案)について)に関する意見書(2018年3月15日)、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次報告案)」及び建築基準制度のあり方(第四次報告案)について)に関する意見書(2021年12月24日)。	<4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書(2018年3月15日)、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次報告案)」及び建築基準制度のあり方(第四次報告案)について> (ア)及び(イ)については、審議会答申を踏まえ、重い建築物向けの壁量基準を検討することとしています。(ウ)については、令和4年4月22日に閣議決定された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案において階数2以上又は延べ面積200m超の建築物についても、木造について審査省略等の対象だったものを見直し、全ての構造について、省エネ基準と併せ、構造安全性等の審査・検査対象とすることとしています。 なお、令和元年の建築士法施行規則改正により、建築士事務所の図書保存の制度を見直し、小規模な建築物についても、建築士事務所の業務として作成した図書である構造関係の設計図書等の保存を義務付けたところです。 <工事監理者の独立性確保及び中間検査制度の充実等の抜本的改革を求める会長談話(2019年6月27日)について> <工事監理者の独立性確保及び中間検査制度の充実等の抜本的改革を求める会長談話(2019年6月27日)について> <工事監理者の独立性確保及び中間検査制度の充実等の抜本的改革を求める会長談話(2019年6月27日)について>
3	I	5	(1)	①	エ 子供の不慮の事故を防止するための取組	【KPI】に、保育園、幼稚園、学童、学校と連携し、親への啓発活動や子どもたちへの注意喚起と合わせて、子ども安全メールの登録や子どもを事故から守るTwitterへのフォローを促すなど具体的取り組みを記載してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
4	I	5	(1)	①	エ 子供の不慮の事故を防止するための取組	「子どもを事故から守る！プロジェクト」がどれだけ促進されたのか、また取り組んだ結果、子どもの不慮の事故がどれだけ減少したのかを評価できる数値等を、KPIや目標に追加してください。子どもを不慮な事故から守るために家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等と、あらゆる団体が連携しながら取り組みを進めることが重要です。ツイッターや、こども安全メールの登録数だけでなく、「その結果として子どもの不慮の事故がどれだけ減少したのかが評価指標として重要です。プロジェクトの促進と事故減少が評価できる数値等をKPIや目標に追加してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
5	I	5	(1)	①	エ 子供の不慮の事故を防止するための取組	子ども安全メールfrom消費者庁を活用しています。が、どこかで事故発生後の情報は、事故拡大防止には有効ですが、未然防止策を検討いただきたいと日々痛感しています。今回、痛ましい事故情報からの警告KPI 今後の取組み欄に記載の「子どもの事故防止週間」を設定し、集中的な広報活動を行う。を先ずは早急に実現させてください。加えて、試販テストなどを充実して事故未然防止策を早急に検討してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
6	I	5	(1)	①	エ 子供の不慮の事故を防止するための取組	一昨年、昨年も指摘したが、KPIと目標には、Twitterのフォロワー数や「子ども安全メールfrom消費者庁」への登録者数が掲げられている。こうしたオンラインでの情報提供は引き続き重要である一方、これらの数自体は、本来の目的の「子供の事故を減らす、無くす」ことに直接結びつくものではないことに留意すべき。啓発資料等による周知や説明会・講習等の開催、注意喚起の取組等についても、目標、KPIを別途設け、取組・実績に記載すべき。 また、地域団体との連携が不可欠であり、例えば、自治体の福祉・教育部局等との連携会議や情報交換を行い、それを通じて、更なる具体的な施策・指標を考えるべき。国民生活センターの見守り情報の「子どもサポート情報」など、既存の発信ツールを有効活用することも検討すべき。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
7	I	15	(1)	②	ア 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	「今後の取組予定○消費者庁の取組」のところに、事故情報の収集・通知制度において、現状における問題点の把握をもとに、情報の質、量を向上させるため、制度の一部見直し等に関して記載してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
8	I	15	(1)	②	ア 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	保健所、警察機関、消防機関を所管している省庁である厚生労働省、警察庁、消防庁は、消費者庁に協力し、消費者のために情報を一元的に集約し、消費者に対しスピード感を持って注意喚起をして被災の未然防止に努めるべきです。医業類似行為等による事故の対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(令和2年 11 月 17 日総務省)を踏まえ、都道府県等に及び関係省庁に通知制度の周知を依頼したことは評価します。今後、消費者安全法に基づく通知制度の周知を定期的かつ適切なタイミングで行なうよう検証をお願いします。消費者庁のウェブサイトの掲載だけでなくSNSの活用や動画の提供などしているが、残念ながら多くの消費者には届いていません。消費者に届く施策を具体的に記載してください。(I-15)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
9	I	20	(1)	②	ウ リコール情報の周知強化	リコール情報の周知について、地方公共団体に対してだけではなく、消費者にリコール情報を届けるための具体的な取組みを明記してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 なお、国土交通省においては、自動車のリコールの迅速かつ確実な実施のため、自動車メーカーがリコールを届ける場合には、自動車の使用者に周知するための措置を報告するよう求め、監査等の際に確認・指導を実施しております。あわせて、国土交通省としても報道発表を行うとともに、ウェブサイトにおいて公表するなどユーザーへの注意喚起等を行っております。 経済産業省の取組としましては、I章(1)②消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 工製品安全に関する情報の周知の項目の方に記載しています。
10	I	20-21 +25	(1)	②	ウ リコール情報や注意喚起情報を含めた製品事故情報又は製品安全に関する情報は、消費者庁において、テレビやラジオ等のメディアと連携し、毎週定期的にテレビやラジオで報道する体制を構築することが検討されるべきである。 また、流通業者に対して製品購入者へのリコール情報の通知義務を課すこと、リコール情報が消費者に届くための行政及び事業者の責任及び役割を明確にしたガイドラインを作成すること、消費者庁及び関係行政機関との連携による恒常的な注意喚起及び情報伝達の体制を確立することなどの具体的方策を工程表に組み込むべきである(リコールを含めた消費者事故等の未然防止のための注意喚起徹底に関する意見書(2012年11月16日))。	リコール情報や注意喚起情報を含めた製品事故情報又は製品安全に関する情報提供につきましては、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 リコール情報や注意喚起情報を含めた製品事故情報又は製品安全に関する情報提供につきましては、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 流通業者に対して製品購入者へのリコール情報の通知義務を課すことについて、国土交通省においては、自動車メーカーがリコールを届ける場合は、道路運送車両法に基づき、自動車の使用者に周知するための措置を報告するよう求めております。行政及び事業者の責任及び役割を明確にしたガイドラインを作成することについては、自動車のリコール制度においては、自動車メーカーはリコールする場合には事前に国土交通省に対して届出を行い、国土交通省は当該届出に係る改善措置の内容が不適切な場合はその変更を指示するなど、道路運送車両法上、行政及び事業者の責任及び役割は既に明確化されていることから、新たにガイドラインを作成することはいたしません。 消費者庁及び関係行政機関との連携による恒常的な注意喚起及び情報伝達の体制を確立することについては、自動車メーカーは、道路運送車両法に基づいて、改善措置が完了するまで四半期ごとに、届出ごとのリコール改修率を国土交通省に対して報告しており、国土交通省は当該報告を受け、改修率が低い場合など必要に応じて自動車メーカーを指導していることから、御指摘の点については既に対応しております。なお、国土交通省としても、自動車メーカーからリコールの届出があった場合には、国土交通省のウェブサイトにおいて公表するなどユーザーへの注意喚起等を行っております。 消費者庁及び関係行政機関との連携による恒常的な注意喚起及び情報伝達の体制を確立することについては、自動車メーカーは、道路運送車両法に基づいて、改善措置が完了するまで四半期ごとに、届出ごとのリコール改修率を国土交通省に対して報告しており、国土交通省は当該報告を受け、改修率が低い場合など必要に応じて自動車メーカーを指導していることから、御指摘の点については既に対応しております。なお、国土交通省としても、自動車メーカーからリコールの届出があった場合には、国土交通省のウェブサイトにおいて公表するなどユーザーへの注意喚起等を行っております。 経済産業省においては、リコール情報や注意喚起情報を含めた製品事故情報、製品安全に関する情報について、ウェブサイトやTwitterを活用して積極的に発信しているほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)とも連携し、毎月1回NITEプレスの場を活用し、数多くのマスマディアを通じて、様々な製品・テーマでの注意喚起を行っています。昨年度はリコール情報を提供するTwitterの認知度向上のため、子供向け教材と連携した周知活動を行ったほか、毎年11月の製品安全総点検月間において、地方自治体や民間企業の協力を得ながら製品を安全に使ってもらうための呼び掛けを行っております。加えて、非純正ハッターの発火事故に際して、インターネットモールと連携して全ての購入者に対する注意喚起を行ったほか、除雪機の事故は高齢者が被害に遭うケースが多いことから、多くの地方紙及び地方テレビへの働き掛けを行ったことで、これまで以上に多くのメディアで取り上げられることとなりました。引き続き、効果的な情報発信に取り組んでまいります。	
11	I	21	(1)	②	エ 製品安全に関する情報の周知	事故情報やリコール情報の発信を Twitterなどで開始しておりますが、高齢者にも情報が届くように情報提供はSNSやネット以外も活用するよう記載してください。	御意見を踏まえて追記しました。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
12	I	27	(1)	② カ 高齢者向け 住まいにおける 安全の確保	一昨年、昨年も指摘したが、本項目は消費者事故等の情報収集及び「発生・拡大防止」であるにもかかわらず、施策が依然として、事後対応中心となっている。取組には、事故発生防止そのものを加えるべき。事故発生防止そのものの施策として、例えばIoT等デジタル技術を活用した高齢者(認知症等含む)の住まい(家屋内外)での行動パターン／予知を行うなどの取組や、福祉部局、住宅部局等における事故発生防止に向けた取組についても、KPI・目標を設け、取組、実績等に記載すべき。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
13	I	32	(1)	③ ウ 国民生活セ ンターにおける 商品テストの実 施	国民生活センターにおける商品テストの実施については、製品事故の被害者が容易に原因究明を依頼でき、迅速・適切に全ての事故原因が究明されるよう、技術的専門性においても人的体制においても一層の体制強化を図ることが検討されるべきである(「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
14	I	32	(1)	③ ウ 国民生活セ ンターにおける 商品テストの実 施	「地方公共団体からの商品テスト依頼への対応率(令和2年度、3年度(上半期):100%)」だけを言うが、そもそも地方公共団体の消費生活センターが、製品安全問題を取り上げて、商品テストまで対応してくれることが周知されておらず、相談件数自体が少ない。まずは消費生活センター及び消費者への周知を徹底し、さらに、国民の生命身体の安全を考えると、係争中か否かに問わりなくテストを実施するべきである(消費者基本計画(素案)に対する意見書(2015年2月18日))。	全国の消費生活センター等で受け付けた商品等に関わる苦情相談の解決のために商品テストを行っており、当該商品テスト結果の概要は同センターのウェブサイトにて全文公表しています。また、消費者への注意喚起のためのテストについては、別途記者説明会やウェブサイトを通じて公表し、消費者への注意喚起を実施しております。
15	I	33	(1)	③ エ 消費生活用 製品安全法に基 づく事故情 報の分析と原 因の調査・究明 等	「消費者庁の取組」として消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を運用し、事業者に対する本制度の周知を図ることが書かれているが、周知を図るべき「事業者」は製造業者のみならず、輸入業者、販売業者、工事業者らも含む趣旨(消費生活用製品安全法35条、36条及び40条)であることを明記すべきである。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
16	I	37	(1)	③ カ 製品火災対 策の推進及び 火災原因調査 の連絡調整	製品事故に起因する可能性がある火災について、全国の消防機関の調査能力や鑑識能力の格差をなくし、全ての消防機関が十分な火災原因の調査を行えるような体制の整備が検討されるべきである(「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。	消防庁では、次のような取組により、各消防本部の火災調査の能力向上に努めています。 ① 全国の消防本部における火災調査技術の向上を目的とした調査技術会議の実施(全国6都市で開催) ② 消防大学校における、全国の消防職員に対する火災原因調査に関する研修 ③ 消防研究センターにおける、全国の消防本部の火災原因調査に対する技術支援 等 今後も引き続き関係行政機関と相互に協力し、各消防機関が十分な火災調査を行えるよう、取り組んでまいります。
17	I	41	(1)	④ イ リスク評価 機関としての機 能強化	食品安全委員会の取組として、従来と変わらず、「食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。」としているが、我が国が「リスク要因となる残留農薬、化学添加物、遺伝子組換え品等の基準が世界一早い」ことを踏まえ、他国との連携より、我が国としてきちんとリスク評価すべき。その際申請者の提出した資料を参照するのではなく、第三者機関で検証したデータを参照すべき。また、リスク評価の際には、各種リスク成分の複合影響もしっかりと検証できるよう、我が国が率先してその手法を確立すべき。「国際的にも手法が確立されていないので、(やらない)」という言い訳は、もうやめていただきたい。続けるなら、「食品安全委員会」ではなく、「食品・農薬・添加物・遺伝子組換え業界サポート委員会」と改名すべき。	食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。また、食品健康影響評価は、リスク管理機関が提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)やJMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされています。なお、遺伝子組換え食品を摂取することによる複合影響に関しては、従来品との同等性を踏まえ、安全性を個々に確認することで、食品としての安全性は担保されるものと考えております。
18	I	43	(1)	④ ウ 食品安全に 関するリスク管 理	HACCP導入は令和3年6月1日に完全施行となっていますが導入に苦労している中小事業者があるのではないかでしょうか。施策概要にて「中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援を行う」とあります。よって、今後の厚生労働省の取組予定としてHACCP導入支援を明記してください。	御意見を踏まえ工程表に以下を追記しました。 「加えて、HACCPに沿った衛生管理の確実な実施の支援のために、業界団体から要望があった手引書の確認を行うとともに、順次、必要に応じ改訂を行う。」
19	I	43	(1)	④ ウ 食品安全に 関するリスク管 理	KPIとして、「食品添加物の新規指定件数」と「食品中の農薬等の残留基準の設定件数」を継続して掲げているが、添加物の指定数を増やそうとしたり、残留農薬の基準を多く設定しようとしているようですが、そうではなく、「食品添加物の非承認・指定中止件数」と「食品中の農薬等の残留禁止件数」に改めるべき。国民の健康を第一に考えるなら、当然のこと。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
20	I	46	(1)	④ エ 食品の安 全性に関するリス クコミュニケーションの推進	食の安全は消費者の関心がとても高いものです。情報発信については、メディアやSNSも活用されていますがまだ浸透していません。「機能性表示食品」や「いわゆる健康食品」等が増加している中、消費者がそれらのリスクについて学んだり、制度に関する情報に触れたりすることはほとんどなく、その結果、通常食品では摂取しないような形態や方法による健康被害が発生しています。また、「ゲノム編集技術食品」については、消費者に対し積極的な情報提供が行われているとはいえず、多くの消費者が不安視しています。これをふまえ【今後の取組予定】の中に、「いわゆる健康食品」や「ゲノム編集技術食品」など、消費者に向けたリスクコミュニケーションの取り組みをKPIとして設定し、年度ごとに取り組む予定を記載されることを希望します。 また、意見交換会等への参加や提供される情報等は一部の人に限定されています。理解度については意見交換会等の参加者に限らず、世論調査等を用いて評価するようKPIや目標に追加されることを希望します。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
21	I	46	(1)	④ エ 食品の安 全性に関するリス クコミュニケーションの推進	食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係省庁で連携して継続的にリスクコミュニケーションを取り組むことは大変重要です。リスクコミュニケーションの情報発信方法として、具体的な方法が書かれ、消費者への分かりやすい情報発信に努めると記載してある点については評価します。しかし参加者は食の安全に関心のある方に限られている状況です。関心のない消費者(特に若者や高齢者等)にも確実に届くような情報発信を望みます。また専門用語を用いているところではなく、若者に対してはSNSやウェブサイトを活用し、外出しない高齢者には政府広報等を通して、分かりやすく興味が持てるような情報発信を強く望みます。今回具体的な取り組み方法が示されていますので、実施後の参加者理解度を調査してください。小学生やその保護者等を対象に食品中の放射性物質に関する動画と学習プログラムを作成し、ウェブ上で公開されました。学校教育の中でも取り上げられるよう文部科学省に働きかけをお願いします。(1-49)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
22	I	46	(1)	④ エ 食品の安 全性に関するリス クコミュニケーションの推進	食品の安全性について、具体的にどのようなリスクに注目すべきなのか示してください。 製造過程ではHACCPに沿った衛生管理、放射能や添加物・残留農薬などが考えられます。特にゲノム編集食品の安全性に関するリスクコミュニケーションも進めて欲しいです。 ゲノム編集食物の安全性は確認されておらず、DNAや染色体などに想定外の変異が起きる可能性もあると聞いております。 安全性に不安はないのか、新たな研究成果などに基づいた情報を示してください、消費者が正しく理解できるようにしてください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
23	I	46	(1)	④ エ 食品の安 全性に関するリス クコミュニケーションの推進	KPIが意見交換会等における参加者アンケートの理解度になっています。こうした意見交換会にはある程度知識もあり意識の高い人が参加することが多いとも考えられ、高い理解度となっているのではないかでしょうか。実施された意見交換会やシンポジウムなどはデータに基づき信頼性が高いと思いますが、今後の取組として、こうした意見交換会に多様な消費者に参加してもらうための取組も必要ではないでしょうか。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
24	I	46	(1)	④ エ 食品の安 全性に関するリス クコミュニケーションの推進	食の安全は消費者の関心がとても高いものです。情報発信については、メディアやSNSも活用されていますがまだ浸透していません。「機能性表示食品」や「いわゆる健康食品」等が増加している中、消費者がそれらのリスクについて学んだり、制度に関する情報に触れたりすることはほとんどなく、その結果、通常食品では摂取しないような形態や方法による健康被害が発生しています。また、ゲノム編集技術食品について、消費者に対し積極的な情報提供が行われているとはいえない、多くの消費者が不安視しています。これらをふまえ【今後の取組予定】の中に、ゲノム編集食品や健康食品など、消費者に向けたリスクコミュニケーションの取り組みをKPIとして設定し、年度ごとに取り組む予定を記載されることを希望します。また、意見交換会等への参加や提供される情報等は一部の人に限定されています。理解度については意見交換会等の参加者に限らず、世論調査等を用いて評価するようKPIや目標に追加されることを希望します。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答	
	章	ページ	項目	項目名			
25	I	46	(1)	④	工 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	「健康への影響は極めて低い」という評価で各種リスク成分の残留・添加を承認している当事者が発信する情報ですから、「残留農薬も、添加物も、遺伝子組み換え食品も、どれも安心して食べられます」という内容になっています。全く信用なりません。正直に、「外国からの圧力、業界の発展のため、国民の健康リスクはありますが、各種リスク成分が多くの食品に含まれています。できるだけ有機農産物を選び、加工食品では添加物等の少ないものを選びましょう」と周知されてはいかがでしょうか?	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
26	I	48	(1)	④	才 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	わかりやすい資料「食品と放射能Q&A」「食品と放射能Q&Aミニ」を改訂し、訪日外国人向けとして「食品と放射能Q&Aミニ」の英語、中国語、韓国語の翻訳版の作成・公表等を行ったことは評価します。しかし配布されたのは国民のわずかです。「放射線の基礎知識、福島県産品の検査体制及び検査結果、ALPS処理水など」について、国民が正しく理解するための分かりやすい勉強会(説明会)を繰り返し行なうことが最も重要と考えます。今後、国がトリチウムなど含む福島第一原子力発電所の処理水を薄め海洋放出する方針を決定したことによる風評被害が起こらないように、国民に広く、正しい情報の周知徹底が必要です。アンケートを踏まえ、年度ごとに目標値を設定してください。(I-50)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
27	I	48	(1)	④	才 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	風評被害の払拭について、目標、定義等、極めて具体性に乏しいものです。福島で生業を立てている生産者(農水産林業)の状況は、未だ苦しい現状が続いています。さらに、アルプス(ALPS)処理水の海洋放出については、優先すべきである現地漁業関係者との充分な信頼関係の構築がなれないままの状態となっており、政府が2015年に地元漁業者との間で交わした「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束を順守し、誠実に対応することこそが風評被害払拭の第一歩であると考えます。その点をふまえ、KPIや目標の厳密化、さらに踏み込んだ具体的な施策を求めます。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
28	I	48	(1)	④	才 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	風評被害払拭に向けて、パンフレット等の配布にも一定の効果があるが、コロナ禍においては、よりデジタルツールやメディアの活用等も含めた情報提供を組み合わせる形が望ましい。東北復興フェア等のイベント等の取組が実績に記載されたことは評価できる。こうした風評被害払拭に向けた関係府省庁等の取組についても、工程表の取組、実績に追記すべき。例えば、海外メディア向けも含めた短いCMの発信に加え、テレビ番組等で、課題と施策、現状等を総合的に理解できるようなコンテンツの作成も有益。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
29	I	51	(1)	④	キ 農業生産工程管理(GAP)の普及促進	国内の産地における国際基準のGAP実施は必要なことです。しかし、都道府県においては都道府県GAPの実施を進めている実態があります。地域の実態を把握し、目標を12年度末とする長期目標に加え短期的な目標の基、都道府県と連携した取組が必要だと思います。	御意見ありがとうございます。令和4年3月に策定した「我が国における国際水準GAPの推進方策」の中にも、GAPの普及については、引き続き、国と都道府県が一体感をもって推進をしていくこととしており、都道府県GAPについては、今後、3年以内を目途として国際水準へ順次引き上げることをめざしています。
30	I	53	(1)	④	ク 食品のトレーサビリティの推進	アサリの偽装問題にあるように、現状では食品表示法では「2か所以上で生育した場合、最も育成期間の長い場所を原産地として表示することになっています。しかし、この仕組みによって消費者は「純国産」と誤認しかねない状況です。これまで重大な事故・事件がある度に個別にトレーサビリティ制度が導入されてきましたが、繰り返される偽装表示をなくすために、全ての食品へのトレーサビリティ制度の導入と、誤認を与えない表示を求めます。トレーサビリティ制度の導入により、多くの消費者が求めている遺伝子組換え食品やゲノム編集技術応用食品などの表示も可能になると見えます。	トレーサビリティ制度の導入については、全ての食品をトレーサビリティ制度の対象とした場合に伴う事業者のコスト増や消費者の負担増を総合的に勘案し、直ちに拡大することは困難と考えており、引き続き、事業者におけるトレーサビリティの自動的な取組の拡大を推進してまいります。また、産地表示のルール変更については、先般、「長いところルール」の適用厳格化や、育成等に関する根拠書類の保存などについて盛り込んだ対策を決定したところであります。まずは、これら対策の効果などを見定め、その上で、更なる取組が必要となる場合は、産地偽装を防ぐための表示の適正化の効果と現場の負担のバランスにも配慮しながら、検討してまいります。
31	I	53	(1)	④	ク 食品のトレーサビリティの推進	令和2年度における小売店から購入した牛肉のDNA分析の結果の不一致率が2.8%とあり、令和元年度の1.8%より上昇しています。この数値は決して低くないと感じられることから、牛肉の偽装を撲滅する取り組みを強化し、目標を定めて取り組むことを記載してください。	牛肉については、表示監視業務の一環として個体識別番号が適正に伝達、表示されているかを科学的に確認するため、(牛肉の)DNA鑑定を実施しています。政策目標としてDNA鑑定の一一致率100%を目指していますので、目標を達成できるよう引き続き表示監視業務に取り組んでまいります。
32	I	53	(1)	④	ク 食品のトレーサビリティの推進	遺伝子組換え食品の表示では、油や醤油等の科学的検証ができないものに関しては表示義務が免除されています。社会的検証でも表示が義務化されるよう、飲食料品のトレーサビリティの導入・推進を強く望みます。導入に向けた取り組みの具体的な内容を工程表に記載してください。(I-58)	遺伝子組換え食品の表示については、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各自の立場から御議論頂いた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、義務表示の対象に関し、大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、引き続き科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があるとして、科学的検証が可能な組換えDNA等が残存する品目に義務表示の対象を限定する現行制度を維持することが適当であるとされました。引き続き、制度の周知・普及に努めたいと考えています。
33	I	53	(1)	④	ク 食品のトレーサビリティの推進	現行法ではトレーサビリティの対象となっているのは米と牛肉のみであるが、これを拡大すべきである。また、食品衛生法3条2項の記録(仕入れ元等に係る記録)の作成及び保存の責務を法的義務とすべきである(「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日)、加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書(2016年12月16日))。	トレーサビリティの対象の拡大に伴う事業者のコスト増、当該コストの販売価格への転嫁による消費者の負担増等を総合的に勘案する必要があり、直ちに拡大することは困難と考えております。このため、まずは実践的なマニュアルを活用したトレーサビリティの普及推進活動を行い、事業者におけるトレーサビリティの取組の拡大を推進することとしています。また、食品衛生法における御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、安全な食品の供給を実現するためには、食品の生産から販売に至るまでの各段階において食品の供給に携わる者が、自ら、自覚と責任感をもって、安全な食品を供給するよう努めることが重要であり、食品衛生法第3条は食品等事業者が安全な食品を供給するために努めるべき責務の内容を具体的に整理したものです。
34	I	56	(1)	④	ケ 食品衛生関係事犯及び食品の産地偽装表示事犯の取締りの推進	消費者庁や関係機関と連携し、情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがし、国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りについて、具体的な取組みを明記してください。	御意見を踏まえて、具体的な取組として、令和2~3年度実績に検挙事例を追記しました。引き続き関係機関と連携した情報収集を行い、取締りを推進してまいります。
35	I	56	(1)	④	ケ 食品衛生関係事犯及び食品の産地偽装表示事犯の取締りの推進	産地偽装表示については、特に消費者庁と連携して取締りを強化されたい。また、情報としては内部告発が重要な証拠となるので、内部告発者の保護を図るべきである。都道府県等食品衛生監視員を増員するとともに、農林水産省の表示・規格指導官(「食品表示Gメン」)を消費者庁に移管し、さらに、上記職務の遂行の補助のため、消費者食品安全監視員制度(仮称)を創設すべきである(新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書(2013年2月14日)、加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書(2016年12月16日)、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見募集に対する意見書(2017年4月21日))。なお、重要業績評価指標(以下「KPI」という。)としては、「(目標)」の記載は削除し、昨年同様とすべきである。「状況に応じ適切に対処していく」という指標では達成状況を評価するための指標となり得ない。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、内部告発者の保護に関する御指摘の点については、公益通報者保護制度の実効性の向上を図る観点から、令和2年6月8日に公益通報者保護法改正法が成立し、令和4年6月1日から施行されるところ、施行後においても引き続き、制度の周知・啓発活動に取り組んでまいります。
36	I	58	(2)	①	ア 特定商取引法等の執行強化等	契約書面の電子化については、消費者からの承諾の取り方、電磁的方法による提供のあり方について、消費者保護のための規制が損なわれることがないよう、十分な議論と慎重な対応を行い、必要な措置の実施を求めます。また、引き続き特定商取引法及び預託法の執行強化に努めてください。	契約書面等の電磁的方法による提供の在り方については、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」において、広く関係者から意見を聴きつつ、関係者からのヒアリングを行い、制度設計に向けた議論を行っているところです。今後、検討会での議論も踏まえて、政令・省令などの制度設計を丁寧かつ慎重に行ってまいります。また、特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行、また特定商取引法等の周知について引き続き取り組んでまいります。
37	I	58	(2)	①	ア 特定商取引法等の執行強化等	「今後の取組予定〇消費者庁、経済産業省の取組」に、特定商取引法平成28年改正の5年後見直しについて、社会の実情、被害実態に照らして、必要な法改正を行う旨を記載してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
38	I	58	(2)	①	ア 特定商取引法等の執行強化等	消費者庁「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会ワーキングチーム」において出された消費者団体等の意見を踏まえて丁寧に検討を進め、同検討会が結論を得た場合には、その結論を工程表に反映させ、必要な措置の実施をしてください。特定商取引法及び預託法の執行をより一層強化し、幅広く周知を徹底してください。事業者に対しての説明会を実施していますが、まだ一部の事業者です。周知を強化してください。(I-63)	契約書面等の電磁的方法による提供の在り方については、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」において、広く関係者から意見を聴きつつ、関係者からのヒアリングを行い、制度設計に向けた議論を行っているところです。今後、検討会での議論も踏まえて、政令・省令などの制度設計を丁寧かつ慎重に行ってまいります。特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行、また特定商取引法等の周知について引き続き取り組んでまいります。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
39	I	58	(2)	① ア 特定商取引法等の執行強化等	インターネット通販では、SNSやアフィリエイトなどを利用した悪質な広告により誘導され不十分な表示により誤認して取引に至りトラブルになっているケースが増加の一途です。自らの意思で自由に選択して申し込んだとは言えません。通信販売取引における一定の広告規制の強化、取消権の導入などが行われましたが、定期購入の苦情は未だに多く寄せられています。また、通販申込みの際に想定していない勧誘を受けるなどの電話勧誘該当性の問題や若年者のトラブル防止のための連鎖販売取引の規制強化、不招請勧誘規制の必要性、法執行の強化について記載してください。(I-63)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
40	I	58	(2)	① ア 特定商取引法等の執行強化等	「特定継続的役務提供」については指定役務性を維持している。継続的役務提供の6種類の指定役務提供以外についても、消費者被害が多発しているにもかかわらず、消費者保護がなされていない現状にあります。今後の取組予定の中に、改正することを記載してください。(I-63)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
41	I	58	(2)	① ア 特定商取引法等の執行強化等	(7) 特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)における執行力強化を図るため、国は、a 都道府県をまたぐ広域被害に対する積極的な調査・執行、b 各都道府県に対する財源措置の実施、c 執行業務に関するノウハウの整備・共有及び研修の充実化を行うべきである。 また、国は、特商法における行政処分(特商法7条等)及び業務停止命令(同法8条等)について、対象事業者が違法な事業活動を事实上中止した場合であっても、既存の購入者等の利益保護を図る必要性又は市場における同種違反行為を抑止する必要性があると認められるときは執行要件を満たすと解釈し、執行実務を運用すべきである。さらに、国は、このことを明確化する法改正を行うべきである「特定商取引法の執行力強化に関する意見書(2019年7月19日)」。 (イ) 通信販売業者が誇大広告等の不当なインターネット広告の表示を中止した場合であっても、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」という。)と同様に、同種の不当な広告の再開のおそれ及び既存の契約者の誤認継続のおそれを防止するため、特商法14条及び15条による行政処分(指示処分及び業務停止命令)が可能であることを明示すべきである。 加えて、通信販売における執行を実効化させるために、通信販売業者の契約内容確認通知義務や広告等の保存・開示義務の明示と適格消費者団体の差止請求権の拡充が必要である(インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書(2020年7月16日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
42	I	58	(2)	① ア 特定商取引法等の執行強化等	(ウ) 2021年6月に成立した消費者被害の防止及びその回復の促進を図るために特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(以下「2021年改正特商法」という。)では、通信販売における不当表示等への対策がとられ、「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」の新規策定を含む通達改正(2022年2月公表)がなされたが、「お試し!」の文言を強調することは禁止しつつも「初回無料」、「モニター」等の文言は禁止しておらず、消費者の誤認を防止するためには不十分である。さらに、定期購入であること及び具体的な内容について、「離れた」所に「小さな文字」で表示するなどは禁止しているが、分離して表示することで自体の禁止が明確ではない。スマートフォンのような小さな画面では、分離して表示されるだけで、消費者が定期購入契約である実態に気付きにくいものであり、ガイドラインをさらに改定し、特商法の執行を強化すべきである(インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書(2020年7月16日))。 また、2021年改正特商法では、売買契約に基づかないで送付された商品を消費者が直ちに処分できることとされたが、事業者が送付する行為そのものを禁じておらず、今後も不審な物品が消費者に送り付けられることが懸念される。しかし、商品等の一方的な送り付け行為は、消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」が2020年8月19日にまとめた報告書において「何ら正常な事業活動とはみなされないもの」とされているのであるから、行政処分の対象として特商法の執行を強化すべきである(送り付け商法(ネガティブ・オプション)の全面的な禁止を求める意見書(2020年12月17日))。 (イ) 2021年改正特商法では、「デジタル化社会」「消費者の利便性」を考慮し、「消費者の承諾」があれば書面を電磁的に交付することが可能となった。しかし、不意打ち型勧誘や利益誘引型勧説を受けた消費者について、電磁的交付に関する真意に基づく承諾を担保することは非常に難しい。また、書面交付義務に代替する消費者保護の制度等は如何に検討されていない。特商法の執行強化という点からも、有力かつ客観的判断資料となる書面が電子化され、その交付の有無や記載内容の是非等において判断が困難となる悪影響が懸念される。 書面交付義務の電子化は特商法及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)における消費者保護機能を著しく低下させるものであり、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び預託等取引契約の消費者被害が現に多発していることに鑑み、書面の電子化に先行してこれら消費者被害に対する実効性ある規制強化を検討すべきである(特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する意見書(2021年8月18日))。 なお、2021年改正特商法が成立する際の附帯決議においては、「書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、消費者が承諾の意義・効果を理解した上で真意に基づく明示的な意思表明を行う場合に限定されることを確保するため、事業者が消費者から承諾を取る際に、電磁的方法で提供されるものが契約内容を記した重要なものであることや契約書面等を受け取った時点がクーリング・オフの起算点となることを書面等により明示的に示すなど、書面交付義務が持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと。また、高齢者などが事業者に言われるままに本意でない承諾をしてしまうことがない、家族や第三者の関心なども検討すること。」(2021年6月4日参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会)とされており、この趣旨に沿った政省令の策定が求められる。	誤認させるような表示に該当するか否かはその表示事項の表示それ自体並びにこれらが記載されている表示の位置、形式、大きさ及び色調等を総合的に考慮しながら、「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」では、その旨を明らかにしています。 また、一方的な送り付け行為については、令和3年の特定商取引法改正により、たとえ一方的に商品を送り付けられたとしても、消費者は直ちに処分等することができるようになり、悪質事業者は送り付けた商品の代金や送料に相当する額を損する事になるため、送り付けるインセンティブを失うものとなっています。 契約書面等の電磁的方法による提供の在り方については、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」において、広く関係者から意見を聴きつつ、関係者からのヒアリングを行い、制度設計に向けた議論を行っているところです。今後、検討会での議論も踏まえて、政令・省令などの制度設計を丁寧かつ慎重に行っています。
43	I	60	(2)	① イ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改革	特商法26条1項8号により適用除外とされる取引(放送サービスや電気通信サービス、投資用マンションの販売等)については、特商法と同程度の勧説規制や民事効等の規定を新たに設け、購入者役務の提供を受ける者の利益保護を図るために必要な立法的手当を行うことを促すべきであり、これらの法律を所管する省庁がこうした消費者保護のための立法的手当を行わない場合には、特商法26条1項8号二の適用除外規定を見直し、これらのサービスにかかる役務提供についても特商法(政令を含む。)の改正を行うべきである(特定商取引における法律の執行強化及び同法適用除外取引類型における被害への対応について要請)(2011年7月29日)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
44	I	61	(2)	① ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	「今後の取組予定○消費者庁、法務省の取組」に、認知症等判断能力の衰えた高齢者に対する勧説に基づく申込み・契約締結についての取消権の導入、および、契約締結を安易に誘導しながら取引の解約を不適に制限する条項を原則として無効とする規定の導入など、として、具体的な検討課題を記述してください。	御指摘の課題を含め、消費者の様々な脆弱性を踏まえた制度の在り方について、抜本的な検討が必要と考えており、課題を限定的に列挙することは適当ではないと考えます。
45	I	61	(2)	① ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	消費者庁の「消費者契約に関する検討会報告書」の公表及びその後の意見募集等により改正法案が示されました。1年9か月かけた検討会の報告書の内容の多くが反映されませんでした。消費者の心理に着目した取消権をはじめとした重要な課題について、今後さらに検討する必要があることを具体的に記載してください。また、今回の改正の周知・広報について、消費者はもちろんですが、特に事業者に徹底することを記載してください。(I-68)	消費者庁としては、検討会報告書を基礎としつつ、この報告書に寄せられた御意見を含め、関係各方面からの御意見も伺いつつ、法制的な検討を進め、法案として提出したものです。 御指摘の課題を含め、消費者の様々な脆弱性を踏まえた制度の在り方について、抜本的な検討が必要と考えており、課題を限定的に列挙することは適当ではないと考えます。 また、改正法案が成立した暁には、御指摘の事業者に対するものも含め周知・広報に、しっかり取り組んでまいります。
46	I	61	(2)	① ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	消費者契約法の認知度をKPIに設定し、令和6年度までに認知度を50%とする目標値は低すぎます。令和元年度から令和2年度の認知度の進捗は7%増です。この進捗を参考にすると令和4年度には50%を超えることになります。消費者の自主的かつ合理的な選択を醸成するであれば目標値を見直す必要があります。	認知度の状況を見つつ、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
47	I	61	(2)	① ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	消費者が合理的判断ができない状況で、事業者からの不当勧説を受けて契約した場合の取消権を設けていただきたい。消費者の判断力や心理状態に着目したつけ込み型の勧説は、消費者契約法の主旨から見て、困惑型類型の不退去、退去妨害と同等に扱われるべきと思います。高齢者や若年成人の増加、障がい者の知識経験判断の不足による契約について、多角的な判断で、合理的な契約でない脱法的な消費者契約は、取消権を設け、消費者被害救済に役立つ法律にすべきだと思います。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
48	I	61	(2)	① ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	(ア) 消費者取引市場における事業者・消費者間の情報・交渉力の格差の是正と消費者取引の適正化の促進を図るために、消費者契約に関する民事ルールである消費者契約法を拡充すべきであり、具体的には、「消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)」(2014年7月17日)で提言した内容への法改正が行われるべきである。 (イ) 2016年及び2018年に改正された消費者契約法(2017年6月及び2019年6月施行)の実効性を確保するため、引き続き、消費者、事業者及び消費生活相談員等に対する十分な周知が図られるべきであり、工程表にも具体的な策とスケジュールが明記されるべきである(「消費者基本計画工程表」案(2020年5月29日))。 (ウ) 2018年改正時の衆参両院の附帯決議においては、取消権については、困惑型の脱法防止規定、心理状態に着目した規定、判断力不足に着目した規定、不当条項の追加については、サルベージ条項により損害賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項、消費者契約法10条前段要件の例示として所有権等を放棄させる条項、解除権を制限する条項が提案された。しかし、損害賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項以外の規定は、2022年3月に提出された消費者契約法の改正法案には盛り込まれなかった。 その原因を明らかにし、2018年改正時の衆参両院の附帯決議において措置すべきされた事項について、検討スケジュールを明記すべきである(「消費者契約法の改正骨子案」に関する会長声明(2022年2月28日))。 (エ) KPIが施策内容と合致していない。施策の進捗状況をできる限り正確に測定・把握・評価することができるよう実効的なKPIを設定すべきである(「消費者基本計画工程表」の実効性向上を求める意見書(2021年3月18日)(以下「KPI意見書」という。))。 基本計画第5章1(2)においては、「いわゆるつけ込み型不当勧説取消権の創設等に係る検討結果を踏まえて、必要な措置を講ずる」とされているのであるから、これについて講じた措置の有無をKPIにすべきである。	(ア)、(エ)につきましては、御指摘の点について、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 (イ)の消費者契約法の周知広報活動のスケジュールにつきましては、記載しております。 (ウ)につきましては、消費者庁としては、検討会報告書を基礎としつつ、この報告書に寄せられた御意見を含め、関係各方面からの御意見も伺いつつ、法制的な検討を進め、法案として提出したものです。消費者契約法については、抜本的な検討が必要と考えており、課題を限定的に列挙することは適当ではないと考えます。 (エ)につきましては、消費者契約法の改正骨子案に関する会長声明(2022年2月28日)によると、2018年改正時の衆参両院の附帯決議においては、取消権については、困惑型の脱法防止規定、心理状態に着目した規定、判断力不足に着目した規定、不当条項の追加については、サルベージ条項により損害賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項、消費者契約法10条前段要件の例示として所有権等を放棄させる条項、解除権を制限する条項が提案された。しかし、損害賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項以外の規定は、2022年3月に提出された消費者契約法の改正法案には盛り込まれなかった。 その原因を明らかにし、2018年改正時の衆参両院の附帯決議において措置すべきされた事項について、検討スケジュールを明記すべきである(「消費者契約法の改正骨子案」に関する会長声明(2022年2月28日))。
49	I	64	(2)	① オ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進	さらに、国は、消費者取引の公正を確保するため、業種・業態を問わず分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備する立法措置を講ずるべきである。そのルール策定に当たっては、誰もが当事者となる消費者取引において、ソーシャルインクルージョン(社会的包摵)の観点から、ぜい弱な立場にある人々の存在をも前提とした制度が必要なことは明白であることに鑑み、一般的な消費者を基準とする規定だけでなく、高齢者、障がい者又は若年者等のぜい弱な状況にある消費者に関する規定を設けるべきである(2021年人権擁護大会決議、公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書(2022年2月18日))。	社会のデジタル化に伴い発生する新たな消費者問題等への対応や、誰一人取り残さない社会的包摵の実現を目指した取組が必要であると認識しており、各種施策の実施に取り組んでいるところです。 御指摘の点については、現行の各省庁所管の業法と消費者庁所管の各法の適切な運用に当たり、参考とさせていただきます。
50	I	64	(2)	① オ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進	【KPI】に「⑨特定援助対象者法律相談援助件数」がありますが、(目標)に記載がありませんので記載してください。	日本司法支援センターにおいて実施する、特定援助対象者法律相談援助については、認知機能が十分ではなく、法的サービスを自発的に求めることができない高齢者、障害者等を対象として、福祉機関が申し入れる制度であり、具体的な件数を目標と設定することにならないことから、修正は行いませんが、進捗欄に実績件数を明記しました。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
51	I	64	(2)	① オ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進	<p>我が国の超高齢社会の進展に伴う高齢者の消費者被害・トラブルの深刻さに鑑み、徹底した調査分析を実施するとともに、諸外国における不招請勧誘への対策を広く調査し、高齢者の消費者被害・トラブルの防止のために、不意打ち的な勧誘をあらかじめ回避できるよう、訪問勧誘及び電話勧誘を事前に包括的に拒否できる制度を導入するよう特商法の必要な改正を行い、かつ、高齢化の進展等による社会経済情勢の変化への対応等の観点から、消費者契約法を改正して、つけ込み型不当勧誘行為に対する規律等を導入するべきである(消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)(2014年7月17日)、特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書(2015年7月17日)、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見書(2015年9月10日)、「消費者契約法の一部を改正する法律」及び「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」の成立に関する会長声明(2016年5月25日)、消費者庁「消費者契約に関する検討会」における検討の方向性に対する意見書(2021年1月22日)、2021年人権擁護大会決議、消費者契約に関する検討会報告書に対する意見書(2021年10月18日)、公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書(2022年2月18日))。</p> <p>法務省の取組である特定援助対象者法律相談援助の実施は、特定援助対象者法律相談援助件数をKPIとしているものの、その目標設定自体がなく、具体的件数を目標として設定すべきである。消費者庁の取組である国民生活センターや消費生活センター等の経路を活用した成年後見制度の周知も、周知度を客観的かつ明確に判断できる指標となっておらず、改善すべきである(KPI意見書)。</p>	<p>特定商取引法について、訪問販売や電話勧誘販売に係る勧誘規制に関する法規制や解釈見直しの必要性については、消費者委員会特定商取引法専門調査会においては、消費者委員会特定商取引法専門調査会に於いて委員間で共通認識が形成されるには至らず、報告書にも盛り込まれなかつたと承知しています。一方で、専門調査会においては、現時点において対策を行うべき点として、法執行の強化、再勧誘の禁止等の法令遵守の徹底や勧説受託意思の励行等の自主規制の強化、その他各種の取組を推進していく点については、意見が一致したものと承知しており、まずはこれらの取組を進めていくことが重要と認識しております。引き続き消費者トラブルの状況等を見ながら、消費者委員会からの答申を十分踏まえつつ、今後見直しを行う必要が生じた場合においては、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>消費者契約法に関する御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>また、消費者安全確保地域協議会を兼ねた協議会を設けている取組事例も存在しており、研修等でこれら好事例を紹介することなどにより連携の促進に取り組んでいく考えです。</p> <p>日本司法支援センターにおいて実施する、特定援助対象者法律相談援助については、認知機能が十分ではなく、法的サービスを自発的に求めることができない高齢者・障害者等を対象として、福祉機関が申し入れる制度であり、具体的な件数を目標と設定することになじまないことから、修正は行いませんが、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。</p>
52	I		(2)	①	<p>政策推進のための行政基盤の整備という観点において、新しい課題・横断的な課題に対応し、消費者取引の公正を広く確保していくためには、政策面・制度面の検討等を的確に進め、法令等を整備していく必要がある(基本計画第4章(4)参照)。消費者取引の公正を確保するためには、現行の消費者安全法の「すき間事案」に対する対応だけではなく、業種・業態を問わず分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備する立法措置を講ずることが必要である。この点を消費者庁の取組として実施施策に加えるべきである(第63回人権擁護大会決議「超高齢社会において全ての消費者が安心して安全に生活できる社会の実現を推進する決議」(2021年10月15日)以下「2021年人権擁護大会決議」という)。公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書(2022年2月18日))。また、KPI・今後の取組予定としても、このような立法措置を講ずることに関するものを追加すべきである。</p>	<p>社会のデジタル化に伴い発生する新たな消費者問題等への対応や、誰一人取り残さない社会的包摶の実現を目指した取組が必要であると認識しており、各種施策の実施に取り組んでいるところです。</p> <p>御指摘の点については、現行の各省庁所管の業法と消費者庁所管の各法の適切な運用に当たり、参考とさせていただきます。</p>
53	I	69	(2)	② ア 電気通信サービスに係る消費者保護の推進	今後の取組として、現在普及が進みつつある5Gにおける消費者保護に関する課題とその解決について検討することを記述してください。	御意見を踏まえ、必要に応じて、実態の把握及び制度的検討を実施する旨を追記しました。
54	I	69	(2)	② ア 電気通信サービスに係る消費者保護の推進	消費者保護ルールの実効性を確保するため、制度の実施状況の継続的なモニタリングが行われ、施行規則・ガイドラインが改正されました。これまでの改正においても、電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底がなされていません。法執行の強化を行うことと、引き続きモニタリングやPIO-NET情報から苦情の分析を行い、必要に応じて、更なる法改正を検討する旨記載してください。(I-76)	御意見を踏まえ、必要に応じて、制度改正を踏まえた法執行及び実態の把握及び更なる制度的検討を実施する旨を追記しました。
55	I	73	(2)	② ウ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進	KPIを、対応関係を明確にした上で金融庁に対し報告を行った事業者数に変更した点は評価するが、採択した事業者に対して対応関係を明確にした上で金融庁に対し報告を行った事業者数の比率の数字もKPIとして開示していただきたい。(理由)消費者には全体が見えていないので、どの程度の比率か、その進捗度を理解するには、パーセンテージが望ましいため。	<p>「顧客本位の業務運営に関する原則」が幅広く採択され、多くの金融事業者が顧客本位の業務運営を目指すことを期待するため、同原則において金融事業者の定義は特に定めていません。そのため、金融庁において、同原則を採択した全ての金融事業者を把握することは困難であり、それと金融事業者リストに掲載されている者の比率を示すことは不可能です。</p> <p>また、同原則は、金融事業者が各自の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現できるよう、「プリンシブルベース・アプローチ」を採用しています。そのため、KPIとして一定の目標を設けて、それと実数を比較して現状評価を行うことは同原則の趣旨と馴染まないものと考えます。</p>
56	I	73	(2)	② ウ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進	KPIについて、原則の採択率について、各業態別の達成比率を開示することはできないか?すでに100%に達しているのか? (理由) そうでない業態があるのかどうかを知ることが、どの分野に対して消費者対策をしていくべきかが見えやすくなると考える。	<p>「顧客本位の業務運営に関する原則」が幅広く採択され、多くの金融事業者が顧客本位の業務運営を目指すことを期待するため、同原則において金融事業者の定義は特に定めていません。そのため、金融庁において、同原則を採択した全ての金融事業者を把握することは困難であり、それと金融事業者リストに掲載されている者の比率、更にその業態別の比率を示すことは不可能です。</p>
57	I	73	(2)	② ウ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進	<p>(7) 金融庁は、外貨建生命保険の販売について、法令や保険会社向けの総合的な監督指針に基づく監督を強化すべきである。例えば一定年齢以上の高齢者に対する勧誘・販売や、保障商品としての保険を希望する顧客に対する勧誘・販売は、適合性原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘・販売に当たるとするなどして、同監督指針の規定を実効性あるものにすべきである(外貨建生命保険の販売についての意見書(2022年3月18日))。</p> <p>(イ) 金融庁は、外貨建生命保険の販売者が顧客に対して、外国債券、投資信託及び掛け捨ての死亡保険等を個別に購入することによって当該保険と同等の経済的效果を得られること及び個別に購入した場合とのコストの違いについて説明しなければならない旨を、保険会社向けの総合的な監督指針に明記すべきである(同上)。</p> <p>(ウ) 金融庁は、外貨建生命保険の商品審査において、保険料を支払う際に円貨から外貨への為替取引が伴っている契約の場合、顧客が当該保険をクーリング・オフしたときは、外貨ではなく支払った額の円貨で返金される旨を各保険の約款上明記することを求めるべきである(同上)。</p>	<p>(ア)について、外貨建て保険については、高齢の顧客の方が元本保証と誤認すること等に伴う御意見が多いため、適切な保険募集が行われることが、とりわけ重要と考えています。</p> <p>金融庁では、高齢の顧客に対する外貨建保険の販売について、一律の年齢制限等のルールを課すことは行っていませんが、外貨建て保険を販売する事業者が金融商品の特性や投資経験などの顧客の実情を踏まえた、適切な販売態勢を確保することが重要と考えており、令和3年1月に保険会社向けの監督指針を改正し、保険募集が商品内容を適切に把握しているか、投資勧誘に際して、商品が顧客属性に適うことの合理的根拠があるか検討・評価を行っているかなどを監督上の着眼点として明記しました。</p> <p>こうした考え方のもと、金融庁では、保険会社や販売代理店が顧客本位の業務運営を行い、その業務の質の向上が図られているか、販売態勢などのモニタリングを引き続き実施してまいります。</p> <p>また、生命保険協会の方針においては、社内規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者に対して外貨建て保険の募集を行う場合は、例えば原則70歳未満の親族等の同席が望ましいとするなど、通常の募集に上乗せした対応が求められているものと認識しています。</p> <p>(イ)については、金融庁では国民の安定的な資産形成を図るに当たり、本来、金融事業者が自ら主導的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組を行う金融事業者が顧客から選択されハイカニズムの実現が望ましいものと考えています。</p> <p>そのため金融庁では、令和4年1月、外貨建て保険を販売する事業者の、運用や損失が生じた顧客の分布や、個別商品の運用実績の状況などを販売事業者間で比較可能にする「共通KPI」の定義を公表し、金融事業者に対して、この指標を自主的に公表することで、顧客本位の取組の「見える化」を行うよう促しております。</p> <p>(ウ)については、外貨建て生命保険を販売する生命保険会社の多くは、外貨建て生命保険であっても円貨で保険料を支払うことができる「円入金特約」を取扱っております。このような生命保険会社は、契約申込時に顧客の意向を十分に確認し、クーリング・オフの際に支払った額の円貨にて返金してほしいという意向を持つ顧客に対しては「円入金特約」の付加を勧めるなど、十分な情報提供や意向把握を行うことが必要であると考えられます。</p> <p>既に生命保険協会においては、外貨建て生命保険に「円入金特約」を付加して円貨で保険料を支払った場合と、当該特約を付加せずに外貨で保険料を支払った場合ごとに、クーリング・オフの際に返還される通貨が円貨であるか外貨であるかを分かりやすく説明するために、注意喚起用文書のひな型を作成するほか、生命保険各社が募集現場において書面で説明を行うべき事項等を定めたガイドラインを改定(令和3年12月23日付)する等の取組を開始しております。</p> <p>金融庁としては引き続き、生命保険各社の募集現場における十分な情報提供や意向把握の実現に向けた取組を促してまいります。</p>
58	I	73	(2)	ウ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進	<p>(2)「(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」について</p> <p>① I (2)に「金融サービス仲介法制」の項目を追加すべきである。</p> <p>② 金融サービス仲介制度の具体的な整備については、以下の点に留意すべきである(金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告の「第2章 金融サービス仲介法制」についての意見書(2020年2月20日))。</p> <p>ア 金融サービスの提供に関する法律施行前の顧客保護水準を確保するとともに、横断的なサービス提供や技術の進展による新たなリスクに適切に対応し得る制度とすべきである。</p> <p>イ 業務範囲について、以下の点に留意すべきである。</p> <p>(7) 取扱可能な商品・サービスを、商品設計が複雑でないもの、日常生活に定着しているものに限定することを旨とし、その具体的な内容は、顧客保護の趣旨に従って、適切に定められるべきである。</p> <p>(イ) 仲介行為としての「媒介」について、現行の解説・運用を前提としつつ、新たな技術的な展開を踏まえて、対象となる行為を明確化すべきである。</p> <p>ウ 参入規制としての保証金の供託については、その額は、顧客の損害賠償請求の充足に十分な水準のものとすべきである。</p> <p>エ 行為規制について、以下の点に留意すべきである。</p> <p>(7) 業務運営に関する体制整備義務については、金融サービスの提供に関する法律施行前において各仲介業者に求められている水準を確保すべきである。</p> <p>(イ) 分野間・兼業業務間・グループ会社等の間の顧客情報の利用・提供につき、顧客から同意を取得する際には、顧客が、対象情報の内容、情報共有の範囲及び利用方法等について具体的な認識の下で同意を行うことを確保すべきである。</p> <p>(ウ) 仲介業者の中立性確保のために、顧客の求めに応じて仲介業者が開示すべき事項としては、手数料等、委託関係・資本関係の有無等のみならず、仲介業者の経済的なインセンティブに影響を及ぼし得る事項を広く対象とすべきである。</p> <p>(エ) 説明義務について、適合性原則を踏まえた適切な説明等を求めること及び契約締結に至る一連の過程において、金融機関・仲介業者による情報提供が全体として適切なものとなるよう、金融機関・仲介業者間に適切な役割分担、相互確認、相互牽制が確保されるべきである。</p> <p>(オ) 「機能」ことの特性に応じた規制については、原則として金融サービスの提供に関する法律施行前の水準が確保されるべきである。</p> <p>オ 新たな仲介業者に係る協会を設け、自主規制の整備等を求めるに際しては、現行の各自主規制団体の水準を確保するとともに、横断的なサービス提供や技術の進展による新たなリスクを踏まえた対応を促していくべきである。</p>	<p>I (2)②ウにおいて、金融事業者による顧客本位の業務運営の浸透・定着を図るための取組に係る施策を掲げています。</p> <p>金融サービス仲介業に係る制度の整備については、頂いた御意見も参考に、適切な顧客保護が図られるよう、関係政令・内閣府令等を整備したところです(2021年6月2日公布、同年11月1日施行)。今後も、制度の定着状況や消費者被害がないかどうかなどについて引き続き注視してまいります。</p>

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
59	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	b 特商法の2016年改正において、指定権利を特定権利とし、役務の解釈を見直すことにより、規制の隙間がなくなるとされたが、組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約等の形態で収益の配分・財産の分配を受ける権利等の扱いが明確でない面があり、これらが規制対象となることを、明確化すべきである。	特定商取引法において「役務の提供」は「労務又は便益の提供」と解されています。「組合契約・匿名組合契約・投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約等の形態で収益の配分・財産の分配を受ける権利」については、収益の配分や財産の分配という「便益の提供」を受けることを内容とする役務提供契約であると位置付けることが可能であり、これらが訪問販売等で行われる場合は特定商取引法の規制対象となり得ると考えられます。
60	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	(イ) 罰則の強化 無登録業者の営業行為に、金融商品取引法の広告規制、書面交付義務、適合性の原則、説明義務の違反に相当する行為がある場合及び不招請勧誘に該当する行為がある場合は、刑を加重する規定を置くべきである。	金融商品取引法において、無登録業者に対する罰則の引上げ等の取組を進めてきたところです。
61	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	(ウ) 迅速な行政対応を可能にするための法整備 a 金融庁、証券取引等監視委員会及び消費者庁に、無登録業者に対する報告徴求及び立入検査の権限を認めるべきである。また、報告拒否や検査拒否等については、罰則を設けるべきである。	金融商品取引法においては、無登録業者に対して、裁判所への禁止命令等の申立てに係る報告徴求・検査等の調査権限等を行使することが可能であり、虚偽報告・検査忌避等に係る罰則が設けられています。
62	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	b 金融庁、証券取引等監視委員会及び消費者庁に、無登録業者に対する行政処分(業務停止)の権限を認めるべきである。また、裁判所を通じた財産保全命令制度を設けるべきである。	金融商品取引法においては、無登録業者について、裁判所への禁止命令等の申立てをすることが可能です。
63	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	c 金融機関の更生手続の特例等に関する法律を改正し、破産手続開始の原因となる事実がある場合に当局から破産手続開始の申立てを行える範囲を、金融商品取引業者全般だけでなく、無登録業者にも拡大すべきである。	金融機関の更生手続の特例等に関する法律において、監督当局が破産手続開始の申立てをできるとされているのは、監督権限等を背景に、金融商品取引業者の経営実態を適時適切に把握することができるためであると考えられます。したがって、監督当局の監督権限等が及ばない無登録業者について、破産手続開始の申立てを直ちに認めることは適当でないと考えられます。
64	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	d 携帯音声通信事業者による契約者本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を改正し、固定電話・IP電話(インターネットプロトコル電話)を適用対象とするとともに、固定電話・IP電話のレンタル業者に対しても、本人確認義務を課すなどの規制を行うべきである。	現在のところ、携帯電話不正利用防止法を改正する予定はありませんが、特殊詐欺に利用された固定電話番号については、警察からの要請があった場合に、電気通信事業者において、その利用を停止するなどの取組を令和元年9月から実施しているところです。さらに、昨今の特殊詐欺の被害状況等を踏まえ、050IP電話番号についても、令和3年11月から当該対策の対象に加えることとしています。
65	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	e 株式会社等の取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請については、住民票等の添付を必要とする改正がなされたところであるが、添付資料として就任の承諾をした事實を証する書面に押捺した印鑑の印鑑登録証明書を求めることが検討されるべきである。	申請人側の負担の観点から、就任承諾書に実印による押印とその印鑑の印鑑証明書の添付を求めるのではなく、住民票等の本人確認書類を求めることが相当であると考えておりますが、御指摘の点については、今後の法令改正の参考にさせていただきます。
66	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	f 郵便物受取サービス(いわゆる私設私書箱)を行う事業者に対する規制法を制定し、同事業者に対して、監督官庁への届出、業務取扱主任者の設置及び研修の受講並びに利用契約締結時の契約者の面前確認を原則とするなどの厳格な本人確認措置を義務付けるべきである。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
67	I	75	(2)	② 工 詐欺的な事案に対する対応	無登録業者による詐欺的な事案や詐欺的な商法に対する対策として、以下の法整備を行うべきである(未公開株の被害の防止及び救済に関する意見書(2010年6月17日)、特定商取引に関する法律における指定権利制の廃止を求める意見書(2013年12月19日)、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見書(2014年12月4日)、特殊詐欺及び利殖勧誘詐欺等の抑止のための郵便物受取サービス(いわゆる私設私書箱)の適正化を求める意見書(2021年3月18日))。 (7) 民事法規定の整備 a 金融商品取引法若しくは金融商品の販売等に関する法律に、無登録業者が金融商品を販売する契約を無効とし、又は、これを取り消すことができる旨の規定を置くべきである(一部実現済み)。	御指摘の民事法規の規定の整備については、金融商品取引法上、無登録業者による未公開株の取引の売買契約は原則として無効とされておりますが、無登録業者による金融取引について一律に無効とすること等は、取引自体に問題のない場合も無効となるなど、民事ルールとしては過剰なものとなり得ると考えられます。
68	I	76	(2)	② オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等についての対応	KPIに「新規登録者数」を挙げているが、消費者被害を防止する目的のKPIであり、この分野での被害が多い実情に鑑みると、この項目をKPIにすることの意味が何かの説明が欲しい。	対象業者の増加の動きも踏まえて、リスクベースのモニタリングを行っており、こうした観点から「新規登録件数」と「行政処分件数」をKPIとしております。
69	I	76	(2)	② オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等についての対応	KPIとしては、この業態が個人(消費者)から、投資型CFでしか資金調達をしなくてはならない事業者に対してどの程度の資金調達をしているのか等を数値として示して、成長分野への家計の資金調達にどの程度貢献できているのかを定点観測していくべきではないのか。この業態の育成と消費者の不利益を定点的に利益衡量できるようなKPIを設置すべきである。	投資者保護の観点から、どのようなKPIを設定するかについては今後も引き続き検討してまいります。
70	I	76	(2)	② オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等についての対応	投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等の定義について確認したい。2021年にソーシャルレンディングと称する大手CFが行政処分を受けたはずであるのに、令和3年度の行政処分数が0となる。そうであるとすると、投資型CFにソーシャルレンディングは含まれないことになる。そうであるならば、ソーシャルレンディングという別項目を立てるべきである。	投資型クラウドファンディングは、金融商品取引法上の電子募集取扱業務を行う者としております。御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
71	I	76	(2)	② オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等についての対応	消費者トラブルの絶えない第2種金融商品取引業者について独立した項目を新設し、登録事業者数と行政処分数、そして、被害防止に向けて金融庁などがどう動いているかを示すためには、一般消費者への注意喚起を何件発したか等をKPIとするよといと考える。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
72	I	76	(2)	② オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等についての対応	クラウドファンディングについて、以下に記載のとおり、適切な運用を確保すべきである(「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」に関する意見書(2014年2月20日)、「平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等」に関する意見書(2015年3月12日))。 (イ) 発行者の財務状況、事業計画等の審査等が適切に確保されることとともに、審査等の情報提供が適切に確保されるべきである。 (ロ) ウェブサイト上における掲示板の扱い(開設の是非、開設を認める場合には投資者への注意喚起、問題情報の判断や削除等)、行動ターゲティング広告(その是非、規制の在り方等)、システム障害(システム障害防止のための措置やシステム障害が生じた場合の責任の在り方等)、紛争に際しての証拠の確保のためのデータの保持等について、適切な規制を整備すべきである。	いわゆる投資型クラウドファンディングに係る制度については、リスクマネー供給促進を図りつつ、投資者保護のための必要な措置を講ずるとの観点から、御指摘の事項を含む多数の御意見(2015年5月12日に御意見に対する回答を公表)を踏まえ必要な制度整備を行い、同年5月29日から施行されています。引き続き、当該制度にのっとり適切な運用を図ってまいります。
73	I	80	(2)	② キ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	キャッシュレスを推進している国の施策とネット通販の拡大によって、クレジットカードの利用額度、利用する人が格段に増加し、比例してトラブルも増加しています。消費者では防ぐことができない情報漏えいによるトラブルも増加しています。「クレジットカード・セキュリティガイドライン」が策定され、実務上の指針として位置づけ、着実に取組を進めとあります。官民一体となって早期に取組が行われることが必要です。その旨記載してください。また、消費者教育はもちろん、消費者に対する注意喚起など、消費者庁としての取組みを具体的に記載してください。割賦販売法の改正による、クレジット番号等の管理義務者の対象範囲が拡大されました。情報商材や出会い系サイト業者の決済を代行する悪質なクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対して、加盟店調査義務等を果たしていません。この現状をモニタリングし、速やかに業務改善命令、登録の取消しを厳格化すると記載してください。また、コンビニ後払い等新たな決済方法に対して法律による規制を早急に検討することを記載してください。(I-89)	キャッシュレスに関する注意喚起等の取組については、若年者向けの消費者庁公式LINEである「消費者庁 若者ナビ！」に、キャッシュレス決済に係る注意喚起動画や注意ポイントを掲載するなどし、注意喚起を実施いたしました。今回の改定に当たり、「キャッシュレス決済においてトラブルに遭った者の割合」「キャッシュレス決済に関する消費生活相談件数」をKPIに設定することとしており、これらの指標も注視しつつ、引き続き、消費者に対する注意喚起等に取り組んでまいります。また、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査・措置の義務に関しては、割賦販売法に基づく立入検査等を通じて履行状況を把握するとともに、必要に応じて行政処分を実施する等、適確な法執行を行ってまいります。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
74	I	80	(2)	② キ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	包括信用購入あっせんのクレジットカード等の利用限度額が10万円以下である場合の登録少額包括信用購入あっせん業者、又は支払可能見込額調査(割賦販売法30条の2第1項)に代えてクレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」(利用者支払可能見込額の算定)を使用する場合の認定包括信用購入あっせん業者の認定において、当該与信審査方法の合理性を事前審査する手続と、事後の措置として、貸倒率又は延滞率等の客観的検証手続を実効性あるものとして運用するべきである(クレジット過剰与信規制の緩和に反対する意見書(2019年5月10日))。	登録少額包括信用購入あっせん業者及び認定包括信用購入あっせん業者については、登録・認定の審査に当たって、審査手法の適切性等や自社の延滞率の管理办法等についての事前審査を行うこととともに、事後的な監督として、延滞率等の客観的な指標の報告を求ることとしており、今後も、的確な法執行を行ってまいります。
75	I	81	(2)	② ク 商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	商品先物取引について、不招請勧誘禁止規制を維持し、その実効性を高める持続的な手当てをすべきである(商品先物取引についての不招請勧誘規制の維持を求める意見書(2012年4月11日)、商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案に対する意見書(2014年4月16日)、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令に関する意見書(2015年2月20日)、不招請勧説規制の強化を求める意見書(2015年5月7日))。	経済産業省及び農林水産省としては、不招請勧説規制が導入された経緯・趣旨を踏まえ、引き続き適切に監督してまいります。
76	I	83	(2)	コ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	(7)「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」の周知徹底を図り、民間賃貸住宅をめぐるトラブルの防止に努めるべきである(社会資本整備審議会住宅宅地分科会民間賃貸住宅部会「中間とりまとめ」に対する意見書(2009年9月18日)、「民間賃貸住宅政策について(意見募集)」に対する意見書(2010年1月29日))。 (イ)家賃債務保証業者に対する業務の適正化により、消費者である賃借人の居住の安定を図り、その権利を擁護する取組については、義務的登録制、不当な取立行為の禁止、家賃等弁済情報提供事業の禁止等を含む規制など、法的な規制により現状が図られるべきである(社会資本整備審議会住宅宅地分科会民間賃貸住宅部会「中間とりまとめ」に対する意見書(2009年9月18日)、「民間賃貸住宅政策について(意見募集)」に対する意見書(2010年1月29日)、家賃等弁済情報提供事業の禁止を含む抜本的見直しを求める会長声明(2010年9月24日)、賃借人居住安定化法(追い出し屋規制法)の早期制定を求める会長声明(2011年10月13日)、賃借人居住安定化法(追い出し屋規制法)の制定を求める意見書(2012年6月28日))。 国土交通省は、2017年10月25日に施行した大臣告示により、任意の登録制度を創設し、登録した家賃債務保証業者に対する規制をしているところであるが、住宅確保要配慮者の居住権を保障し、家賃債務保証業者による不当な取立行為(求償権の行使)等による賃借人の被害を防止する観点からは、少なくとも、当連合会が繰り返し指摘してきたように、家賃債務保証業にあっては、a 不当な取立行為の禁止、b 義務的な登録制の導入、c 家賃滞納情報提供事業の禁止等の法的規制及び規制の実効性を確保するための具体的措置の構築が不可欠である。 また、住宅確保要配慮者を支援するため、公的保証の拡充及び居住支援の取組強化による雇用や社会保障におけるセーフティネットとの連携等を図るべきである。こうした施策こそが眞の意味での住宅セーフティネットの確立となる(「民間賃貸住宅政策について(意見募集)」に対する意見書(2010年1月29日)、セーフティネット住宅における家賃債務保証の在り方に関する会長声明(2016年12月8日))。	(ア)について、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」については、国土交通省のウェブサイトにおいて公表・掲載等を行い、周知を図っているところです。引き続き、周知を図ってまいります。 (イ)については、今後の施策の実施の参考にさせていただきつ、関係者の皆様の御理解を得ながら、引き続き賃借人の居住の安定の確保に向けた取組を進めてまいります。なお、2017年10月に、家賃債務保証業を営む者の業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅の賃借人の利益の保護と家賃債務保証業の健全な発達に寄与することを目的に、一定の要件を満たす家賃債務保証業者に対する登録の取消し等の措置基準を定めたところであります、引き続き適正な家賃債務保証業者に関する情報提供を行ってまいります。
77	I	83	(2)	コ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	[上記の続き] (イ)賃貸住宅管理業者に対しては、2011年12月1日に施行した大臣告示により、任意の登録制度を創設し、賃借人等の利益の保護をするなどの規制をしてきたところ、2020年6月12日に成立した「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」(令和2年法律第60号)によって、賃貸住宅管理業の義務的登録制(2021年6月施行)や、サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置(2020年12月施行)等が講じられた。 しかししながら、告示の規定において示されていた「賃借人の利益の保護」が、「賃貸住宅の居住の安定の確保」と後退し、賃借人等の利益の保護する規制が盛り込まれなくなるなど、賃借人の保護に欠ける問題があり、当連合会がこれまで指摘してきたとおり、賃貸住宅管理業者の不当な取立行為等による賃借人の利益の保護を防止する措置を講ずることが必要である(「民間賃貸住宅政策について(意見募集)」に対する意見書(2010年1月29日)、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(仮称)案等に対する意見書(2021年3月17日))。具体的には、同法施行規則を改正して、賃貸住宅管理業者の登録申請書に添付しなければならない書面として、維持保全業務及び金銭管理業務の適正な履行方法に関する事項を含む内部規則を整備したものを要求すべきであり、その内容としては、不当な取立行為を禁止することなどの事項を定めたものとすべきである。このような内部規則を整備していない場合や、金銭管理業務の履行方法に関する内部規則が適切であると認められない場合等には、「賃貸住宅管理業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」(同法6条1項6号)として、登録を認めないとすべきである。さらに、管理委託契約の締結前に交付する書面の記載事項として、管理業務の履行方法に関する内部規則の整備状況を含めた上で、委託者に報告しなければならない事項である管理業務の実施状況や入居者からの苦情の発生状況及び対応状況については、前記の内部規則に沿った業務を行ったかどうかを基準とすべきである(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(仮称)案等に対する意見書(2021年3月17日))。 また、同法においては、従来の現行の任意の登録制度と異なり、いわゆる受託管理型の賃貸住宅管理業者に対する不実告知の禁止等の業務規制が定められていない上、いわゆるサブリース型の賃貸住宅管理業者等に対する業務規制につき、家賃変動リスク等についての建築勘定型の建築工事締結前の説明義務が明記されていないなどの不備があり、当連合会がかねてより指摘してきたとおり、借上げ家賃の変動リスク及び借上げ期間の限定期限なし中途解約のリスク等について建築工事締結前の説明を法令上の義務とすべきである(サブリースを前提とするアパート等の建設勘定の規制強化を求める意見書(2018年2月15日))。 (イ)家賃債務保証業者や賃貸住宅管理業者による滞納家賃等の取立てや立退要求に際しては、弁護士法72条及び73条の潜脱にならないよう、規制を図るべきである(「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案第61条」に関する意見書(2010年4月19日)、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(仮称)案等に対する意見書(2021年3月17日))。	(ウ)については、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律は、賃貸住宅管理業の業務の適正な運営を確保することにより、賃貸住宅の入居者の居住の安定の確保及び賃貸住宅の賃貸に係る事業の公正かつ円滑な実施を図ることを目的としており、入居者の保護の観点も含まれているところですが、頂いた御意見は、今後の施策の推進に当たって御参考とさせていただきます。 (エ)今後の施策の実施の参考にさせていただきつ、関係者の皆様の御理解を得ながら、引き続き賃借人の居住の安定の確保に向けた取組を進めてまいります。なお、2017年10月に、家賃債務保証業を営む者の業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅の賃借人の利益の保護と家賃債務保証業の健全な発達に寄与することを目的に、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国が登録・公表する制度を創設、2019年4月には家賃債務保証業者に対する登録の取消し等の措置基準を定めたところであります、引き続き適正な家賃債務保証業者に関する情報提供を行ってまいります。
78	I	85	(2)	サ 住宅リフォーム等における消費者保護	住宅リフォーム事業団体登録制度の登録団体その事業者の数がまだ少ないように感じます。まだまだ消費者は登録事業者以外の事業者にリフォーム依頼を行わざるおえない現状と考えます。見積書や工程表の提示がないまま工事が行われることに不安を感じことがあります。登録団体に属していない事業者に対しても、業務の適正な運営の確保の施策をお願いします。	御指摘の趣旨を踏まえ、リフォーム事業者における適正な業務運営・消費者への情報提供等を推進するため、リフォーム事業者団体登録制度の普及推進に努めてまいります。
79	I	85	(2)	サ 住宅リフォーム等における消費者保護	住宅リフォーム事業者団体登録制度では、リフォーム事業者に対する規制が間接的で極めて不十分であるため、より根本的に、(ア)1500万円未満の工事を行うリフォーム業者に対しては、営業許可制度を適用できるように建設業法を改正すること、(イ)リフォーム工事を請け負う者に対し、工事内容・代金額等の重要な事項を記載した契約書を作成・交付すべき義務を課し、その義務を実効あらしめるための担保的制度(例えば、書面交付義務違反時の無条件解除権等の民事規定)を設けること、(ウ)リフォーム工事について、建築士による設計・監理及び建築確認・検査制度を厳格に要求すること、(オ)リフォーム被害の救済を図るために、a リフォーム業者に営業実態に応じた営業保証金を供託させる制度、又は、b 被害発生時に備えた強制加入の賠償責任保険制度を設けること、(オ)リフォーム被害防止のための、不招請勧説の禁止や特定商取引法上のクーリング・オフの期間長期化など消費者保護の観点からの法制度の整備ないし強化すること、といった法令の整備ないし改正に向けた取組がなされるべきである(「リフォーム被害の予防と救済に関する意見書(2011年4月15日)」)。 また、安心R住宅制度及びその関連制度(建物状況調査等)についても、既存住宅における安全・安心の10大健全化という内実からほど遠いため、(ア)既存住宅状況調査に関し、a 安全性が担保されるようなガイドライン及びチェックリストを国において作成し、b 建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)(国土交通省のひな形)もそれらに対応したこと、(イ)安心R住宅に關し、a 既存住宅状況調査において瑕疵が確認された住宅は修繕により当該瑕疵が完全に除去されたことを、瑕疵の可能性が認められた住宅は詳細調査により当該瑕疵のないことが確認されたことを、b 着工の時期にかかる耐震診断により安全性が確かめられたことを、それぞれ標準付与の条件として要求すること、(ウ)既存住宅瑕疵保険に關し、瑕疵による損害を十分に填補するため、保険期間及び保険金額を手厚く充実させること、といった法令の整備がなされるべきである(京都弁護士会2019年3月6日付「安心R住宅」及びこれに関連した制度に関して抜本的な見直しを求める意見書)参照。 上記各制度は、住宅リフォーム市場や中古住宅市場の活性化なしし発展に軸足を置いた制度となっており、前述のとおり消費者保護のための制度としては極めて不十分で、改善すべき点が多数あるものである。 ところが、国土交通省は、上記各制度について、改善を検討することなく、普及を図ることのみに取り組んでいるにすぎない。その結果、2022年2月末現在において、住宅リフォーム事業社団体登録制度における登録団体数はわずか16件、「安心R住宅」制度における登録団体数はわずか13件にとどまっている。「消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保」が図られる制度でないため、消費者にとって有益な情報となりえず、そのため、事業者にとっても制度利用(登録)のメリットが乏しいものになっていることが、これらの実績に現れているものと言える。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
80	I	89	(2)	ス 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応	独居の高齢者の身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスの需要が、少子高齢化の進展により、今後一層高まっています。消費者委員会が発出した建議(平成29年1月31日)後、ガイドラインの策定や法整備がされていません。消費者がこれらのサービスを安心して利用できるよう、消費者に注意喚起や全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で事務連絡や注意喚起の内容を再周知していただきましたが、周知徹底のため、引き続き情報提供を行うとともに、関連する消費生活相談の状況を注視し、実態把握を行った上で、起こり得る消費者問題を先取りして、必要な措置を検討・実施することを明記してください。(I-100)	消費者庁では、令和3年度に、身元保証等高齢者サポートサービス等の資産管理に関する契約について、慎重に対応する必要があることを注意喚起する等、情報発信に取り組んでいます。今後も、消費生活相談内容等を基に現状を把握し、必要な対応の検討・実施に取り組んでまいります。
81	I	89	(2)	ス 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応	身元保証等高齢者サポート事業における契約トラブルを防止するため、情報提供にとどまらず、今後の取組として、監督官庁による行政規制、預託金保全制度の創設、適切な事業者の選択を消費者にさせるための情報提供の制度、及び保証委託契約を容易に解約できる仕組みの導入等の法整備を行うことが必要である(2021年人権擁護大会決議)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
82	I	91	(2)	セ 美容医療サービス等の消費者被害防止	平成29年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案があつた場合における厳正な執行、KPIの目標では当該指標を注視しつつ、適切に対応を行うと書かれておりますが、特定継続的役務提供に該当しない美容医療に関する苦情の検証を行い、必要に応じて法律改正に繋げることを記載してください。(I-102)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
83	I	91	(2)	セ 美容医療サービス等の消費者被害防止	消費者がエステ機器を操作するセルフエステは、人体に影響を及ぼすリスクを分からず、自分で機器を操作すると事故につながる危険がある。脱毛や美顔に关心がある若年層が利用することが多く、フランチャイズによる店舗が急速に増えている。セルフエステは、販売やレンタルとみなされることもあり、特商法に該当せず、クーリング・オフや中途解約規定が適用されない。脱毛などエステに关心がある若年層は、成人年齢引き下げにより、18歳以上は親の同意なしに契約を行う事ができるようになり、契約トラブルが増えることも想定されるが、法整備が必要と思われます。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
84	I	95	(2)	②	タ 探偵業法の運用の適正化 探偵業者に関する消費者被害を未然に防止するため、探偵業法、消費者安全法及び独立行政法人国民生活センター法を以下のとおり改正すべきである(探偵業の業務の適正化に関する法律等の改正を求める意見書(2017年6月15日))。 (ア) 探偵業者の調査の方法に「電話又はインターネットを用いた調査その他これらに類する方法による調査」を加えること。 (イ) 探偵業務の広告につき、重要事項の適切な表示を求めること。 (ウ) 探偵業務が事実の調査であつて、損害の回復又は請求の排除を目的とする業務を行い得ないものであることについて、書面を交付して説明しなければならないものとすること。 (エ) 消費生活センター以外の者は、消費生活センター又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとすること。	立入りや研修会等を通じて、探偵業者に対する指導を徹底し、引き続き、探偵業務の運営の適正を図ってまいります。
85	I	96	(2)	②	チ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 電力・ガス取引等監視委員会・国民生活センター・消費者庁が共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを4回にわたり公表しましたが、多くの国民には届いておりません。特に高齢者は悪質な代理店の訪問販売で「安くなる」のセールストークに翻弄され、意思に反して契約をしてトラブルに巻き込まれています。二次代理店や三次代理店は、特定商取引法や電気事業法・ガス事業法を理解しておりません。KPIの目標に、悪質事案に対し厳正に対処していくと書かれておりますが、具体的に注意喚起による実名公表や代理店指導の徹底と明記してください。(I-108)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
86	I	96	(2)	②	チ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 電力小売りガイドラインには、販売する電力の電源構成や非化石証書の有無、CO2排出係数などの記載を「望ましい行為」としていますが、開示している小売事業者は半数に満たない状況です。(監視等委員会制度設計専門会合2022年3月24日資料)国際情勢の不安定化によるリスク軽減に向けたエネルギー自給率の向上、脱炭素社会への転換に向けた再エネ大量導入も視野に、消費者が適切な電気を選ぶことができるよう、表示の徹底を実施すべきです。また、KPIとして、適切に表示している事業者100%を設定することを望みます。	電源構成の開示は、需要家の94.7%が電源構成を開示済みの事業者と契約している状況であり、非化石証書の使用状況の開示は、需要家の87.7%が非化石証書の使用状況を開示済みの事業者と契約している状況であり、CO2排出係数の開示は、需要家の95.8%が開示済みの事業者と契約している状況です(制度設計専門会合2022年3月24日資料)。引き続き電源構成等の開示の状況を注視してまいります。
87	I	96	(2)	②	チ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 施策概要における「経済産業省の取組」として、「相談窓口等に寄せられた不適切な営業活動等について、事実関係の確認や指導を実施し、また、「消費者庁の取組」として、「必要に応じて関係法令(特定商取引法などを)を厳正かつ適切に執行する」としており、その執行状況を評価するKPIとして行政処分件数を挙げているが、その取組の実効性評価としては、行政処分によってトラブル等が減少しているか否かが重要であり、行政処分数のみを指標とするのではなく、相談件数等もKPIとして取組の評価をすべきである(KPI意見書)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
88	I	104	(2)	③	ア 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充 SNSが生活に浸透てくる一方でYouTube、インスタグラムでは、自然な投稿にみせかけて、商品やサービスを紹介するステルスマーケティングが急増しています。消費者に対し広告であることを隠しながら行う販売促進活動のなりすましや、実物よりもよいものだとRPするレビューの記載、実物にはない機能や効果を評価した投稿が増えています。優良誤認表示や有利誤認表示により消費者が不当に正しい情報を得られないことは問題です。また企業側の認識不足から意図せず拡散されることもあることから、「宣伝行為」であることの明記を義務化することで、インフルエンサーや個人の規制の強化を求めます。	いわゆるステルスマーケティングについての景品表示法上の考え方は、2011年10月28日に公表(2012年5月9日一部改定)した「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」において明らかにしているとおりです。例えば、ロコモサイトにおいて、事業者が口コミ代行者に依頼して、自己の提供する商品・サービスの品質その他の内容に係る好意的な書き込みを多数行わせることにより、当該ロコモ情報が、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるものである場合には、景品表示法上の不当表示として問題となります。当該考え方方に沿って、景品表示法の適切な執行に取り組んでまいります。加えて、ステルスマーケティングについては、アフィリエイト広告等に関する検討会報告書において対応するべきとの意見を提言しております。これを受けて、消費者庁では、景品表示法検討会において、ステルスマーケティングへの対応の検討等を行うことといたします。
89	I	104	(2)	③	ア 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充 虚偽誇大な広告による消費者被害は増加の一途です。景品表示法検討会が開始されましたら、今後、アフィリエイト広告、SNS広告のトラブルを注視し必要に応じて景表法の改正をすること、これまでの課徴金制度の運用状況を確認して制度の見直しを検討することを記載してください。(I-113)	御指摘も踏まえ、2022年3月から開催している景品表示法検討会において、デジタル化の進展等の景品表示法を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、消費者利益の確保を図る観点から必要な措置について検討することとしている旨を記載いたしました。
90	I	104	(2)	③	ア 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充 消費者に宣伝と気付かれないように行われる宣伝行為、いわゆるステルスマーケティングは、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為であるが、現在の景表法には直接にこれを規制する規定がない。そこで、内閣総理大臣の指定を追加することによって、不当な表示の禁止(同法5条)の対象に、この種の宣伝行為を加えるべきである(ステルスマーケティングの規制に関する意見書(2017年2月16日))。 課徴金制度については、施行後の現実も出てきているところであるが、今後とも厳正な執行による実効性ある制度としていくことが求められる「課徴金制度の在り方に関する論点整理」についての意見書(2016年11月15日)。また、現在の課徴金制度は、同制度の導入目的である不当表示の事前抑制のために十分な機能を果たしているとは言えず、課徴金算定率の引上げなど制度の見直しを図るべきである(不当表示防止法上の課徴金制度の強化を求める意見書(2020年12月17日))。 問題が多発している美容医療、エステを対象とした不当表示に関する告示・ガイドラインの整備を速やかに行うべきである(美容医療・エステにおける表示・広告の在り方及び安全性確保に関する意見書(2013年12月19日))。 さらに、KPIとしては、昨年同様、措置命令件数及び課徴金納付命令件数を挙げるべきである。「厳正に対処する」という指標では達成状況を評価するための指標となり得ない。	いわゆるステルスマーケティングについての景品表示法上の考え方は、2011年10月28日に公表(2012年5月9日一部改定)した「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」において明らかにしているとおりです。例えば、ロコモサイトにおいて、事業者が口コミ代行者に依頼して、自己の提供する商品・サービスの品質その他の内容に係る好意的な書き込みを多数行わせることにより、当該ロコモ情報が、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるものである場合には、景品表示法上の不当表示として問題となります。当該考え方方に沿って、景品表示法の適切な執行に取り組んでまいります。景品表示法に関する商品や役務の取引について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示の取締りを行っているところ、景品表示法違反事案に対しては、課徴金制度の適用を含め、同法の適切な執行に取り組んでまいります。課徴金制度の見直しについては、御意見を参考にさせていただきます。美容医療、エステを対象とした不当表示に関する告示・ガイドラインの整備に関しては、平成30年5月8日に「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」が公表されています。同ガイドラインの趣旨も踏まえ適切な法執行に取り組んでまいります。
91	I	112	(2)	④	オ 医療機関のウェブサイトによる情報提供 美容医療による消費者被害は後を絶たず、中でも生命・身体に影響のある危害関連の相談件数が増加傾向にある現状に鑑みれば、「医療機関ウェブサイトガイドライン」、「指導事例等の情報共有」による自動的取組の促進、消費者への美容医療サービスを受けるに当たって留意すべき事項の周知等の取組では不十分である。この点、医療法改正により、美容医療の領域に限らず、医療全般について同法上の「医療広告」とみなされていなかったウェブサイト・折込広告・テレビCM・看板等についても、その表示内容が虚偽・誇大にわたる場合には、報告微収・立入検査・罰則・中止・是正命令等の強制力を伴う行政措置をとることができる制度が導入され、ネットバトロール事業による監視体制の強化もとられているが、なお、規制の実効性について注視していくべきである。生命・身体の安全に関わる問題であり、かつ、景表法による規制を及ぼすべき必要性が高い問題であるから、不当表示に対しては迅速かつ適切に措置命令を行なべきである。また景表法に基づく独自のガイドラインを策定すべきである(美容医療・エステにおける表示・広告の在り方及び安全性確保に関する意見書(2013年12月19日))。	医療法における医療広告規制については、平成29年の改正医療法による新たな規制等が施行されたところであり、その実効性については、引き続き、医療広告に関する相談・苦情及び行政指導の件数等を通して把握してまいります。景品表示法については、適切な法執行に引き続き取り組むとともに、御指摘の点に関して、今後の施策の参考とさせていただきます。
92	I	114	(2)	⑤	ア 食品表示制度の適切な運用等 ゲノム編集技術応用食品については、消費者の選択する権利の確保として、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかな場合には、事業者に対し積極的に表示等の義務化を行ってください。また、インターネット販売による食品購入が増加していますので、消費者が確実に商品を選択できるようインターネット販売における食品表示の検討について具体的に明記してください。	ゲノム編集技術応用食品であるか否かを知りたいという消費者ニーズがあることは承知しています。このため、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかな場合には、積極的に情報提供を行っていただきたいと考えており、その旨、事業者に呼び掛けています。表示の義務化については、ゲノム編集技術を用いたものの科学的な判別が困難であることや国内外において取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であることから、現時点では困難だと考えています。引き続き、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集を行い、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて取扱いの見直しを検討いたします。ECサイトにおける国内外の表示実態調査や消費者の意向調査等を踏まえ、「インターネット販売における食品表示情報提供に関するガイドブック」を作成し、2022年度夏頃中に公表することとしています。
93	I	114	(2)	⑤	ア 食品表示制度の適切な運用等 この間、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度、食品添加物表示制度の見直しが行われ、食品表示制度が複雑なものとなっています。消費者が食品表示をさらに活用できるよう、消費者にとって分かりやすい制度となっているか定期的に検証することが重要です。消費者が食品表示制度を理解するための普及啓発方法について、その具体的な方法等を記載すると共に、制度の定期的な検証について追記されることを望みます。	令和元年8月に消費者委員会食品表示部会において、「食品表示の全体像に関する報告書」が取りまとめられたことを踏まえ、消費者庁としては、当該報告書で求められている調査を実施していくこととしております。
94	I	114	(2)	⑤	ア 食品表示制度の適切な運用等 いわゆる無添加表示について「食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてのガイドラインを作成・公表するとともに、消費者における食品添加物への理解を更に深める取組を推進する」旨が加筆されましたら、消費者の理解に向けた取り組みと同様、事業者にもこのガイドラインの内容が正しく理解されるよう周知啓発を行うことを取り組みに加筆してください。 また【KPI】にはガイドライン公表後の効果の確認や見直しについて触れてください。	食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの内容が正しく理解されるように今後も周知に努めてまいります。
95	I	114	(2)	⑤	ア 食品表示制度の適切な運用等 コロナ禍によりインターネット通販が急速に拡大する中、食品の安全性の確保、消費者が正しく食品の選択ができるよう、ECサイト上の消費者への情報提供を充実させる必要性は一段と高まっていきます。令和6年度に「インターネット販売における食品表示の検討」が予定されていますが、消費者に正しい情報がわかりやすく届くよう、ECサイト上の食品表示の在り方について、早急に行なう必要があります。今年度からの取組みの具体的な内容を工程表に記載してください。栄養成分表示の活用についてはデジタル機器での表示を読み取る実証実験が行われています。今後実際に活用できるよう取り組みを続けることを記載してください。(I-123)	ECサイトにおける国内外の表示実態調査や消費者の意向調査等を踏まえ、「インターネット販売における食品表示情報提供に関するガイドブック」を作成し、2022年度夏頃中に公表することとしています。食品表示におけるデジタルツールの活用検討については、令和元年8月に消費者委員会食品表示部会において、「食品表示の全体像に関する報告書」が取りまとめられたことも踏まえ、消費者庁としては、引き続き必要な調査を実施していくこととしております。
96	I	114	(2)	⑤	ア 食品表示制度の適切な運用等 2022年度に完全施行される加工食品の原料原産地表示は非常に複雑でわかりにくい制度なので、消費者の誤解を招かないよう今まで以上の普及啓発が求められます。関心のない消費者にも届くような情報発信の方法などについて具体的な取り組みをしてください。(I-124)	今後も消費者団体等と連携し、食品表示セミナーを開催するなど、積極的な情報発信を行ってまいります。
97	I	114	(2)	⑤	ア 食品表示制度の適切な運用等 食品添加物の表示については、「いわゆる無添加表示」について食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてのガイドラインが令和3年度に作成されました。KPIでは食品表示制度に関する消費者の理解度を上げるとされていますが、事業者に対する制度の周知向上も必要であると考えます。特に食品添加物の無添加表示に関する事業者が正しく表示できるようKPIに追加してください。	食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの内容が正しく理解されるように今後も周知に努めてまいります。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
98	I	114	(2)	⑤ ア 食品表示制度の適切な運用等	ゲノム編集技術による食品の規制はなく、表示もありません。不安を持つ消費者も多い中、表示がないために、ゲノム編集された食品とそうでない食品を購入時に選択することはできません。ゲノム編集された食品かどうか、本当に科学的な判別はできないのでしょうか。まずは事業者の届け出を義務とし、ゲノム編集された食品であることを表示するべきと考えます。	ゲノム編集技術応用食品であるか否かを知りたいという消費者ニーズがあることは承知しています。このため、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかな場合には、積極的に情報提供を行っていただきたいと考えおり、その旨、事業者に呼び掛けています。なお、表示の義務化については、ゲノム編集技術を用いたものか科学的な判別が困難であることや国内外において取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であることから、現時点では困難だと考えています。引き続き、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集を行い、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて取扱いの見直しを検討いたします。
99	I	114	(2)	⑤ ア 食品表示制度の適切な運用等	・「消費者における食品添加物への理解を更に深める取組を推進する」との記述に関し、食品添加物に対する正しい理解を促進することが重要である。特に小中学校において、授業や学校給食の提供の機会を通じ、教師や栄養教諭等による最新の知識に基づく指導を行うべき。 ・食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示ガイドラインが作成・公表され、「単なる無添加表示」について、対象が不明確な場合、誤認の恐れる表示とされた。この点に批判があることに鑑みても、ガイドラインの趣旨および、「添加物」とは何かに關し、広く周知を行うべき。周知・教育に際しては、消費者庁と文部科学省、厚生労働省、農林水産省等と連携した取組を行うべき。	御指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。 また、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの内容が正しく理解されるように今後も周知に努めてまいります。
100	I	114	(2)	⑤ ア 食品表示制度の適切な運用等	この間、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度、食品添加物表示制度の見直しが行われ、食品表示制度が複雑なものとなっています。消費者が食品表示をさらに活用できるよう、消費者にとって分かりやすい制度となっているか定期的に検証することが重要です。消費者が食品表示制度を理解するための普及啓発方法について、その具体的な方法等を記載すると共に、制度の定期的な検証について追記されることを望みます。	令和元年8月に消費者委員会食品表示部会において、「食品表示の全体像に関する報告書」が取りまとめられたことを踏まえ、消費者庁としては、当該報告書で求められている調査を実施していくこととしております。
101	I	114	(2)	⑤ ア 食品表示制度の適切な運用等	ゲノム編集技術を用いたものか科学的な判別が困難ということならば、ゲノム編集したかどうかはさておき「ゲノム編集食品」と一律に表示させて、国民に選択するための情報を提供すべき。遺伝子組み換えについては、その表示が非常にわかりにくいものに変わりつつある。消費者がきちんと理解でき、かつ遺伝子組換え品でないものを選択できるような表示方法に改めてほしい。	ゲノム編集技術応用食品であるか否かを知りたいという消費者ニーズがあることは承知しています。このため、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかな場合には、積極的に情報提供を行っていただきたいと考えおり、その旨、事業者に呼び掛けているところです。なお、表示の義務化については、国内外において取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であることやゲノム編集技術を用いたものか科学的な判別が困難であることから、現時点では困難だと考えています。引き続き、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集を行い、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて取扱いの見直しを検討いたします。 遺伝子組換え食品の表示については、2019年4月に、消費者の誤認防止等の観点から現行の制度における「遺伝子組換えでない」旨の表示を2つの表現に分ける見直しを行いました(2023年4月施行)。引き続き、制度の周知・普及に努めたいと考えています。
102	I	114	(2)	⑤ ア 食品表示制度の適切な運用等	現在注目されている浅蜊の産地偽装を反映させて、生鮮食品の産地表示制度に触れるべき。農水省は原料原産地表示制度の普及を今年度までとしているが、施行後はしないというのはおかしい。消費者からの情報相談の受付体制の充実としてFAXをあげているが、別表3にある消費者庁の窓口はほとんどFAXがない。これはおかしい。消費者庁が所管する法律の行政処分の執行実績の表に2020年度という表記があるが、2020年度の誤り。	産地表示のルール変更については、先般、「長いところルール」の適用厳格化や、育成等に関する根拠書類の保存などについて盛り込んだ対策を決定したところであり、まずは、これら対策の効果などを見定め、その上で、更なる取組が必要となる場合は、産地偽装を防ぐための表示の適正化の効果と現場の負担のバランスにも配慮しながら、検討してまいります。 生鮮食品も含めた産地表示制度については、食品表示が消費者の自主的かつ合理的な選択の確保に資するよう、引き続き適切な制度運用に努めてまいります。原料原産地表示制度については、今後も消費者団体等と連携し、食品表示セミナーを開催するなど、積極的な情報発信を行う予定です。 消費者庁の窓口にFAXをさらに設けるべきとの御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 また、御指摘いただきました執行実績の表の記載につきましては、修文いたしました。
103	I	114	(2)	⑤ ア 食品表示制度の適切な運用等	食品添加物表示など取組が遅れている重要な課題について、早急に具体的な検討に着手すべきである(外食メニューの表示の適正化に資する法制度の整備を求める意見書(2014年2月21日)、新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書(2013年2月14日)、消費者のためとなる新たな食品表示法の制定を求める意見書(2012年11月15日))。 加工食品の原料原産地表示については、義務表示の対象は、重量割合上位3位まで(ただし、重量割合上位2位までで重量比率の大部分を占める場合は2位まで)の原材料の原産地とし、可能性表示・大括り表示及び中間加工原材料の製造地表示を見直すなど、消費者の自主的かつ合理的な選択を実質的に確保できる制度とすべきである(加工食品の原料原产地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書(2016年12月16日))。 遺伝子組換え表示の在り方については、組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が加工後検出不能であるものの、遺伝子組換え農産物が重量割合上位4位以下の原材料に用いられている場合や全重量の5%未満の原材料に用いられている場合等に義務表示の対象を拡大するなど、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を実現するために遺伝子組換え表示制度の見直しを行るべきである(遺伝子組換え食品の適正な表示を求める意見書(2018年3月15日))。 機能性表示食品制度については、安全性や機能性について国が実質的に関与できるようにすること等、根本から制度枠組みの見直しを図るべきである(いわゆる健康食品の表示・広告規制の在り方についての意見書(2013年11月22日)、機能性表示食品制度に対する意見書(2015年5月9日)、機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書に対する意見書(2017年2月16日))。 食品表示の適正化に関する監視指導、表示違反の摘発等の職務について、都道府県等食品衛生監視員を増員とともに、農林水産省の表示・規格指導官(「食品表示Gメン」)を消費者庁に移管し、更に上記職務の遂行の補助のため、消費者食品表示監視員制度(仮称)を創設すべきである(新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書(2013年2月14日)、加工食品の原料原产地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書(2016年12月16日)、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見募集に対する意見書(2017年4月21日))	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
104	I	120	(2)	⑤ イ 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	機能性表示食品を含め、各種効能を謳った健康食品が世の中に氾濫している現在、消費者は誇大広告に誘発されて安易に購入していますが、試してみたら効果が無い、皮膚がヒリヒリする、赤くなったり等の健康被害も増えています。健康被害の発生を防ぐためにも、関係機関と連携して監視の強化と、法令違反に関しては、引き続き厳正な対処を引き続き望みます。特にインターネットにおける健康食品等の虚偽誇大広告表示・不当表示に対する取り締まりの強化を求めます。(1-129)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 なお、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示や不当表示については、関係法令に基づき適切に対応してまいります。
105	I	120	(2)	⑤ イ 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」報告書の提言、及び消費者委員会の建議を踏まえ、(ア)健康増進法への不実証広告規制の導入、(イ)健康増進法31条の「著しく」の要件の削除、(ウ)許可要件を越える効果を類推させる表示・広告の一切禁止、(エ)欺瞞的広告への行政措置の強化を直ちに実現すべきである。また、適格消費者団体の差止請求権を健康増進法に導入すべきである。 特定保健用食品、機能性表示食品、その他の「いわゆる健康食品」に関する啓発活動については、これらを購入する高齢者も多く、皆が日常的にインターネットを利用しているわけではないことに鑑み、テレビや新聞といった従来の媒体も積極的に活用して政府広報を行うなど、インターネットを利用してない消費者にも伝わるように工夫すべきである(いわゆる健康食品の表示・広告規制の在り方についての意見書(2013年11月22日)、「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」報告書取りまとめ及び消費者委員会の建議に対する会長声明(2016年4月13日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。また、今後も政府広報や消費者団体との意見交換の場等を活用した保健機能食品に関する普及啓発に努めてまいります。
106	I	122	(2)	⑤ ウ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	食品表示の偽装や不正な行為を防ぐためには、関係省庁が相互に十分な連携を図り、一体となって迅速かつ適切に対応することが必要です。行政機関による監視機能を整備し、食品表示に対する消費者の信頼を揺るがす事犯の取締りを強化し、罰則を強化するなど再発防止を図ることを求めます。	食品表示の監視については、引き続き、国や都道府県等の関係機関が連携した検査体制の構築を図り、関係法令に基づき、適切に対応してまいります。 なお、食品の産地偽装に対し、食品表示法に基づく立入検査や、違反事業者への是正の指示・公表を行っており、引き続き、関係機関が連携の下、厳正に対処してまいります。 罰則の強化については、食品表示を偽った商品を販売されることは、消費者の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であり、例えば、原産地の偽装表示に対しては、直罰規定が設けられています。
107	I	122	(2)	⑤ ウ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	アサリの産地偽装が話題となりましたが、このような悪質な偽装が長年にわたり継続的に繰り返されてきたことは、国民の信頼を揺るがす大きな問題です。再発防止のため、関係機関の連携による監視・取締りの強化を図ると共に、トレーサビリティシステムの強化や産地表示のルール変更など具体的な取り組みについて記載してください。	食品表示の監視については、引き続き、国や都道府県等の関係機関が連携した検査体制の構築を図り、関係法令に基づき、適切に対応してまいります。 なお、食品の産地偽装に対し、食品表示法に基づく立入検査や、違反事業者への是正の指示・公表を行っており、引き続き、関係機関が連携の下、厳正に対処してまいります。 また、トレーサビリティシステムの強化については、トレーサビリティ制度の対象の拡大に伴う事業者のコスト増や消費者の負担増を総合的に勘案し、直ちに拡大することは困難と考えており、引き続き、事業者におけるトレーサビリティの自主的な取組の拡大を推進してまいります。 産地表示のルール変更については、先般、「長いところルール」の適用厳格化や、育成等に関する根拠書類の保存などについて盛り込んだ対策を決定したところであり、まずは、これら対策の効果などを見定め、その上で、更なる取組が必要となる場合は、産地偽装を防ぐための表示の適正化の効果と現場の負担のバランスにも配慮しながら、検討してまいります。
108	I	122	(2)	⑤ ウ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	近時、水産食品に関する産地偽造の事案が発生したことから、現状を検証し、関係省庁と連携し、産地偽造等の不適切な食品表示への監視・取り締まりを重点的に行うため、科学的手法を活用した食品表示の適正化を強く望みます。(I-131)	食品の科学的分析による原産地判別等は、品目によっては効率的な監視業務を行う手段の一つとして有用であり、引き続き活用を進めるとともに、更なる科学的手法の活用の仕方について検討を行ってまいります。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
109	I	122	(2)	⑤ ウ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	健康食品について「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」報告書が提言し、消費者委員会が建議したように、消費者ホットライン(188)などを活用し、表示に関する消費者からの通報や指摘が届きやすくなるように環境を整備し、健康食品等の食品の欺瞞的な広告への行政措置を強化すべきである(「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」報告書取りまとめ及び消費者委員会の建議に対する会長声明(2016年4月13日))。	健康食品等の虚偽誇大表示や不当表示については、関係法令に基づき適切に対応してまいります。
110	I	126	(2)	⑤ エ 米穀等の産地情報の伝達の適正化	新潟産コシヒカリの流通量の方が生産量を上回っているような現状は異常。厳しい罰則を課して、早急に是正すべき。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
111	I	129	(2)	⑥ イ「架空請求対策パッケージ」の推進等による被害防止	「架空請求対策パッケージ」の枠組みを基に取組を推進するしながら、迷惑電話防止機器の普及、啓発資料の作成等、捜査により入手した名簿を活用した注意喚起、金融機関への働きかけ等に触れるのみで、「架空請求対策パッケージ」に記載されている消費者安全確保地域協議会における注意喚起の取組が示されていないなど、取組の全体像が不明である(高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワークづくりに関する意見書(2013年12月19日))。 また、KPIとして、「架空請求に関する消費生活相談件数」を掲げているが、これは現状の数値を示すのみであり、KPIを示すものとは言えない(KPI意見書)。	御指摘の消費者安全確保地域協議会については、取組に記載しているところです。KPIにつきましては、これまでの検討に加え、今般の改定に向けて、具体的な目標設定やアウトカム指標の設定等の見直しに取り組んでまいりました。本年3月10日の第368回消費者委員会においても、KPIの見直しについて御議論頂いたところです。 御指摘の点も踏まえつつ、引き続き検討してまいります。
112	I	131	(2)	⑥ ウ 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	一昨年、昨年も指摘したとおり、KPIに掲げられている悪質商法事犯の検挙人員は、はじめて取り組んだという意味では増加することが目標達成になるが、そもそもその政策目標は、悪質商法を行う人が減少し、検挙人員がいすれゼロになることである。本年は、(目標)実施状況を注視しつつ、状況に応じて適切に対処していく、との記載が追加されたが、具体性に欠けるのではないか。 また、KPIとの関係も明確でない。検挙人員の指標に加え、例えば、再犯での検挙人員の指標を追加することを検討する必要。	御指摘の点を踏まえ、工程表の記載内容を一部変更いたしました。
113	I	131	(2)	⑥ オ 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	警察庁の取組だけが記載されているが、消費者庁の取組や消費者庁と警察庁との連携等、総合的な施策の観点が示される必要がある(高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワークづくりに関する意見書(2013年12月19日))。 また、記載の内容に加え、第1に銀行カードローン等による過剰与信の防止の視点、第2に自然災害債務整理ガイドラインの円滑な運用の視点を盛り込むべきである。 現在のコロナ禍においては、生活費に困窮する消費者、事業資金に困窮する事業者が相当数存在するものと思われる。このような者が安易に与信に頼ると、過剰与信の問題が生じ、高金利と相まって多重債務問題が再燃しかねない。したがって、銀行カードローンを含め、安易な与信を行わないような視点を盛り込むべきである(銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書(2016年9月16日))。 また、2020年12月1日から自然災害債務整理ガイドラインのコロナ禍への適用の運用が始まっているが、着手同意等含め、円滑な運用が期待されるところである。このような視点を盛り込むべきである。	高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワークづくりに関しては、V章(1)②において、見守りネットワークの取組の促進等、対応している旨記載しております。 また、全国銀行協会「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」(2017年3月)を踏まえ、銀行カードローンについては、債務者の年収に応じて融資枠を設定している銀行が増えていることが確認されておりますので、御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に関しては、貴重な御意見として承ります。
114	I	132	(2)	⑥ エ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の推進	(7) 固定電話番号を使用する電話転送役務は、近年、非対面型犯罪である特殊詐欺において、高齢者が多くを占める被害者にアプローチするための重要なツールとして悪用されており、かかる固定電話番号を使用する電話転送役務を直接的な規制対象とし、特殊詐欺にかかる犯罪利用を防止すべき必要性は極めて大きい。 また、郵便物受取サービス(いわゆる私設私書箱)については、実際には占有していない場所を自らの住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるというサービスの特徴があるため、特殊詐欺等においては、被害金等の送付先として悪用されている実態があり、犯行グループの匿名性を基に高めてしまうことで、捜査機関による摘発や被害回復に障壁を生じさせている。 これを踏まえ、単なる情報提供や要請だけでなく、今後の取組として以下の内容を基礎とする法整備を速やかに行うべきである(電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書(2021年2月18日))。 a 電話転送役務提供事業者が固定電話番号を使用した電話転送役務を提供するに際しては、当該固定電話番号の使用につき、当該固定電話番号の卸元事業者による承認を得なければならないものとすること。 b 鉄元事業者は、当該電話転送役務の提供先に係る都道府県警察からの固定電話番号の利用停止要請があることその他の電話転送役務提供事業者による本人確認等取引時確認の実施状況、当該電話転送役務に関する電気通信設備の構成等の事情を勘案して、当該固定電話番号を使用した電話転送役務が特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあると認める場合には、当該承認の拒否又は取消しができること。 c 郵便物受取サービス(いわゆる私設私書箱)を行う事業者に対する規制法を制定し、同事業者に対して、監督官庁への届出、業務取扱主任者の設置及び研修の受講並びに利用契約締結時の契約者の面前確認を原則とするなどの厳格な本人確認措置を義務付け、これらについて罰則をもって担保すること。 d 全ての郵便物受取サービスの所在地の一覧を政府ウェブサイトにおいて公開すること。 e 金融商品取引法上の登録又は届出における取引業者又は格付機関投資家等持株会社の所在地が郵便物受取サービスの所在地である場合は、そのことの表示を義務付け、罰則をもって担保すること。 (イ)さらに、特殊詐欺に賃貸物件や宿泊施設が利用されることを防止するための法整備を行うべきである。近年、特殊詐欺防止のための条例を制定する地方公共団体が増加しつつある。大分県や愛媛県で制定された条例では、特殊詐欺のみならず、いわゆる「アボ電強盗」をも対象としており、啓発活動の推進だけでなく、特殊詐欺に賃貸物件や宿泊施設が利用されることを防止するための規定や、個人情報の第三者提供の規制、被害者の支援等の定めを置いている。このような条例の制定が全国的に広がることが期待される(2021年人権擁護大会決議)。	(ア)御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、電気通信番号計画において本人確認を求める電気通信番号制度を令和元年5月に電気通信事業法令に導入しております。 また、特殊詐欺に利用された固定電話番号については、警察からの要請があった場合に、電気通信事業者において、その利用を停止するなどの取組を令和元年9月から実施しているところです。さらに、昨今の特殊詐欺の被害状況等を踏まえ、050IP電話番号についても、令和3年11月から当該対策の対象に加えることとしています。 (イ)条例については、地方公共団体が自主的に制定するものと承知しております。
115	I	135	(2)	⑥ カ ヤミ金融事犯の取締りの推進	一昨年、昨年も指摘したとおり、KPIに掲げられているヤミ金融事犯の検挙人員は、はじめて取り組んだという意味では増加することが目標達成になるが、そもそもその政策目標は、ヤミ金融事犯が減少し、検挙人員がいすれゼロになることである。本年は、(目標)取締状況を注視しつつ、状況に応じて適切に対処していく、との記載が追加されたが、具体性に欠けるのではないか。また、KPIとの関係も明確でない。検挙人員の指標に加え、例えば、再犯での検挙人員の指標を追加することを検討する必要。	御指摘の点を踏まえ、工程表の記載内容を一部変更いたしました。
116	I	135	(2)	⑥ カ ヤミ金融事犯の取締りの推進	近時、貸金業法、出資法を潜脱する趣旨で債権譲渡の形式を装う違法なファクタリング(いわゆる給与ファクタリング、事業者ファクタリング)の問題が生じてきている。さらに、後払い現金化、ツケ払いサービス、買取りサービス、広告報酬サービス等の名目で、後払いによる商品売買の形式を探りながら、実質的には極めて高金利で資金の融通を行う業者も出てきている。このような脱法的なヤミ金融業者を取り締まる必要性は高く、この視点を明示すべきである(いわゆる「給与ファクタリング」と称するヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明(2020年5月22日)、事業者向けにファクタリングを装って違法な貸付けを行う業者の取締りの強化を求める会長声明(2020年6月17日)、いわゆる「後払い現金化」等の新手のヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明(2021年6月25日))。	御指摘の点を踏まえ、工程表の記載内容を一部変更いたしました。
117	I	136	(2)	キ フィッシング対策の推進	フィッシング詐欺が多発していますが、取り締まりや注意喚起などの推進で、根本的な対策にはなっていないようです。取り締まりの強化等は大変重要ですが、フィッシング詐欺行為への罰則を制度的に強化するよう検討するとともに、被害額の減少等、被害の減少が分かる[KPI]を新たに設定し記載してください。	御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 KPIについては、「インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額の推移」を追記いたします。
118	I	140	(2)	コ 模倣品被害の防止	模倣サイトで商品を注文し、個人名の銀行口座に前金で振り込んだ結果、サイトと連絡が取れなくなる相談が消費生活センターに多く寄せられている。多くのサイトは、特商法表記が不完全であるにも関わらず、申し込み者は、表記の不備に気づかずに送金してしまう。被害回復に向けて、被害者からの警察への通報により、銀行口座の閉鎖を銀行が速やかに行えるような警察と金融機関の連携が図れないものか。消費者から警察にサイト名を申告できるホットラインを開設して欲しい。	御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 なお、I章(2)⑥「ウ」にあるとおり、悪質商法に利用された預貯金口座については、金融機関に情報提供を行い、被害の拡大防止を図っているところです。また、悪質商法に係る警察への相談窓口としては、最寄りの警察本部、警察署及び警察相談専用電話「#9110番」を案内しております。
119	I	140	(2)	コ 模倣品被害の防止	一昨年、昨年も指摘したとおり、KPIに掲げられている権利侵害事犯の検挙事件数、検挙人員、検挙事例は、はじめて取り組んだという意味では増加することが目標達成になるが、そもそもその政策目標は、権利侵害行為を行なう人が減少し、検挙人員がいすれゼロになることである。本年は、(目標)行政処分件数の増減や事犯の内容を注視しつつ、状況に応じて厳正かつ適切に対処していく、との記載が追加されたが、具体性に欠けるのではないか。また、KPIとの関係も明確でない。検挙事件数、検挙人員、検挙事例の指標に加え、例えば、再犯での検挙事件数、検挙人員、検挙事例の指標を追加することを検討する必要。	御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
120	I	143	(2)	サ 振り込み詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等	「令和2年度実績」としては、単年度の実績を記載すべきである。また、KPIとして「被害者への返金額」が掲げられているが、実績として制度開始以降の累計返金額が主として記載され、本来指標とされるべき単年度の実績はかっこ書きにとどまっています。KPIの達成状況を評価するための指標が不明確になっている(KPI意見書)。	本施策は、振り込み詐欺救済法に基づく返金制度を国民に周知することで、より多くの被害者が被害回復分配金の支払いを受けることを目的としています。 単年度の返金額は、振り込み詐欺の被害額や犯罪に利用された口座の残高に大きな影響を受けますが、これらの計数は本施策の直接的な影響が及びにくいものであるほか、各年度で大きく変動するものと考えられます。 このため、本施策の影響を評価するに当たっては、単年度の返金額をKPIの達成状況を評価するための指標とするのではなく、中期的な視点から制度開始以降の累計の返金額を指標とするべきであると考えます。
121	I	146	(2)	ア 競争政策の強力な実施のための各種対応	特に、COVID-19対策に関連して、マスクや医療用品・生活用品等の価格カルテルが行われていないか、監視を強めるべきである。 公正取引委員会が、「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査」を踏まえ、2021年1月、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正案を策定したことは評価するが、同調査において多くの取り組むべき課題が存在することが明らかとなつたことに鑑み、24時間営業強要や食品廃棄等について優越的地位の濫用がないかをさらに検討していくべきである(「消費者基本計画工程表」案に対する意見書(2020年5月29日))。 なお、フランチャイズ取引に関して、公正取引委員会は、フランチャイズ・ガイドラインで違法となる行為を示しているが、今までに行政措置が採られたのは、2009年6月の株式会社セブン-イレブン・ジャパンに対する見切り販売妨害事件についての排除措置命令1件だけであり、行政規制が適正に機能しているとは言えないため、早急に、より実効性のある法規制を制定するなどの取組をすべきである(フランチャイズ取引の適正化に関する法律(フランチャイズ取引適正化法)の制定を求める意見書(2021年10月19日))。	御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 なお、公正取引委員会では、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」については、実態調査の結果、独占禁止法上の評価を行うに足る実態を把握した点について、御指摘の営業時間の短縮による協議拒絶や見切り販売の制限を含め、優越的地位の濫用等の観点から考え方を明確化するなどの改正を行い、令和3年4月に公表しました。今後とも、独占禁止法を適正に運用してまいります。 また、経済産業省において開催された「新たなコンビニのあり方検討会」(2019年9月～2020年2月)の報告書においても、①24時間営業など一律のサービスを見直し、加盟店の実情に合わせた多様性を尊重するフランチャイズモデルへ転換すべきことや、②加盟店支援やオーナーとの対話を強化すべきこと等が提言されました。本提言も踏まえ、コンビニ各社において、時短営業の実施を始め加盟店の実情に応じた取組が進められているとともに、コンビニ本部と加盟店の間の個別事情に応じたトラブルに対応するため、昨年より日本フランチャイズチェーン協会において裁判外紛争解決手続(ADR)が整備されております。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
122	I	147	(2)	⑧ イ 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	LPガスについては、以下の課題及び策についての記載してください。 ①小売適正化ガイドラインの実施から数年を経てもなお、消費者の問い合わせに対し標準的メニュー価格の公表を拒むなど、問題ある事例がみられます。3部料金制の徹底など、消費者に向けてLPガス料金透明化に係る施策を記載し、実施してください。 2021年6月「賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金の情報開示」への協力依頼が経済産業省、国土交通省の連携により提示されました。この取り組みに消費者庁も連携し、情報提供をはじめ、より実効性を高めるための策を記載し、実施してください。 ③LPガス業界の敷地内への無償配管、住宅設備の無償貸与の問題については、2022年2月経済産業大臣から関係省庁と連携して取り組む旨発言がありました。LPガス料金を通じた適切な負担の在り方、及び必要な情報提供の在り方について、消費者庁も関係省庁とともに取り組む旨を記載し、実施してください。	平成29年に策定した「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」等において、標準料金の公表や3部料金制による消費設備にかかる費用の明記について定めたところ、2020年現在の料金公表率が約95.4%まで向上している一方、ウェブサイトによる料金公表や3部料金制の浸透が進んでいない点は課題であると認識しております。 また、2021年6月に関係業界に協力依頼を発出した「賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示」についても、事業者側へのアプローチだけでなく、本件に係る消費者相談に対応するため、全国の消費生活センター等に周知を図りました。 御指摘のLPガス料金の透明化・取引の適正化の更なる促進に向けては、「LPガス料金の透明化・取引の適正化」について更なる周知を図っていく必要があると認識しております。工程表への記載も含めて関係省庁で連携を図って取り組んでいきます。
123	I	147	(2)	⑧ イ 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	電気料金は、原油価格に左右されおり、原油価格が高騰した場合の適正性の確保についての検討が必要であり、また、電力小売業務の全面自由化に際しては、消費者に正確かつ的確な情報が提供され、消費者が電力を選択する自由を実質的に確保することが必要である（「消費者基本計画工程表」素案に対する意見書（2020年5月29日））。この点、公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施することを策概要としているところ、その指標には消費者委員会の意見表明等の件数が挙げられているだけであり、取組状況の評価としては間接的である。消費者参画の機会の確保として、公共料金の新規設定及び変更について認可等の処分をするに当たり、公聴会等を開催した割合等を指標としたり、料金改定認可等によって査定を行った件数及び長期間据え置かれている公共料金等について検証を行った件数等を指標とするなどのより具体的なKPIを検討すべきである（KPI意見書）	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
124	I		(2)	⑧	消費者取引の公正を確保することは、競争政策の推進という意味だけではなく、消費者の権利の尊重という観点からも必要なものであり（消費者基本法5条1項1号）、分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備することも必要である。この点を消費者庁の取組として実施施策に加えるべきである（2021年人権擁護大会決議、公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書（2022年2月18日））。KPI・今後の取組予定としても、このような立法措置を講ずることに関するものを追加すべきである。	社会のデジタル化に伴い発生する新たな消費者問題等への対応や、誰一人取り残さない社会的包摶の実現を目指した取組が必要であると認識しており、各種施策の実施に取り組んでいるところであります。 御指摘の点については、現行の各省庁所管の業法と消費者庁所管の各法の適切な運用に当たり、参考とさせていただきます。
125	I	151	(2)	⑨ ア 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	インターネット取引における悪質サイトが次々と登場し、インターネットを利用した通販売専門における被害が激増している。その性質上、被害は都道府県をまたいで全国に及び得ることから、このような広域被害に対しては国が積極的に法執行を行うべきである（特定商取引法の執行力強化に関する意見書（2019年7月19日））。また、詐欺的な定期購入契約被害が急増したこと踏まえ、2021年改正特商法は、問題のある表示について通信販売業者の規制を強化し、特定申込画面の不実表示について直罰規定や取消権を導入したもの、クーリング・オフの権利は規定されず、また、アフィリエイト広告に関して広告代理店やアフィリエイターは規制されていないため、被害防止策としてはまだ不十分である（インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書（2020年7月16日））。加えて、インターネットモール事業者に対し、販売業者等の実在性確認義務及び苦情の対応義務を課すべきである。また、内閣府消費者委員会「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方にに関する専門調査会」の意見及び同委員会の提言及び「デジタルプラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会報告書」も踏まえ、オンラインプラットフォーム事業者による消費者の安全確保に関する責任を明確にし、販売業者等や一般商品等提供利用者（デジタルプラットフォームを利用して商品等につき売買契約等の広告をしようとする者であって、特商法上の販売業者等に該当しない者をいう。）に対しても消費者被害を防止するため実効的な措置を講ずる義務を課すように取り組むことの実効的な救済を可能とする仕組みの確立を求める意見書（2021年3月18日）。	令和3年4月に取り組むデジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律が成立し、本年5月から施行されたところです。その他の御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
126	I	155	(2)	⑨ エ インターネット上の消費者トラブルの動向等の把握	電子商取引において被害を受けた消費者が、加害業者に対して適切に責任を追及する機会が保障されるよう、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）及び取り組みを実施する消費者の利益の保護に関する法律の改正を行うべきである（「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」に対する意見書（2011年6月30日）、プロバイダ責任制限法改正についての要望書（2013年11月6日）、実効的な発信者情報開示請求のための法改正等を求める意見書（2020年12月18日）、電子商取引における消費者被害につき実効的な救済を可能とする仕組みの確立を求める意見書（2021年3月18日））。	発信者情報開示制度については、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害についてより円滑な被害者救済を図るために、①発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」「非訟手続」を創設すること、②ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等を見直すこと等を内容とするプロバイダ責任制限法の改正法が令和3年4月に可決・成立し、令和4年10月までに施行予定となっております。なお、発信者情報開示は、発信者の権利の侵害のおそれを内包するものであることから、プロバイダ責任制限法では権利侵害の明白性を発信者情報開示の要件とすることなどにより、被害者救済と発信者の保護とのバランスをとつており、権利侵害の明白性に関する今後の同法の改正については慎重な検討が必要と考えます。 取扱いデジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和3年法律第32号）の改正については、同法の運用開始後、これが適用される範囲においてどのような影響が生じるのか、さらには同法の周辺における影響についても、幅広く見極める必要があると考えていますので、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
127	I	155	(2)	⑨ エ インターネット上の消費者トラブルの動向等の把握	消費者のために、詳細な計画を練っていただき、ありがとうございます。消費者基本計画工程表を拝読しましたので、下記に私見を申し上げます。お忙しいところ、お手数ですが、ご理解の上、ご検討をお願い致します。記「[対象]I-166 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 インターネット上の消費者トラブルの動向等の把握【要旨】インターネットコミュニケーションにてハイブリッド戦争が起こっています。これらを、認識していくだけではなくお願い申し上げます。[技術的提案]QC (quality control)によるインターネットコミュニケーションサービスの品質管理を推進していただけますようお願い申し上げます。[理由]インターネットにおいて、ソーシャル・ネットワークなどを用いて他国の世論を操作することが、多様な手段により、平素から恒常的に行われているからです。[1]これは、インターネットやメディアを通じた偽情報の流布などによる影響工作を複合的に用いた手法であり、「ハイブリッド戦」に該当いたします[1]無形のネット空間では、国際法、国家法、行為の準則・倫理・道徳などはすべて彼ら（ネットセントピア）にとっては、なんの拘束力も持ちません。[2]例えば、Twitterに自分の顔写真をアップしたら「炎上」と呼ばれるような現象が起こっています。[3]私もハイブリッド戦争による被害経験がございます。LINEのオープンチャットにて、私が発言したら、複数の参加者から攻撃されるハラスメントを受けました。私は、精神障害者保健福祉手帳の3級でございます。2021年10月に、この件を、神戸市の発達障害中部相談窓口ならびに神戸市の福祉局障害福祉課に相談いたしました。炎上や対立は、結構簡単に作れるそうです。今の時代はネットによって昔よりも簡単に扇動でき、数人で出来るそうです。[4][技術的提案の詳細]QCとは、quality controlの略で品質管理のことございます。qualityは品質と訳されるが、最近では製品のような有形物に限らずサービスのような無形物も対象とされています。[5]QCは、統計的手法を実務に使いやすいように工夫・簡便化した7つの手法等を用いることによって、品質を管理いたします[6]この他、FMEAを用いて、製品およびプロセスについての問題が発生する前に、問題を識別し、予防する体系的な方法を探ることも有効でございます。[7]【参考】[1]防衛白書 第1章 令和2年版 [2]喬良: 王湘穗: Liu Ki. 超限戦 21世紀の「新しい戦争」(角川新書) [3]粘着アンチの炎上工作10選?私(ヌメ)が燃やされた理由? https://note.com/n_ume/n/a5c0f654d89c [4]「今のネットには作業員がいっぱい」某ゲーム会社が炎上するので調査したら10人の作業員によるものだと判明した説 https://together.com/li/1236085 [5]生産管理用語辞典 社団法人日本経営工学会編 日本規格協会 [6]経営工学の事典 日本経営工学会編 日本技術士会経営工学部会編集協力 朝倉書店 p248 [7]FMEAの基礎 ROBIN E.MCDERMOTT著 今井義男訳 日本規格協会 以上	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
128	I	155	(2)	⑨ エ インターネット上の消費者トラブルへの対応	令和3年度に行われた調査は、いずれも現状トラブルが増加しているテーマであり、広く周知が必要です。「調査結果を発表するとともに」とはあります、国民には伝わっていません。調査結果の広報の方法等についても記載していただけます。（I-166）	御意見を踏まえて「調査結果及びインターネット消費者取引連絡会の議事概要は消費者庁ウェブサイトに掲載している。」旨、追記しました。
129	I	160	(2)	⑨ キ 個人情報保護法の適切な運用	個人情報保護法の適切な運用として、個人情報保護委員会の取組みの記載がありますが、インターネット取引の急増やデジタルプラットフォームの台頭、AIの活用、情報銀行などの新サービスの登場などから、消費者の個人情報に関する意識の強化が緊急の課題です。消費者庁として、消費者への情報発信、啓発などの取組みを記載してください。（I-171）	コロナ禍における個人情報の採取等に関する注意喚起を行っており、その旨はⅢ章(1)④に記載しております。今後も適宜個人情報に関する情報発信、啓発などの取組を行います。
130	I	160	(2)	キ 個人情報保護法の適切な運用	個人情報保護法の適切な運用に加え、プライバシー情報についても生活者の人権を守る観点から、施策が必要と考えます。街中のカメラ、家庭内においては家電の使用状況など様々な日常生活における生活データが本人の知らないうちに取得されることのないようにして欲しいです。	個人情報保護法の適切な運用においては、生活者を含む「個人の権利利益の保護」の観点から、引き続き、法律・政令・規則・ガイドライン等の周知・啓発を含めた各種政策を実施してまいります。 なお、個人情報が、個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましいことから、個人情報保護法上は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定することを求めております。
131	I	164	(3)	① 成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	成年年齢引下げに関する取組みは、令和4年度以降も引き続き社会経験の少ない若者やその周りの大に対する施策として必要です。若年者への実践的な消費者教育の進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を明記し、実行してください。	成年年齢引下げ後の消費者教育の取組については、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン」（令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）に基づき、若年者主体の活動の推進や、親世代を含めた若年者周辺の人への啓発等、必要な施策を実施しており、工程表にも記載しており、引き続き関係省庁で連携して進めていくこととしております。
132	I	164	(3)	① 成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	2022年4月から、成年年齢が引下げられました。10?20代の若年者が消費者被害にあわないよう、学校教育課程での消費者教育の徹底と充実を図る取り組みを追加されることを希望します。また、被害にあってもあきらめてしまうような状況にならないよう、相談窓口のわかりやすい広報を継続して年度ごとに具体的に取り組む予定を記載されることを望みます。	学校教育課程での消費者教育の徹底と充実を図る取組については、第4章(1)②学校における消費者教育の推進において関連施策を盛り込んでいるところです。相談窓口の分かりやすい広報に係る御指摘の点も含め、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
133	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	成年年齢引下げの当事者である、高校生を中心とした若年層への周知として、SNS(Twitter)配信やポスターの作成・配布等、様々なアプローチによる広報に取り組まれています。何より成年への入口となる中高生やその保護者への理解を広げていくために、さらに学校教育現場での学習機会の充実をはかり、そして、万ーの消費者被害に遭った場合の相談窓口の周知など、必要な情報発信を強化していくことが必要であると考えます。また、令和2年度の「社会への扉」の活用実績が86%とありますが、具体的にどのように活用されているのかが見えません。活用の肝となる教育機関では、教職員が業務多忙であるなかで、現場の実態にあわせて、成年年齢引下げに関する消費者教育をどのように推進していくのかをより具体的な施策として組み立てるべきです。さらにKPIについても、SNSでの配信回数ではなく、フォロワー数やページビュー数といった消費者側に立った設定するべきと考えます。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、成年年齢引下げ後の消費者教育の取組については、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」(令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、若年者主体の活動の推進や、親世代を含めた若年者周辺の人への啓発等、必要な施策を実施しており、工程表にも記載しております。KPIにつきましては、可能な限り見直し等を進め、これまでの検討に加え、今般の改定に向けて、具体的な目標設定やアウトカム指標の設定等の見直しに取り組んでまいりました。本年3月10日の第368回消費者委員会においても、KPIの見直しについて御議論頂いたところです。御指摘の点も踏まえつつ、引き続き検討してまいります。
134	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	令和3年実績では、成人に達する者とその親世代エターニゲットとする成年年齢引き下げの注意点について、大規模なキャンペーンを実施したとあるが、実際にはあまり周知されていないようである。令和3年3月の消費者委員会主催のシンポジウムにおける、学生のパネラーからもその旨報告があった。成年年齢引き下げは本年4月1日をもって施行されたが、今後更なる周知の徹底、学校、職場などの消費者教育の推進をお願いしたい。	成年年齢引下げ後の消費者教育の取組については、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」(令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、必要な施策を実施することとしており、引き続き関係省庁で連携して進めていくこととしております。
135	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	成年年齢引下げの事実や施行時期等の広報及び周知等は重要であるところ、成年年齢引下げに関する政府広報やSNSの発信、ポスターの作成配布等がなされたものの、単なる引下げの事実を知らせる表面的なものにとどまるもので、不十分である。2021年度の成年年齢引下げ浸透度フォローアップ調査では、未成年者に取消権があること、成年がいた契約は取り消すことができないことを知らないと回答した若者がそれぞれ50%以上いたという結果となっている。18歳、19歳の若年者には、まだ就職して収入を得るような状態にはない者も多い。このような若年者には、成年となり単独で契約ができることを強調すれば、收入のない者に消費を促すこととなり、消費者被害に巻き込まれる危険がある。若年者の消費者被害からの保護を徹底するためには、成年年齢引下げに伴う効果(未成年者取消権の喪失等)を含む消費者教育を小中学校等から十分に行き渡らせ、広く国民の間に浸透させるべきである(民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日))。	令和2年度から順次実施している学習指導要領において、学校段階に応じた消費者教育の内容を充実したところです。御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
136	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	成年年齢を引き下げる改正民法が2022年4月に施行されたが、後述の法改正はいまだ実現されておらず、緊急に対応すべきである。また、「金融庁、経済産業省の取組」において、「若年者が収入に比して過大な債務を負うことがないよう」として、日本貸金業協会の自主ガイドラインへの追加事項や、その遵守を要請する文書の発出、金融庁ウェブサイト上の情報掲載等、クレジット業者の自主的な取組状況等の調査等が挙げられているが、いずれも若年者への適切な対応を業界の自主規制に委ねるものであって不十分といふばかりなく、今後、若年者の問題状況を踏まえ、下記内容を含む法改正を検討すべきである(民法の成年年齢引下げに関する意見書(2016年2月18日)、民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日)、1年後に迫る成年年齢引下げに伴う弊害防止のための実効性ある施策の実現を求める会長声明(2021年4月28日)、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止のための実効性ある施策を緊急に実現することを求める会長声明(2022年4月1日))。	御指摘の点については、周知の方法等含め、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
137	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	(7) 消費者契約法に、事業者が消費者の判断力、知識、経験等の不足につけて込んで締結させた契約について、消費者が契約を取り消すことができる権利(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)の規定を定めること。このつけ込み型不当勧誘取消権は、民法の一部を改正する法律(平成30年6月20日法律第59号)成立時の参議院法務委員会の附帯決議において、同法律成立から2年内の創設が求められたが、いまだに、その実現の目途も立っていない(1年後に迫る成年年齢引下げに伴う弊害防止のための実効性ある施策の実現を求める会長声明(2021年4月28日)、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止のための実効性ある施策を緊急に実現することを求める会長声明(2022年4月1日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
138	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	(イ) a 18歳、19歳の若年者の特定商取引(通信販売及び連鎖販売取引を除く。)について、勧説の際の適合性の確認を事業者に義務付け、適切な要件の下で、若年者に取消権を付与すること。 b 18歳、19歳の若年者の一定額を超える通信販売について、事業者に適合性の確認を義務付け、適切な要件の下で、若年者に取消権を付与すること。 c 18歳、19歳の若年者の連鎖販売取引について、若年者に対する勧説を全面的に禁止し、若年者に取消権を付与すること。	成年年齢引下げに伴い、特定商取引法施行規則の改正を行い、若年成人の判断力の不足に乘じて契約を締結させる行為が行政処分の対象となることが条文上明確化されています。また、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
139	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	(ウ) 割賦販売法を改正し、18歳、19歳の若年者がクレジット契約をする際の資力要件とその確認方法につき厳格化を図ること。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
140	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	(イ) 18歳、19歳の若年者が貸金業者から借入れ(キャッシング)等を行う際の資力要件とその確認方法につき厳格化を図ること。	貸金業法上、貸金業者には、顧客の返済能力を調査する義務が課されており、その際、貸付額が50万円を超える(又は他社との合算で100万円を超える)場合には、源泉徴収票等の顧客の資力を明らかにする書面を確認することになっております。また、成年年齢引下げを踏まえ、18歳、19歳の若年者が収入に比して過大な債務を負うことがないよう、日本貸金業協会の自主ガイドラインに、「若年者へ貸付けを行う場合には、貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類の提出を受け、これを確認すること」を追加するとともに、金融庁から貸金業者に対し、自主ガイドラインを遵守するよう、要請文書を発出しました。金融庁としては、貸金業者における自主ガイドラインの遵守状況について、当局の監督・検査によりモニタリングしてまいります。
141	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	また、2021年改正特商法では詐欺的な定期購入商法への対策が強化され、違法な表示に対する直罰や取消権が規定されたが、美容に関する商品では若年者の被害も多いところ、いまだに「初回無料」「モニター」等の文言が使用され、高額の支払義務を負う実態が伝わりにくいものが多い。さらにガイドラインの改定を重ね、特商法の執行を強化すべきである(インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書(2020年7月16日))。	誤認させるような表示に該当するか否かはその表示事項の表示それ自体並びにこれらが記載されている表示の位置、形式、大きさ及び色調等を総合的に考慮し、また、特定の文言等の表示のみではなく、他の表示と組み合わせて見た表示の内容全体から消費者が受け印象・認識により総合的に判断する必要があることから、「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」では、その旨を明らかにしています。特定商取引法の執行については、引き続き厳正かつ適切に取り組んでまいります。
142	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	ウ 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進の中に、消費者教育を積極的に位置付けるべきである。成年年齢引下げにより18歳、19歳の若年者は未成年者取消権を失い、その結果これら若年者の間での消費者被害の増加が懸念されている。若年者の消費者被害の防止や被害回復のための立法措置を整備するとともに、従前の消費者教育の在り方を根本的に見直し、若年者の消費者被害を生まない消費者教育を充実させることは極めて重要である。具体的には、小学校・中学校・高等学校における体制作り、大学・専門学校における体制作り、参加型教育の導入、体験型教育の導入、教員養成課程の改革、外部講師との連携、大学・職場・地域等における18歳、19歳の若年者に対する消費者教育、行政機関による積極的な対応、事業者による十分な対応、救済手続の詳細の伝達、高齢者に対する消費者教育の啓発活動の応用等を積極的に進めるべきであり、これらの施策の実現のためにも消費者教育に十分な予算措置を講じるとともに、質的にも量的に十分な消費者教育を実施すべきである(民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
143	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	エ なお、若年者の消費者被害の実態に鑑みれば、上記アからウまでで指摘した施策の対象となる「若年者」を「満18歳から満22歳までの者」とすることも検討すべきである。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
144	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	オ この観点から、特に若年者に被害の多い連鎖販売取引については、22歳以下の者との間で取引を行うことを禁止し、これに違反した場合、特商法38条に基づく行政処分の対象とするとともに、連鎖販売加入者のうち、18歳から22歳までの若年者については、当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとすることも検討すべきである(連鎖販売取引における若年者の被害防止に関する規制強化を求める意見書(2020年10月21日))。また、現時点において、若年者層の被害がオンライン上の連鎖販売取引や特定継続的役務提供で多発している実態を踏まえ、2022年4月1日に施行された民法上の成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者被害の防止、救済を図るために必要な法整備を早急に行うべきである。特に連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引においては2021年改正特商法によって契約締結前に交付義務のある概要書面も、消費者の承諾があれば電磁的に交付することが許されることとなつたため、デジタル機器に慣れた若年者がSNS等によって勧説され、複雑で分かりにくい契約内容や、「もうかる」として利益誘導された不当な契約について熟慮する機会がないまま締結に至るおそれがあり、若年者の消費者被害が非常に大きな社会問題となることが懸念される(特定商取引及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する意見書(2021年2月18日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
145	I	164	(3)	①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	2022年4月から、成年年齢が引下げられました。10?20代の若年者が消費者被害にあわないよう、学校教育課程での消費者教育の徹底と充実を図る取り組みを追加されることを希望します。また、被害にあってもあきらめてしまうような状況にならないよう、相談窓口のわかりやすい広報を継続して年度ごとに具体的に取り組む予定を記載されることを望みます。	学校教育課程での消費者教育の徹底と充実を図る取組については、第4章(1)②学校における消費者教育の推進において関連施策を盛り込んでいるところです。御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
146	I	169	(3)	② 認知症施策の推進	高齢者、若年成人、障がい者等の知識・経験・判断力の不足等消費者が合理的な判断をすることができない事情を不當に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧説取消権)の創設について、直ちに所要の検討を行って消費者契約法改正法案の国会提出を目指すべきである(内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「報告書」に対する意見書(2017年8月24日)、「消費者契約法の一部を改正する法律案の骨子」についての会長声明(2018年2月22日)、「消費者契約法の一部を改正する法律」の成立に関する会長声明(2018年6月8日)、消費者庁「消費者契約に関する検討会」における検討の方向性に対する意見書(2021年1月22日)、消費者契約に関する検討会報告書に対する意見書(2021年10月18日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
147	I	172	(3)	③ 障害者の消費者被害の防止策の強化	今後の取組予定として障がい者からの消費生活相談への体制整備・取組の推進や、障がい者及び見守り手に配慮した情報提供の実施、障がい者の消費者被害の防止等のための研修の実施等が挙げられているが、障がい者が日常生活に必要な取引から排除されることはなく積極的に支援を行うことや、事業者が取引に際して消費者の特性に応じた合理的な配慮をすることを徹底するための施策を講じることも、今後の取組予定とすべきである(2021年人権擁護大会決議)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
148	I	172	(3)	③ 障害者の消費者被害の防止策の強化	国は、消費者取引の公正を確保するため、業種・業態を問わず分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備する立法措置を講ずるべきであり、その内容として、一般的な消費者を基準とする規定だけでなく、高齢者、障がい者又は若年者等のせい弱な状況にある消費者に関する規定を設けるべきである(公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書(2022年2月18日))。	社会のデジタル化に伴い発生する新たな消費者問題等への対応や、誰一人取り残さない社会的包摶の実現を目指した取組が必要であると認識しており、各種施策の実施に取り組んでいるところです。 御指摘の点については、現行の各省庁所管の業法と消費者庁所管の各法の適切な運用に当たり、参考とさせていただきます。
149	I	176	(3)	④ アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲーム依存症についての対策の推進	ギャンブル等依存症対策は、全てのギャンブルを包括して行われるべきであるとともに、全体としての理念や方針を明確にし、それらを総合的に促進する独立・強力な司令塔の役割を果たす機関の設置を検討すべきである。	ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするギャンブル等依存症対策基本法が平成30年10月に施行され、政府においては同法に基づき、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び変更をしております。 また、基本計画の案の作成及び実施に関する事務等は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、内閣に設置されたギャンブル等依存症対策推進本部がつかさどることとされ、さらに、同本部に関する事務は、同法第34条において、内閣官房において処理し、命を受けて内閣府副長官補が掌理するものと規定されており、必要な対策を実施するため、適切な体制を整備しております。
150	I	176	(3)	④ アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲーム依存症についての対策の推進	ギャンブルにおけるアクセス制限として、全てのギャンブルを包括して、ギャンブル利用者の入場チェック、本人申告・家族申告による入場制限を検討すべきである。カジノに限らず、公営ギャンブルやばらんこも含めて、ギャンブル施設への入場回数の制限を検討すべきである。 賭け金額の上限の定めや、賭けに参加する前に自ら設定した上限額に達した場合は、以後の賭けに参加できなくなるといった制度(プロコミットメント)についても検討すべきである。 カジノでは、カジノ事業者が、カジノ利用者に対し、ギャンブル資金の貸付けを行うことが予定されている(特定資金貸付業務)が、ギャンブル等依存症対策に逆行しないような形で、特定資金貸付業務を行うためには、どのような対策が必要とされるのか、そもそも、そのような形で、特定資金貸付業務を行うことの可否も含めて検討すべきである。 カジノにおける射幸性の抑制についても、ばらんこに限らず、公営ギャンブルやカジノも含めて検討すべきである(I ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)に対する意見書(2019年3月22日))。	公営競技においては本人・家族申告によるアクセス制限に関する取組を既に行っており、ばらんこにおいても自己申告プログラム・家族申告プログラムによるアクセス制限に関する取組を既に行っております。 また、競馬及びモーターボート競走においては既にインターネット投票サイトにおいて購入限度額設定システムを導入しております。競輪及びオートレースにおいても令和4年度末までに同様の購入限度額設定システムを導入することとしており、既に一部事業者は同制度を導入しております。 カジノ事業者は、特定複合観光施設区域整備法第85条第1項の規定により、特定資金貸付業務において、顧客が日本人の場合はカジノ事業者の管理する口座に1千万円以上を預け入れている者以外の者には貸し付けてはならないこととされ、当該顧客と特定資金貸付契約を締結する際には同法第86条第1項の規定により、当該顧客の返済能力に関する調査を行い、貸付限度額を定めなければならぬこととされております。また、同法第68条第1項第1号の規定により、カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、カジノ行為区画への入場者又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置を講じなければならないこととされており、当該措置の対象者は、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第44条第4項第3号の規定により特定資金貸付契約を締結しないこととされております。 ギャンブル等依存症対策基本法第15条において、国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようするために必要な施策を講ずるものとする旨、規定されていることを踏まえ、令和4年3月25日に変更を行ったギャンブル等依存症対策推進基本計画において、競馬などの公営競技やばらんこ等の実施に係る事業者を関係事業者とし、それらの事業者が講すべき必要な施策について計画的に取り組むこととしています。なお、カジノへの依存防止対策については、特定複合観光施設区域整備法などに基づき、現在、必要な手続きをカジノ管理委員会において着実に進めています。
151	I	176	(3)	④ アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲーム依存症についての対策の推進	【意見】 「厚生労働省の取組」の中に、アルコールについて加筆してください。 【理由】 タイトルにはアルコールが入っているのに、記載が何もありません。アルコールには広告・宣伝や表示など消費者問題としての側面があります。そのため、2013年に成立した「アルコール健康障害対策基本法」には「不適切な飲酒の誘引の防止」として以下の条項があります。第十六条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。厚生労働省はこの基本法に基づく「アルコール健康障害対策推進室」があり、「アルコール健康障害対策関係者会議」が開催されており、令和3年3月に「第2期アルコール健康障害対策推進基本計画」も策定されました。 【記載を希望する内容】 「第2期アルコール健康障害対策推進基本計画」の重点課題の中には、アルコール健康障害の発生予防について<取り組むべき施策>として、以下があります。○酒類業界においても、国や地方公共団体によるこれらの普及啓発と連携し、不適切な飲酒の誘因防止の観点から、アルコール飲料の広告・表示等における自主的な取組を引き続き進める。そして、「2. 不適切な飲酒の誘因防止」の項には、ストロング系アルコール飲料の普及を背景にした「アルコールの重量表示」をはじめ、広告・表示・販売についてさまざまな記載があります。 これらをぜひ記載していただきたい、強く要望します。	頂いた御意見の内容について、所管省庁にて取組が進められることと考えております。
152	I	181	(3)	⑤ 青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備	青少年がインターネット利用は低年齢化が進んでいること、GIGAスクール構想もありインターネット利用は必須のものとなっていること等から、フィルタリング利用については、更なる利用促進の取組みが必要となっています。しかし、保護者の中には、フィルタリングのカスタマイズ機能やペアレンタルコントロールについての知識がなくフィルタリングのアクセス制限で使えなくなるがあるからと途中で外してしまったり、ペアレンタルコントロール機能を利用しないなどの問題が生じています。フィルタリングの利用を促進するためには、保護者に対する周知についても記載してください。また、乳幼児期からスマートフォン、タブレットを利用させる保護者も多く、スマホ依存や健康への悪影響なども考えられます。スマホ利用について保護者に対する啓発を強化する旨を具体的に記載してください。(I-191)	第5次青少年インターネット環境整備基本計画では、法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進の3つの施策を掲げていますが、これらには、保護者に対する啓発や事業者による保護者への説明が含まれており、今後もこれらの取組を推進してまいります。
153	I	183	(3)	⑥ 「多量債務問題改善プログラム」の実施	銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関(以下「銀行等」という。)による過剰融資を抑制するために、銀行等は、借入残高が年収の3分の1を超えることとなる貸付けを原則として行わないようになります。真に改正貸金業法の趣旨を踏まえた適切な審査態勢等の構築をすべきである。 国は、貸金業法を改正して、貸金業者が銀行等の行う貸付けに保証を付す場合を総量規制の対象にすべきである(全国銀行協会の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を踏まえての会長声明(2017年4月21日))。	全国銀行協会が2017年3月に、銀行カードローンについて「申し合わせ」を行い、銀行業界として、融資上限枠の設定等の融資審査の厳格化や広告宣伝の見直し等、業務運営の適正化に向けた自動的な取組が進められており、各銀行において、債務者の年収に応じた融資上限枠を設定していることを確認しております。 また、日本貸金業協会においても、債務の保証を行っている貸金業者に対して、提携金融機関と適正与信のための充分な調整を行なうよう要請しております。 金融庁としては、引き続き、多量債務の発生抑制の観点から状況を注視するとともに、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
154	I	186	(3)	⑧ 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進	今回の項目に「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進」が加筆されたことを評価します。 地方公共団体ですすめている「見守りネットワーク」を大いに活用し、行政や地域の諸団体・企業などと連携して、高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図ることが積極的に推進されることを期待します。	地方消費者行政強化交付金や、消費生活協力員・協力団体養成事業等により、見守り活動の推進を支援してまいります。 このほか、孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のため、オンライン相談会やシンポジウムの実施による啓発を図る予定です。
155	I	186	(3)	⑧ 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進	令和3年10月1日に厚生労働省と消費者庁の連名で、地方自治体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確実地域協議会との連携について」を送付していただきましたが、現場ではその連携の重要性は理解されておりません。市町村レベルで十分な連携が行われるように、現場の実態を検証し、必要な支援策を検討してください。(I-197)	消費者庁、厚生労働省が主催する地方自治体担当者会議において、それぞれの省庁から説明をするなど、機会を捉えて連携を呼び掛けています。
156	I	186	(3)	⑧ 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進	地域の見守りを支える「消費者安全確保地域協議会」設置の推進と並行して、すでに活動している高齢者等の見守りネットワークや地域の様々な支援活動のネットワークとの消費者被害防止に関する情報共有や取り組みの連携をさらに積極的に進めるべきです。その点もKPIに加えてください。	地方消費者行政強化交付金や、消費生活協力員・協力団体養成事業等により、見守り活動の推進を支援しているところ、情報共有等の具体的な取組をKPIとすることには検討を要すると思われるため、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
157	I	186	(3)	⑧ 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進	今回の項目に「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進」が加筆されたことを評価します。地方公共団体ですすめている「見守りネットワーク」を大いに活用し、行政や地域の諸団体・企業などと連携して、高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図ることが積極的に推進されることを期待します。	地方消費者行政強化交付金や、消費生活協力員・協力団体養成事業等により、見守り活動の推進を支援してまいります。このほか、孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のため、オンライン相談会やシンポジウムの実施による啓発を図る予定です。
158	I	186	(3)	⑧ 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進	【KPI】②見守りネットワークの設置市区町村の都道府県内人口カバー率、③消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率について。基本計画の中の新しい施策で、「(進捗)令和4年度より実施するため記載なし」とありますが、23に関しては、出せる数値ですので、記載をしてください。	御指摘の点について、修正を行いました。
159	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	・適格消費者団体の認定手続きに対する支援について、適切かつ迅速に取り組んでください。	消費者庁としては、適格消費者団体等への支援の取組として「適格消費者団体連絡協議会」を開催し、適格消費者団体の認定を目指す団体にも参加いただくことで情報交換の場を提供するなどの取組を行っているところです。また、適格消費者団体を目指す団体に対して、認定申請時の書類作成に係る留意事項一覧の配付を実施(令和4年2月)しました。引き続き認定手続きに係る支援について検討してまいります。
160	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	・地方消費者行政のための交付金を通じた適格消費者団体の設立に向けた取り組みの支援に期待します。このことについて、地方自治体の理解の促進に力を入れてください。	消費者庁としては、地方消費者行政強化交付金の対象として適格消費者団体及び特定適格消費者団体の設立に向けた取組を支援してきており、今般の工程表においても「今後の取組予定」に「適格消費者団体等に対する支援に関する取組」を記載しているところです。御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
161	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	適格消費者団体への国による支援は、設立に向けた支援となっています。適格消費者団体の活動は弁護士、消費生活相談員等のボランティアに支えられています。事業者の不当な勧誘行為の差止は公的な活動と考えられるところから活動を維持するための国による支援が必要です。これらの支援についても記載してください。消費者庁の「消費者契約に関する検討会報告書」及び「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」および意見募集等から改正法案が示されました。今後の周知・広報について、消費者はもちろんですが、特に事業者に徹底することを記載してください。(I-199)	適格消費者団体等に関しては、自立的な活動をしていただくのが基本ですが、消費者庁としては、消費者団体訴訟制度の周知・広報や、認定NPO法人制度の活用の促進等を通じた寄付の促進に向けた支援を実施するほか、適格消費者団体等を支援する民間基金の周知・広報、地方消費者行政強化交付金の対象として適格消費者団体及び特定適格消費者団体の設立に向けた取組を支援すること並びに消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の提起に先立って特定適格消費者団体が仮差押えを行う際に、必要となる立担保を独立行政法人国民生活センターが行うことを可能とするため独立行政法人国民生活センター法等の改正等を実施してきており、今般の工程表においても「今後の取組予定」に「適格消費者団体等に対する支援に関する取組」を記載しているところです。また、特定適格消費者団体が活動しやすい環境整備を行うための措置を含んだ「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立したところです。今般の工程表においても消費者庁の取組として消費者契約法の内容や消費者団体訴訟制度の周知・広報を記載しているところであります。御報を行ってまいります。
162	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	特定適格消費者団体は全国で4団体しかありません。消費者団体訴訟制度を維持する為に、消費者被害情報情報が集まる国民生活センターなどの連携や、特定適格消費者団体の補助金交付など、団体の活動を支える環境整備をして欲しいです。	適格消費者団体等に関しては、自立的な活動をしていただくのが基本ですが、消費者庁としては、消費者団体訴訟制度の周知・広報や、認定NPO法人制度の活用の促進等を通じた寄付の促進に向けた支援を実施するほか、適格消費者団体等を支援する民間基金の周知・広報、地方消費者行政強化交付金の対象として適格消費者団体及び特定適格消費者団体の設立に向けた取組を支援すること並びに消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の提起に先立って特定適格消費者団体が仮差押えを行う際に、必要となる立担保を独立行政法人国民生活センターが行うことを可能とするため独立行政法人国民生活センター法等の改正等を実施してきており、今般の工程表においても「今後の取組予定」に「適格消費者団体等に対する支援に関する取組」を記載しているところです。また、特定適格消費者団体が活動しやすい環境整備を行うための措置を含んだ「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立したところ、本改正法の円滑な施行のために取り組んでまいります。
163	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	ア　適格消費者団体は、不当勧誘行為、不当表示といった事業者の不当な行為に対する差止請求を通じて、消費者被害の未然防止・拡大防止という公益の実現に大きな役割を果たしている。 しかし、適格消費者団体は、会員からの会費等の金銭的拠出と運営に携わる消費生活相談員、弁護士、司法書士、学者等の専門家を始めとする会員のボランティアによる活動に支えられているのが実情であり、財政基盤が脆弱である。適格消費者団体の活動の公益性と実情に鑑み、情報面の支援策はもとより、適格消費者団体への支援を目的とする消費者スマイル基金等の民間基金への支援や団体への直接的な財政的支援を含めた実効性のある積極的な支援策が速やかに検討・実施されるべきである。	適格消費者団体等に関しては、自立的な活動をしていただくのが基本ですが、消費者庁としては、消費者団体訴訟制度の周知・広報や、認定NPO法人制度の活用の促進等を通じた寄付の促進に向けた支援を実施するほか、適格消費者団体等を支援する民間基金の周知・広報、地方消費者行政強化交付金の対象として適格消費者団体及び特定適格消費者団体の設立に向けた取組を支援すること並びに消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の提起に先立って特定適格消費者団体が仮差押えを行う際に、必要となる立担保を独立行政法人国民生活センターが行うことを可能とするため独立行政法人国民生活センター法等の改正等を実施してきており、今般の工程表においても「今後の取組予定」に「適格消費者団体等に対する支援に関する取組」を記載しているところです。また、特定適格消費者団体が活動しやすい環境整備を行うための措置を含んだ「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立したところ、本改正法の円滑な施行のために取り組んでまいります。
164	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	また、景表法に代替寄付制度を設け適格消費者団体の活動を支援すべきである(消費者基本計画(案)についての意見書(2015年2月18日)、消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書についての意見書(2016年9月16日)、不当景品類及び不当表示防止法上の課徴金制度の強化を求める意見書(2020年12月17日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
165	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「消費者裁判手続特例法」という。)についての2022年3月に提出された改正法案には、消費者団体訴訟等支援法人制度を導入し、当該団体の業務として被害回復業務に関する事務を行うことが定められ、特定適格消費者団体が知れたる対象消費者に行う通知事項の一部軽減や簡易確定手続の申立期間の伸長等が盛り込まれ、(特定)適格消費者団体の活動を支える環境整備が相当程度進んだ。今後、消費者団体訴訟等支援法人に対する人的・物的・財政的体制を確保することが望まれる(消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に対する意見書(2021年11月10日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
166	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	また、2021年改正特商法では、消費者裁判手続特例法の改正により、内閣総理大臣は、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に進行するため必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、特商法又は預託法に基づく処分に関する作成した書類(内閣府令で定めるもの)を提供することができるときとされ、一定程度、情報提供に関する支援もなされた。今後は、特商法又は預託法のみならず、景表法に基づく処分に関する作成した書類の提供も検討すべきである(消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に対する意見書(2021年11月10日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
167	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	イ　特商法(表示規制部分)、景表法、食品表示法上の差止請求訴訟において、相手方事業者が表示の根拠となった合理的かつ客観的資料を提出しない場合は、優良誤認表示等と推定するなど、立証責任を軽減する措置を検討すべきである(不当景品類及び不当表示防止法の抜本的改正等に関する意見書(2011年8月18日)、新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書(2013年2月14日))。そのほか、消費者契約法9条の平均的損害の立証のための資料提供要求権限を認めること、違法行為が止んだ場合にも差止請求ができるようにするなども含め、差止請求制度の改正についての検討を速やかに開始すべきである(消費者庁「消費者契約に関する検討会」における検討の方向性に対する意見書(2021年1月22日)、インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書(2020年7月16日)、連鎖販売取引における若年者等の被害防止に関する規制強化を求める意見書(2020年10月21日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 なお、御指摘の消費者契約法9条の平均的損害の立証のための資料提供要求権限については、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」において、解約料の説明に係る事業者の努力義務を盛り込んでいます。
168	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	消費者契約法の2022年3月に提出された改正法案には、適格消費者団体が事業者に対し、損害賠償の額を予定する条項等につき、当該条項が法第9条第1号に規定する平均的な損害の額を超えることにつき相当の理由がある場合に当該条項に係る算定根拠を説明するよう要請できる制度が盛り込まれた。事業者がなすべき算定根拠の説明の内容は、概要ではなく、具体的に、どのような考慮要素及び算定基準に従って「平均的な損害」を算定し、違約金が当該「平均的な損害」の額を下回っていると考えたのかを明らかにすべきである(消費者契約法に関する検討会報告書に対する意見書(2021年10月18日))。	事業者が説明する算定根拠とは、解約料を定めるに当たって考慮した費用項目や算定式であり、具体的な数値まで含むものと考えております。御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
169	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	イ　2016年10月1日に施行された消費者裁判手続特例法についての周知・広報はいまだ十分とは言えず、引き続き、積極的な取組が行われるべきである。(特定)適格消費者団体の認知度を高めるための方策として、一般消費者、事業者及び事業者団体に向けて、(特定)適格消費者団体の活動、役割等の情報をより効果的にするための方策の検討を進めるべきである(消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に対する意見書(2021年11月10日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
170	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	消費者庁「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」における検討の際には、本制度において対象となる請求権、損害の範囲及び被告となる者の範囲の拡大はもとより、和解の柔軟化、簡易確定手続の通知の改善、手続モデルとしてのオプト・アウト型の制度やオプト・アウト方式を組み込んだ統合判決制度の導入も含め、制度の拡充に向けた見直しを行なうことを明記しておく必要がある。この点、2022年3月の改正法案では、損害の範囲及び被告となる者の範囲が拡大され、和解内容も共通義務の確認に限定されず、簡易確定手続における知れたる対象消費者への通知事項の軽減が盛り込まれているものの、オプト・アウト型の制度、特定適格消費者団体への破産申立権の付与、事業者の財産に関する情報の取得、事業者の所在等に関する第三者の協力を得る仕組み、事業者が公告に関する一定額の支払義務を負担する仕組みは盛り込まれなかつた。改正法案に盛り込まれなかつたこれらの制度の導入については、今後も引き続き導入のための検討をすべきである(消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に対する意見書(2021年11月10日))。	「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立したところ、本改正法の円滑な施行のために取り組んでまいります。「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」の報告書において将来の検討課題とされた事項については、制度の運用状況等を踏まえて適宜必要な検討を行ないます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
171	I	188	(4)	① 消費者団体訴訟制度の推進	なお、裁判のIT化への対応に当たっては、裁判手続のみならず、特定適格消費者団体が消費者から授権を受け、その他意思確認をする過程のIT化についても検討すべきである(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の見直しに関する意見書(2020年7月16日))。また、集団的被害回復裁判手続の担い手である特定適格消費者団体の支援についても、既になされた独立行政法人国民生活センター法等の一部改正や内閣府令改正(仮差押えの担保金にかかる措置等)の柔軟な運用のみならず、引き続きPIO-NET情報を活用した支援、適格消費者団体及び特定適格消費者団体への支援を目的とするスマイル基金等の民間基金への財政的支援や団体への直接的な財政的支援を含めた実効性のある積極的な支援策が速やかに検討・実施されるべきである(消費者基本計画(案)についての意見書(2015年2月18日)、消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書についての意見書(2016年9月16日)、独立行政法人国民生活センター「特定適格消費者団体に対する立担保援助規程」についての意見書(2018年5月1日))。	裁判のIT化への対応に関する御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考にさせていただきます。 適格消費者団体等に関しては、自立的な活動をしていただくのが基本ですが、消費者団体訴訟制度の周知・広報や、認定NPO法人制度の活用の促進等を通じた寄付の促進に向けた支援を実施するほか、適格消費者団体等を支援する民間基金の周知・広報、「地方消費者行政強化交付金」の対象として「適格消費者団体」及び「特定適格消費者団体」の設立に向けた取組を支援すること並びに消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の提起に先立って「特定適格消費者団体」が仮差押えを行う際に、必要となる立担保を「独立行政法人国民生活センター」が行うことを可能とするため独立行政法人国民生活センター法等の改正等を実施してきており、今般の工程表においても「今後の取組予定」に「適格消費者団体等に対する支援に関する取組」を記載しているところです。 また、特定適格消費者団体が活動しやすい環境整備を行うための措置を含んだ「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立したところ、本改正法の円滑な施行のために取り組んでまいります。
172	I	193	(4)	③ 消費者に関する法的トラブルの解決	「法務省の取組」として、「日本司法支援センターにおいて、以下の取組を行う」とあるが、例示されている取組が多重債務者問題のみである。消費者被害相談にも対応できるよう、特商法、割賦販売法等の基礎的な知識は当然のこと、その他専門の知識を有する弁護士を必要人数用意すべきである。また、そのために研修等を実施すべきである。 担当省庁は法務省となっており、日本司法支援センターにおける多重債務問題に係る相談件数、代理援助・書類作成援助件数がKPIとして掲げられている。これらの件数は、法務省の取組実績を示すものとしては必要であるが、KPIとして適切とは言えない(KPI意見書)。 なお、相談件数等の過去5年の件数推移が記載されるようになったのは、適切な変更である。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
173	I	195	(4)	④ 消費者紛争に関するADRの実施	国民生活センターのADRは、関係者の努力によって消費者保護に資する一定の水準を維持していると評価できる。この解決水準を維持しながら、更に規模の拡充を図るべきである。 さらに、ADRが決済した場合においては、消費者保護の見地から手当てを用意すべきである。国民生活センターにおける適切なADRの実施については、和解率だけでなく、あせん件数もKPIにすべきである。 金融ADRについては、処理件数をKPIにしているから(I-207)、それと平仄を合わせるべきである。和解率のみを重視するあまり、困難事件を事実上取り上げないという弊害が懸念されるためである。 基本計画第5章1(4)においては、「紛争解決の円滑化等を図る観点から、国民生活センター、地方公共団体、事業者団体、消費者団体等によるADR(裁判外紛争解決手続:Alternative Dispute Resolution)の活用を促進するとともに、関係機関の連携の強化を図る」とされている。しかし、工程表において、国民生活センターのADR以外について言及していないのは問題がある。 特に、地方自治体の行うあせん件数もKPIに入れ、消費者の身近なところで、ADRのサービスが受けられるようにすべきである。 さらには、民間におけるADRについても対象とすべきであり、決済手段の提供者や取引の場を仲介するプラットフォームの運営者がADRを行っている割合もKPIに入れるべきである(KPI意見書)。 なお、KPIに和解率や日数といった具体的な指標が挙げられており、進捗状況も数値で示されていることは評価できる。 また、被害回復裁判手続との連携を強化するため、集団的に紛争を解決することのできる枠組みを重要消費者紛争解決手続に設けるべきであり、この際、ITの活用を検討すべきである(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の見直しに関する意見書(2020年7月16日))。 さらに、電子商取引を行う事業者には、苦情処理措置や紛争解決措置を義務付けるとともに、取引デジタルプラットフォーム提供事業者には、利用事業者の本人確認をし、そのような義務を履行しない事業者との契約を拒絶することを義務付けるべきである。加えて、取引デジタルプラットフォーム提供事業者には、消費者間取引においても、本人確認を行い、苦情処理措置や紛争解決措置を提供することを義務付けることにより、電子商取引における消費者被害につき実効的な救済を可能とする仕組みの確立を求める意見書(2021年3月18日)。	国民生活センター紛争解決委員会においては、全国的に解決が重要である「重要消費者紛争」について和解の仲介及び仲裁を実施しています。『重要消費者紛争』の性質を踏まえると、実施件数をKPI化することはしないと考えます。 集団的に紛争を解決することのできる枠組みについては、消費者団体訴訟制度(被害回復)について、被害を救済しやすく、消費者が利用しやすい制度へと進化させるとともに、制度を担う特定適格消費者団体が活動しやすい環境整備を行うため、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立したところ、本改正法の円滑な施行のために取り組んでまいります。
174	I	196	(4)	⑤ 金融ADR制度の円滑な運営	KPIとして処理件数しか挙げられていないが、実際の紛争解決内容が真に消費者の視点に立ったものかどうかわからないため、更なる指標(例えば消費者の満足度等)の設定が必要である(KPI意見書)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
175	I	199	(4)	⑧ IT・AIを活用した民事紛争解決の利用拡充・機能強化	裁判手続きIT化やODRなど、相談窓口の多様化が進められています。インターネットの環境整備や情報教育とともに、デジタルデバイドに対するサポートが必須です。消費者庁の役割として、その取組みを明記してください。(I-210)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、IV章(1)(3)において「デジタル化に誰一人取り残さないための支援として、高齢者層を始めとする消費者に対する技術面、内容面での消費者教育の支援が行き届くよう、地域の担い手等の支援等を図り、デジタル化に対応した消費者教育を推進する。」旨記載しております。
176	I	199	(4)	⑧ IT・AIを活用した民事紛争解決の利用拡充・機能強化	ODRの利用拡充については、まず、ODR実事業者は、ADRの理念を実現すべき存在という位置付けであり、単なるデジタル技術支援のみならず、法的知識と紛争解決スキル及び高い職業倫理を体得すべく研修を必要とするということが、改めて強調されるべきである。 また、現状では、消費者対事業者間の紛争のように当事者間に構造的に情報量や分析力、交渉力の格差が存在する問題については、実質的な公正さの担保のために後見的に格差是正のスタンスを取る国民生活センター等のADRが存在しているが、ODRでも同様の要請があり、実質的な公正さを担保し得るODR事業者を確保する必要性が検討されるべきである(「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」に対する意見書(2022年1月21日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
177	I	199	(4)	⑧ IT・AIを活用した民事紛争解決の利用拡充・機能強化	IT・AIを活用した民事紛争の解決は、単に紛争が解決すればよいのではなく、消費者の被害の回復に資するように適切な解決水準を確保することが必要である。 また、ODRによる合意の実効性の確保が重要なところ、取引プラットフォームや決済手段の提供者がODRを提供することにより、取引当事者に対する事実上の強制力を確保することを推進すべきである(電子商取引における消費者被害につき実効的な救済を可能とする仕組みの確立を求める意見書(2021年3月18日))。 いずれにしろ、その解決基準の適正さの維持が重要であり、そのための方策を優先してとるべきである。 KPIが数値目標化されておらず、計画の進捗度合いの測定が困難であるため、数値目標を示したKPIを設定すべきである(KPI意見書)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
178	I				行政による違法収益吐き出し制度及び行政庁による破産申立制度についての検討を項目・施策・今後の取組に挙げるべきである(詐欺的商法の一種であるポンジ・スキーム事業についての行政による被害回復制度の導入を求める意見書(2021年8月19日)、2021年人権擁護大会決議)。	御指摘の点については、既存の法制度の運用等も見極めつつ、今後進めることとなる施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
179	I				消費者の被害防止、詐欺の未然防止は、早急に対処すべきです。携帯電話の普及で、被害は毎年億を超える。電気泥棒のニュースが以前にあったが、1円でも泥棒だが、被害者はメールを見るだけでもお金を取り戻すためでも盗聴等の検閲はできないが、これほどまでに技術が進歩した中で、犯罪者はばかりがその恩恵をうけるのはもうやめよう。消費者を救うため、事業主に对抗する「武器」を確保しよう。ニュースで偽サイト、偽電話、偽メールの画像が出る。電話・ネット提供事業者は、消費者自身での防衛をよびかけるだけ。電話・メールが犯罪者の武器であり、それを提供している電話事業者は「武器商人」。犯罪者、協力者を野放しにしない、実効性を担保できるスピーディーな計画を期待します。いつまでも「自己責任」では済まない。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
180	II	1	(1)	① 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	食品リコール情報の報告制度が、過剰な自主回収を誘発する事がないよう、正しく理解され適正に実行されるよう進められることを希望します。 同じく、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、食品衛生上の危害発生のおそれがなく品質には何の問題もない食品が、むやみに回収され無駄に廃棄される事がないよう、各自治体や事業者への情報提供の取り組みについても記載されることを望みます。	食品リコール情報の報告制度が、正しく理解され適正に実行されるよう普及啓発に努めてまいります。あわせて、過剰な自主回収による食品ロスとならないよう表示の是正等、自主回収以外の適切な対応を行うことについても周知いたします。
181	II	1	(1)	① 食品ロスの削減に関する法律に基づく施策の推進	コロナ禍、貧困家庭に食料品を届けるフードバンクは必要不可欠な存在となっています。食品ロスの観点からフードバンク支援の記述があることは評価できます。しかし、現在、民間でのフードバンク支援が進んできていますが、食料品の保管場所の問題や食料品の確保などの課題を抱えており、国がもっと関与していくべきであると考えます。KPIにフードバンク支援を明記して関係省庁はもとより食品製造業者や小売業者に積極的に関与してもらえる仕組みを考えください。	施策概要に「フードバンク活動に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動の促進、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方にに関する調査・検討を行う。」と記載しており、農林水産省や消費者庁では、補助事業や交付金を通じてフードバンク活動への支援を実施しています。また、消費者庁が主催している「食品ロス削減推進大賞」において、フードバンク団体等と連携して食品ロス削減に取り組む事業者を表彰するなど、フードバンク団体等と事業者の連携を促進しております。引き続き、フードバンク活動への支援や事業者との連携促進に取り組んでまいります。
182	II	1	(1)	① 食品ロスの削減に関する法律に基づく施策の推進	食品ロス削減策の一つとなっているフードバンク団体等への食品提供について、ポータルサイトや手引きの作成等の施策がされています。一方で各団体では、資金や人材確保等の面から物流や保管・仕分け場所の確保等、運営面での課題もあります。国の施策として位置付けるのであれば、食品ロス削減を支える団体として、スタートアップ団体への支援にとどまらず、資金面での支援や公共交通機関の活用等をふくめて、継続的な支援を今後の取組予定に加えてください。	施策概要に「フードバンク活動に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動の促進、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方にに関する調査・検討を行う。」と記載しており、農林水産省や消費者庁では、補助事業や交付金を通じてフードバンク活動への支援を実施しています。引き続き、フードバンク活動への支援に取り組んでまいります。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
183	II	1	(1)	① 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	「今後の取組予定」について、消費者庁の最後の行に「食品ロス削減推進センター」の育成が記載されていますが、具体的な目標はどのようになりますか。施策概要3ページに地方公共団体に説明会を行ったことが書かれていますが、地方公共団体との連携により期待される目標又は効果の記載が必要と考えます。	令和4年度については、都道府県を通じて本制度の周知活動を行った上で、各都道府県と連携しセンターの養成に取り組むこととしております。
184	II	1	(1)	① 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	食品リコール情報の報告制度が、過剰な自主回収を誘発する事がないよう、正しく理解され適正に実行されるよう進められることを希望します。同じく、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、食品衛生上の危害発生のおそれなく品質には何の問題もない食品が、むやみに回収され無駄に廃棄される事がないよう、各自治体や事業者への情報提供の取り組みについても記載されることを望みます。	食品リコール情報の報告制度が、正しく理解され適正に実行されるよう普及啓発に努めてまいります。あわせて、過剰な自主回収による食品ロスとならないよう表示の是正等、自主回収以外の適切な対応を行うことについても周知いたします。
185	II	8	(1)	② 食育の推進	第4次食育推進基本計画に基づき、関係府省庁が連携し、重点事項である①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進が図られることを期待します。また、デジタル化に対応した食育を推進するために作成された「デジタル食育ガイドブック」が多いに活用されるよう、広く国民に情報発信してください。(II-8)	「デジタル食育ガイドブック」が広く活用いただけるよう、情報発信に努めてまいります。
186	II	8	(1)	② 食育の推進	現行のKPIと目標は、農林水産物・食品を選ぶ際の「産地・生産者への意識」や「環境配慮」、農業漁業体験の経験に関するものとなっている。SDGsの目標2(飢餓をゼロに)や目標3(全ての人に健康と福祉を)を関連目標として掲げるならば、栄養、食習慣などについての指導や正確な情報提供等に関する目標、KPIを別途設けるべき。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。 なお、栄養、食習慣などについての指導や食育に関する正確な情報提供については、引き続き推進・実施してまいります。 栄養、食習慣などについての指導については、今後も推進してまいります。
187	II	8	(1)	② 食育の推進	KPIに挙げられている「農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合の向上」、「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上」、「環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上」はいいですが、有機農産物を購入する割合や、アレルギーの主因であるグルテンやカゼインの摂取抑制比率も挙げるべき。	有機農産物を始めとする環境に配慮した食品への理解と関心の増進の項目において、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合をKPIとして設定しており、令和12年にはこの割合を25%に引き上げる目標を設定しています。 なお、「食物アレルギー診療ガイドライン2021」において、食物アレルギーの方の管理の原則は「正しい診断に基づいた必要最小限の原因食物の除去」であるとされていること等を踏まえ、グルテンやカゼインの摂取抑制比率をKPIとして記載することは差し控えさせていただきます。
188	II	10	(2)	① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革	脱炭素社会の実現に向けて「COOL CHOICE」「ゼロカーボンアクション30」の周知を広げ、スピード感をもって取り組みを進める必要があります。中でもサーキュラーエコノミーの考え方に基づく購買行動の意識変革は、購買後の3R行動への効果も期待できるなど特に重要です。この考え方に基づく具体的な行動を示している「ゼロカーボンアクション30」の「買い物・投資」の2項目について、他に優先して情報提供など認知度を高める施策を講じてください。	御指摘のとおり、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、消費者が果たす役割は大きく、消費者が脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換えやサービスの利用等を積極的に選択するよう、消費者の意識変革が重要と認識しています。今後も、「ゼロカーボンアクション30」の「買い物・投資」の分野も含め、国民の脱炭素型のライフスタイルへの変革を促進する施策を検討していきます。
189	II	10	(2)	① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革	脱炭素社会を実現するには消費者の果たす役割が大きいことをもっとわかりやすく発信する必要を感じています。衣食住・移動・買物など日常生活におけるアクションとそのメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理したとあります。しかし、「ゼロカーボンアクション30」の広報は不十分です。国民的運動につながるようウェブサイト以外の方法も工夫して周知を図ってください。	これまで、「ゼロカーボンアクション30」の広報として、ウェブサイトでの発信のほか、民間オンラインイベント等の発進力の高い媒体での情報発信も実施してまいりました。今後も引き続き、あらゆる機会を捉えた情報発信を行ってまいります。
190	II	10	(2)	① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革	脱炭素社会に向けた消費者の認識は、世代ごとにも大きく違います。あらゆる世代が脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルを実践していくためには、継続的な啓発とあわせて、選択肢を多様化していくことが重要です。その点において、KPIは地球温暖化対策計画にもつながる設定とするべきであり、真に関係府省庁が真に一丸と足並みをそろえた具体的な施策を期待します。	「脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革」の項目において掲げているKPIについて、COOL CHOICE、クールビズ・ウォームビズ、家庭エコ診断のいずれも地球温暖化対策計画にその取組の推進を掲げています。
191	II	10	(2)	① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革	脱炭素社会の実現に向けては、消費者の認識と行動が肝要であり、「COOL CHOICE」や「ゼロカーボンアクション30」のような、消費者にとって分かりやすい取組を引き続き広く周知・推進することは重要。他方、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い換えやエネルギーの節約等によるライフスタイルの変革に加え、脱炭素社会の実現に向けては、「電源構成がどうあるべきか」について、事業者、消費者といった枠を超えた国民一人一人の意識改革・危機意識の浸透が重要であり、消費者行政においても、こうした観点での情報提供を推進していただくことが望まれる。	例えば環境省では、購入電力の再エネ電力への切替えや、自家消費型の太陽光発電の導入など、個人、自治体、企業のそれぞれに再生可能エネルギー導入のメリットや具体的な導入方法などを紹介し、再生可能エネルギーの導入をサポートするポータルサイト「再エネスタート」により、再生可能エネルギーの利用拡大やそのための普及啓発を実施しています。今後も、国民の脱炭素型のライフスタイルへの変革を促進する方策を検討していきます。
192	II	10	(2)	① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革	脱炭素社会の実現に向けては、各事業者等の取り組みだけでなく、「消費者」それぞれの取り組みの実践が重要になります。冒頭にSDGsと関連事項の施策が一覧表で示されているように、脱炭素社会の実現に資する施策の一覧表を作成し、集中して取り組めるようにしてください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
193	II	15	(2)	③ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等	KPIとして設定している3R行動実施率は、環境省の資料ではこの数年ほぼ横ばいとなっています。その中でこれまでと変わらない取組では、平成24年度の世論調査から20%上昇の目標の実現は困難ではないかと思われます。2022年4月1日に施行されたプラスチック資源循環促進法の周知・実践もふまえて、より踏み込んだ施策を組み立てるべきです。	3R行動実施率について、令和元年度及び令和2年度は約31%と横ばいであるが、令和3年度(速報値)は約36%と増加しており、選ぼう！3Rキャンペーン内での発信、自治体を通じた3R推進月間での周知など、これまでの取組について一定の成果が確認された。また、本年4月から施行されたプラスチック資源循環促進法の周知・実践のため、これまで、経済産業省及び環境省において、プラスチック資源循環の周知・広報のための特設サイトを開設するとともに、説明会の開催、新聞やデジタル広告等による情報発信に努めてきたところであり、これらの広報ツールも活用しながら3Rの更新なる普及啓発に取り組んでいく。
194	II	19	(2)	⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した食品への理解と関心の増進	「有機農業に対する消費者の理解を増進する取組等を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める」との記述につき、環境に配慮した食品への理解増進と需要喚起、市場拡大には意義がある一方、農薬の使用により安定的な食料供給が実現しているという食料安全保障の観点から、適切な農薬等の使用を過度に否定することが無いよう、消費者への普及啓発においては、正確かつバランスの取れた情報提供を行なべき。	御意見を踏まえ、正確な情報提供に努めてまいります。
195	II	19	(2)	⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した食品への理解と関心の増進	有機農産物の普及はどんどん推進すべき。さらに、有機農産物には一切の化学肥料や農薬の使用も禁止すべき。	農林水産省としては、有機農業の取組拡大や安定供給、消費者の理解の確保に向け取り組んでまいります。
196	II	22	(2)	⑥ 各種リサイクル法等の普及啓発	特に容器包装プラスチック、製品プラスチックの分別や回収について啓発を進めてください。今年から施行されるプラスチック資源循環促進法では素材としてのプラスチックの再利用が対象になっています。プラスチックを使用した製品の廃棄物も回収されることになり、適正な分別と回収が求められます。消費者も分別の基準などをきちんと理解し、守っていかなければなりません。再資源化のためにには正しく分別されることが必要で、他の材質が混入する「マテリアルリサイクル」などが難しくなります。消費者に分かりやすい識別マークや記号などを工夫して、容器包装プラスチックとの違いや、回収されるプラスチック製品の見分けができるようにし、回収、分別処理が適正に行われる必要があります。市町村におけるプラスチックの分別収集については、今までには地域によって差が見られました。環境省と共に、国で統一された分別回収の基準を明確にし、地方自治体ごとの違いをなくすようにしていただきたい。消費者へのそのような普及啓発を広げていくことが、海洋プラスチックごみの減少にもつながると思います。	プラスチック使用製品廃棄物の適正な分別収集・リサイクルのためには、消費者に対する普及啓発が極めて重要であり、これまで、経済産業省及び環境省において、プラスチック資源循環の周知・広報のための特設サイトを開設するとともに、説明会の開催、新聞やデジタル広告等、あらゆるツールを活用して情報発信に努めています。また、環境省では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに向けた自治体の取組を支援するモデル事業を昨年度から実施しており、本事業で得られた課題等を整理・分析し、分別ルールの住民への効果的な普及啓発方法も含めた知見を横展開していく。分別ルールについては、各自治体が地域の実情を踏まえて策定しているが、環境省において、自治体がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施するに当たって、新たに分別ルールを策定する際の参考として「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」(令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室)を公表し、自治体へ周知を行っている。
197	II	24	(3)	① エシカル消費の普及啓発	KPIと目標に「エシカル消費の認知度向上」や「水産エコラベルの認証数増加」が掲げられているが、エシカル消費の普及に当たっては、認知の向上に加え、実践が重要。また、昨年も指摘したとおり、そもそもエシカル商品・製品全体の流通量増加が重要。KPIとして、実践割合を加えるべき。また、水産エコラベルだけでなく、エシカル商品・製品の流通量として有用な指標をKPI、目標として設定し、エシカル商品・製品の増加に資する施策について、関係府省庁等において検討するとともに、今後取組・実績に追記することを検討する必要。	エシカル消費の認知度は上がってきているもののまだ低い状況にあり、まずはこの向上を目指しております。御指摘の点も参考とさせていただき、引き続き、エシカル消費の実践につながるよう消費者への情報提供など普及啓発に取り組んでまいります。
198	II	30	(3)	② 消費者志向経営の推進	KPIとして掲げている消費者志向自主宣言事業者数を増やすためには、今後は地方自治体との連携による地方の企業への拡大も重要である。各地での成功事例の水平展開を含め、どのように推進していくか、今後の施策や取組予定に組み入れていただきたい。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
199	II	30	(3)	② 消費者志向経営の推進	KPIに「消費者志向自主宣言事業者数」があるが、本活動を開始して7年経過し「消費者志向自主宣言事業者数」も一定数になってきたので、今後は「消費者志向自主宣言事業者数」のみならず「フォローアップ活動実施事業者数」もKPIに加えた方がよいと考える。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
200	II	30	(3)	② 消費者志向経営の推進	本目標の達成のための施策として、苦情対応マネジメントシステムJISQ10002の事業者への導入促進を検討していただきたい。このJISQ10002は単なる苦情対応ではなく、顧客満足の向上のためのマネジメントシステムの枠組みを示した国際規格であり、トップの強いコミットメントのもと組織全体でPDCAを回して取り組むことを求めており、事業者が消費者志向経営を経営レベルで取り組む有効なツールの一つになる。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
201	II	32	(3)	③ ホワイト物流推進運動の展開	物流の利便性向上を追求するニーズの高まりから税關の執務時間延長が可能となり24時間開庁を掲げています。物流業界での働き方改革の問題解決のためには、過剰な物流サービスを求める消費者行動を変革する必要性が求められています。貿易統計細分化の見直しによる手続きの効率化、荷役主となる企業の理解、荷主企業による緊急度・重要度の低い納期の要求には延長措置を可能にする対応を求めます。消費者庁や関係機関との連携で、物流業界全体の合理化・最適化に向けた検討を明記してください。	物流の合理化・最適化には荷主企業や消費者の理解・協力が必要です。御指摘のリードタイムの延長を含め引き続き関係省庁とともに取り組んでまいります。頂いた御意見は今後の政策の参考にさせて顶きます。
202	II	32	(3)	③ ホワイト物流推進運動の展開	令和2～3年度実績については、「ホワイト物流」推進ホーネルサイト等において、国民に対し再配達の削減や引っ越し時期の分散化等、継続的に呼び掛けを実施したところがあるが、令和3年4月に国土交通省の調査では再配達率11.2%（前年比+2.7%）と増加しており、その効果が現れているとは言いがたい。少子高齢化や厳しい労働環境によるドライバー不足が社会問題となっている現状において、安易に時間指定を行ったり、再配達を前提としたサービスを考える消費者の物流に対するリテラシーを高めていく必要がある。消費者行政が消費者被害の防止や救済に留まらず、賢い消費者の育成にも注力している現在においては、物流は社会インフラであるという点をこれまで以上に消費者啓発に織り込んで頂くことを期待する。	物流の合理化・最適化には消費者の理解・協力が必要であり、頂いた御意見を参考に引き続き普及啓発に取り組んでまいります。
203	II	32	(3)	③ ホワイト物流推進運動の展開	電子商取引の拡大や宅勤務の普及、コロナ禍における巣ごもり消費の拡大等に伴い、宅配便取扱個数は増加している一方、宅配便輸送においては、少子高齢化や長時間勤務といった労働環境の影響等もあり、ドライバー不足が社会的な問題となっている。令和2～3年度実績として、国土交通省が関係省庁等と連携して「ホワイト物流推進運動」を推進し、国民に対して再配達の削減や引っ越し時期の分散化等を継続的に呼び掛けたとの記述につき、国土交通省が令和3年10月に実施した宅配便の再配達率調査では前年比0.56%（4月比0.7%）の11.9%となり、国民の意識向上に繋がっているとは必ずしも言えない結果となっている。「ホワイト物流」の推進に向けて、事業者側が置き配等による配送システム効率化的取組を更に図るとともに、消費者自身も安易な時間指定や再配達を前提とした認識を改め、物流に対するリテラシーを高めていく必要がある。関係省庁が効果的に発信において連携するとともに、消費者行政においても、ホワイト物流の重要性に鑑み、消費者への情報提供・啓発を推進すべき。	物流の合理化・最適化には消費者の理解・協力が必要であり、頂いた御意見を参考に引き続き普及啓発に取り組んでまいります。
204	II	33	(4)	① 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	令和4年6月の改正公益通報者保護法の施行に向け、国民に改正内容や指針等の周知・広報をしてください。法改正による効果を含む公益通報者保護制度の実効性を適切に検証してください。(II-38)	令和4年6月1日の公益通報者保護法改正法の施行に向けた周知・啓発活動として、これまで、各種団体への講師派遣や、消費者庁主催の説明会の開催、広報用動画・解説動画の公開などを実施してまいりました。今後も、引き続き、制度の周知・啓発活動に取り組むとともに、実態調査等の実施を通じ、制度の実効性について検証してまいります。
205	II	33	(4)	① 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	労働者における認知度の令和6年度までの目標値が低いのではないかでしょうか。意識調査の回数を増やすことで法律の存在を知ることになり認知度は確実に上がると考えます。市区町村の窓口設置率も早期に100%になることを望みます。中小企業は資金・人員などの不足から設置が進まないことが予想されます。それを補う意味でも自治体の窓口の整備を進めて欲しいです。	公益通報者保護制度の認知度向上は極めて重要であり、これまで、各種団体への講師派遣や、消費者庁主催の説明会の開催、広報用動画・解説動画の公開などの周知・啓発活動を実施してまいりました。引き続き、説明会の実施や、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発を通じ、制度の認知度向上を図ってまいります。また、公益通報者保護法改正法により、権限を有する行政機関については、外部通報に適切に対応するために必要な体制の整備が義務付けられるところ、体制整備の促進に向け、引き続き周知・啓発活動に取り組んでまいります。
206	II	33	(4)	① 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	2020年6月に改正公益通報者保護法が成立し、2022年6月から施行されるが、不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置・刑事罰の導入や不利益取扱いの効力が民事裁判で争われた場合の立証責任の転換・証拠書類の持ち出しに対する免責ルールの明文化等、見送られた論点について、今後も法改正に向けた取組を行う必要がある（内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会「中間整理」に対する追加意見書（2018年11月9日）、「公益通報者保護専門調査会報告書」に関する意見募集に対する意見書（2019年3月7日））。	令和2年6月8日に成立した公益通報者保護法改正法の附則において、今後、施行後3年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、政府としては、この規定に基づき検討してまいります。
207	II	33	(4)	① 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	改正公益通報者保護法が成立し、令和3年10月、「公益通報者保護法に基づく指針の解説」が公表されたが、2022年6月の施行以降も、事業者にとって必要な体制整備を進めるうえでも、引き続き、説明会などによる事業者への周知徹底を進めていただくよう、お願いしたい。	事業者に対する周知・啓発活動は極めて重要であり、これまで、各種団体への講師派遣や、消費者庁主催の説明会の開催などを実施してまいりました。改正法の施行後においても、引き続き、制度の周知・啓発活動に取り組んでまいります。
208	III	1	(1)	① デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	インターネット上におけるアフィリエイト広告への対応について、消費者の誤認を招く恐れがあるステルスマーケティングについての実態把握及び検討実施を行うことを工程表に記載してください。	ステルスマーケティングについては、アフィリエイト広告等に関する検討会報告書において対応するべきとの意見を提言されております。これを受けて、消費者庁では、景品表示法検討会において、ステルスマーケティングへの対応の検討等を行うことといたしました。そのため、御意見を踏まえて、当該内容を工程表に記載いたしました。
209	III	1	(1)	① デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	「アフィリエイト広告等に関する検討会」では報告書も公表され、その中で、アフィリエイト広告も景品表示法第26条に基づく広告主が講すべき措置があるとして、不当表示の未然防止・早期是正に向けた取り組みを行うことが計画されています。【KPI】として事業者への周知も大事であると考えますので、加筆してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
210	III	1	(1)	① デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	インターネット販売における食品に関する情報提供についてガイドブック（令和4年度版）が作成されました。「インターネット販売における食品に関する情報提供について作成したガイドブック（令和4年度版）のCodex等を踏まえての必要に応じた更新（令和6年度まで）」が追記されましたが、事業者に向けて周知や活用を働きかけることを加筆してください。	ガイドブック公表後はセミナーの開催等を通じて周知・普及を行う予定しております。
211	III	1	(1)	① デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」の施行後の実効性確保のために、取引DPF提供者の取組状況のモニタリングを行うことが重要です。モニタリングすることで、取引DPF提供者に説明や開示を求めるなど、消費者へ公表することなど具体的に記載してください。取引デジタルプラットフォーム官民協議会が適切に機能することが重要です。消費者等に官民協議会の検討内容を理解してもらうため、適切な情報開示をお願いします。（III-1）	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律においては、第3条第2項に基づき、取引デジタルプラットフォーム提供者は、同条第1項の規定に基づき講じた措置の概要及び実施の状況等を開示するものとされており、また、第7条第1項において、官民協議会は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ効率的に行うため必要な情報を交換し、協議を行うこととされています。また、官民協議会においては適切な情報開示に努めてまいります。
212	III	1	(1)	① デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	政府は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律を着実に施行し、施行による課題解決の効果を不斷に検証して適時の必要な改正を行うほか、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会報告書」で残された論点等について更に検討を進めるべきである。また、会社法933条1項1号の定める外国会社登記における代表者登記義務の履行を徹底させる運用を行うなど、海外事業者に対する対応を引き続き検討すべきである（実効的な発信者情報開示請求のための法改正等を求める意見書（2020年12月18日））。消費者に宣伝と気付かれないように行われる宣伝行為、いわゆるステルスマーケティングは、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為であるが、現在の景表法には直接にこれを規制する規定がない。そこで、内閣総理大臣の指定を追加することによって、不当な表示の禁止（同法5条）の対象に、この種の宣伝行為を加えるべきである（ステルスマーケティングの規制に関する意見書（2017年2月16日））。虚偽・誇大な内容が少なくないと指摘されているアフィリエイト広告について、消費者庁が開催した「アフィリエイト広告等に関する検討会」が2022年2月15日に報告書を取りまとめた。基本計画では、同報告書への対応として、景表法第26条に基づく広告主が講すべき措置に関する新たな指針の策定等を行うとするが不十分である。アフィリエイト広告は、特商法の一類型である通信販売における広告表示そのものであるから、特商法の改正として、ア通信販売業者がインターネットの広告をいわゆるアフィリエイト広告として広告代理店又はアフィリエイターに委託した場合でも、広告主である通信販売業者が誇大広告等の禁止（特商法12条）の責任を負う旨を解説論だけでなく条文上に明示し、イ広告代理店又はアフィリエイターが通信販売業者における広告表示内容の決定に関与している場合には、当該広告代理店又はアフィリエイターは誇大広告等の禁止（特商法12条）、同法施行規則16条1項）の適用を受け、顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為の禁止（特商法14条1項2号、同法施行規則16条1項）の適用を受けることを規定すべきである（インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書（2020年7月16日））。	「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会報告書」で残された論点等について、取引デジタル・プラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律が成立したことを踏まえて、第4期消費者基本計画工程表を見直しており、御指摘の報告書に記載されているような課題についても検討事項に含まれる形となっています。なお、いわゆるステルスマーケティングについての景品表示法上の考え方方は、2011年10月28日に公表（2012年5月9日一部改定）した「インターネット消費者取引に関する広告表示に関する問題点及び留意事項」において明らかにしているとおりです。例えば、ロコモサイトにおいて、事業者がロコモ代行者に依頼して、自己の提供する商品・サービスの品質その他の内容に係る好意的な書き込みを多数行なうことにより、当該ロコモ情報が、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるものである場合には、景品表示法上の不当表示として問題となります。当該考え方方に沿って、景品表示法の適切な執行に取り組んでまいります。
213	III	1	(1)	① デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保	デジタル・プラットフォーム事業者の責任について検討を進め、「取引デジタル・プラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が成立し2022年5月に施行されることを評価するが、消費者庁は、デジタル・プラットフォーム事業者の責任を明確化して消費者被害の抑止と救済に実効的な法律とすべく適時必要な改正を行い、積み残ししているCtoC取引の場合の責任についても検討を進めるべきである（電子商取引における消費者被害につき実効的な救済を可能とする仕組みの確立を求める意見書（2021年3月18日））。	令和3年4月に取引デジタル・プラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律が成立し、本年5月から施行されたところです。御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
214	III	1	(1)	②「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進	「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットを用いた普及啓発について、学校教育や社会人教育などその活用方法について具体的に記載してください。(Ⅲ-46)	「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」について、昨年度中は消費者教育の研修や講座及び学校での活用のほか、地域住民への配布等を行ってまいりました。今後も引き続き普及啓発に取り組んでまいります。
215	III	5	(1)	②「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進	日常生活でのデジタル化対応への支援は、行政手続きに限りません。特に、デジタル化によって情報そのものが届きにくい高齢者のみの世帯や高齢の単身世帯への対応としては、教材やツールの提供だけでなく、それを活用するためのしきみや体制も必要です。地域のネットワークの活用を含めて、具体的な取組として記載してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、IV章(1)③において「デジタル化に誰一人取り残さないための支援として、高齢者層を始めとする消費者に対する技術面、内容面での消費者教育の支援が行き届くよう、地域の担い手等の支援等を図り、デジタル化に対応した消費者教育を推進する。」旨記載しております。 また、高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進については、Ⅲ章(2)③イにおいて取組を記載しているところです。
216	III	5	(1)	②「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進	改訂では「消費者がAIを賢く利活用する方策の周知啓発」がデジタル化に対応した消費者教育の普及啓発の推進の中に盛り取り込まれました。検討会やパンフレットの作成、デジタルツールを使った啓発の取組に加え、AI・IoT機器・サービスを提供する事業者からの啓発活動も重要と考えます。	御指摘のとおり、デジタル化に対応した消費者教育・普及啓発に当たっては、事業者からの啓発活動も重要と考えており、工程表に記載のとおり、昨年度は、複数企業においてデジタル教材を活用したe-ラーニングの実証を行ったところです。引き続き、事業者からの啓発活動を推進してまいります。
217	III	5	(1)	②「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進	「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」にて制作したデジタル教材を、単なる会議での成果物に終わらせず、高校や企業での消費者教育に幅広く使用していただけるよう周知するとともに、消費者教育ポータルサイトでの掲載を検討していただきたい。また、デジタルの進化も早いので、今後の教材内容や指導書・手引書の継続的なアップデートも検討いただきたい。	製作した一部の教材については、先行して消費者教育ポータルサイトに掲載しております。残りの教材についても速やかに掲載し、普及啓発に努めてまいります。 また、御意見については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただき、今後も、消費者教育に係る必要な運用を図ってまいります。
218	III	8	(1)	③新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	新型コロナウイルス感染症の動向が見通せない中で、消費者の感染に対する不安が完全に払拭できたわけではありません。そのような状況につけ込み、今後もさらに巧妙な便乗悪質商法が増えていくと予想されます。現在設置されている消費者ホットラインの体制の強化を強く求めます。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
219	III	8	(1)	③新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	「自然災害による債務整理に関するガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」について、基準日後の対象外債務の存在が原因となり基準日以前の対象債務も含めて特則の利用を断念せざるを得ない事業や、自治体等による公的貸付の一部について本特則による債務減免への対応の未整備によって支障を生じている事業等がある。これらの課題については、本特則の趣旨に沿って制度・運用の改善がなされいく必要がある。 本特則による債務整理がより一層の実効性をもって運用されるために、本特則の手続に関わる全ての関係機関が、本特則の趣旨・目的や制度内容について理解・認識を深め、本特則を尊重する実務慣行の確立に向けて不断の努力を重ねていく必要がある(自然災害債務整理ガイドライン新型コロナウイルス特則適用開始から1年を迎えての会長談話(2021年12月1日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
220	III	8	(1)	③新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	ア 新型コロナウイルス感染症の拡大の下、身に覚えのないマスクや消毒液等の商品が一方的に送り付けられる事例が多数発生し、消費生活センターに相談が寄せられたことを踏まえ、販売業者が消費者から注文を受けていない商品を送り付けて対価の支払や諾否の連絡等を要求する行為を全面的に禁止すべきである(送り付け商法(ネガティブ・オプション)の全面的な禁止を求める意見書(2020年12月17日))。 2021年改正特商法では、従前の「14日間」という期間を設けず、ただちに廃棄等処分ができることを明記したものの、消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」が2020年8月19日にまとめた報告書において「何ら正常な事業活動とはみなされないもの」とした送り付け商法(ネガティブ・オプション)の手法を行政処分の対象としておらず、新型コロナウイルス感染症の拡大下、在宅する機会が多くなっている消費者を狙った悪質商法への対策として不十分である。 イ また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下、インターネットを利用した通信販売の利用が急増する中で、健康食品等の「定期購入契約」を巡る消費者トラブルや、その他の通信販売においても従来の規制では対応できないトラブルが発生している。このような現状に鑑み、インターネットの申込画面についてガイドラインが改定されたが、「初回無料」「モニター」等の文言については問題とされていない。定期購入契約であることに気付きにくくなる表示については特商法14条1項2号の指示対象行為として具体的に禁止するなどして、規制をさらに強化すべきである(インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書(2020年7月16日))。 2021年改正特商法では、問題のある表示について規制を強化する点は含まれているものの、アフィリエイト広告に関しては広告代理店及びアフィリエイターに対して規制がなされず、また、特定申込画面の不実表示について取消権が導入された点は注目すべきはあるものの、クーリング・オフ等の導入には至っておらず、詐欺的な定期購入商法への対策としてはいまだ不十分である。	一方的な送り付け行為については、令和3年の特定商取引法改正により、たとえ一方的に商品を送り付けられたとしても、消費者は直ちに処分等することができるようになり、悪質業者は送り付けた商品の代金や送料に相当する額を損することになるため、送り付けるインセンティブを失うものとなっています。 また、誤認させるような表示に該当するか否かはその表示事項の表示それ自体並びにこれらが記載されている表示の位置、形式、大きさ及び色調等を総合的に考慮し、また、特定の文言等の表示のみからではなく、他の表示と組み合わせて見た表示の内容全体から消費者が受け取る印象・認識により総合的に判断する必要があることから、「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」では、その旨を明らかにしています。 その他の御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
221	III	12	(1)	④新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の緊急時における関係省庁等との連携	「消費者庁、その他関係省庁等との取組」として「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の緊急時において、これに便乗した悪質商法等に係る注意喚起について、関係省庁と連携し、注意喚起を実施する」とされているが、悪質な業者に対しては適切に執行を行うべきである。これを可能とするため、特商法について適切な法改正を行うべきである(特定商取引法の執行力強化に関する意見書(2019年7月19日))。	特定商取引法等の厳正かつ適切な執行に引き続き取り組んでまいります。御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
222	III	14	(1)	⑤特定商取引法等の執行強化等【再掲】	消費者庁の取組の特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行について賛成します。(Ⅲ-16)	賛同の御意見として承ります。
223	III	14	(1)	⑤特定商取引法等の執行強化等【再掲】	特定商取引法・預託法改正法が昨年成立しましたが、法定交付書面の電子化に関しては、私どもをはじめ多くの消費者団体や弁護士団体などから、その取り扱いに反対する意見が出され、法改正の際にも契約書面の電子化は限定した場合にする旨の付帯決議がつけられています。あわせて、消費者庁のもとに設置された検討会では断続的な制度設計に関する議論が続いている。消費者庁も国会での付帯決議を尊重した政省令の整備を慎重に行う旨を表明しています。消費者にとって契約書面の交付は必要かつ重要であることを前提に、その電子化を実施する際は極めて限定された範囲とし、契約行為に不慣れな高齢者や契約に関する十分な知識が身についていない若者等への消費者被害を増加させることができないよう厳格に対応することを求めます。そして、契約書面の電子化に関しては悪質な業者による乱用などによる問題が生じた場合には、契約書面の電子化について改正法から適用除外することを強く求めます。	契約書面等の電磁的方法による提供の在り方については、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」において、広く関係者から意見を聴きつつ、関係者からのヒアリングを行い、制度設計に向けた議論を行っているところです。今後、検討会での議論も踏まえて、政令・省令などの制度設計を丁寧かつ慎重に行ってまいります。
224	III	18	(1)	⑦被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進【再掲】	III-18 今後の取組の項目(進捗)①令和2年38事件とあるのは、令和2年38件とする。	御指摘の点につきましては、公表資料の標記をもとに記載しております。
225	III	21	(1)	⑩生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進【再掲】	令和5年から緊急小口資金等の特例貸付の償還が始まります。当事者が本来の生活に戻ることが前提の貸付制度であり、この先の経済の回復が見通せない中では、当事者にとっては大きな不安となっています。生活保護を国民の権利として活用し、住まいと食が確保され、安心して今後のくらしを組み立てていくことができる社会環境づくりが大切です。生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業が当事者一人ひとりに寄り添った対応ができるよう、行政の担当部局と事業を担う団体の支援も含めた体制と制度の充実を、今後の取組予定に加えてください。	引き続き自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進に取り組むこととしており、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
226	III	24	(1)	⑫国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化	KPIの設定がない。具体的なKPIを設定すべきである(KPI意見書)。	「①経由相談等による消費生活センター等への相談支援機能の強化」、「②災害時等の消費者相談ホットラインの適切な運用」をKPIとして設定しています。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答	
	章	ページ	項目	項目名			
227	III	26	(2)	①	ア キ ャ ヅ チ ュ レス 決 済 及 び 電 子 商 取 引 に お け る 安 全・安 心 の 実 現	キャッシュレス決済の利用が増加していることから、事業者には適切なシステムや情報管理が求められます。不正使用やシステム障害などの防止のために必要な対応を行うことを記載してください。	工程表に記載のとおり、資金移動業者や前払式支払手段発行者については、過去の不正利用やシステム障害等の事案の発生を受け、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の改正を行いました。また、複数の資金移動業者においてシステム障害や情報の漏えい事案等が発生したことを受け、資金移動業者に対してシステムリスク管理態勢や情報管理態勢が適切か改めて確認することを要請しております(令和3年12月17日)。監督当局としては、法令等に基づき、事業者が適切なセキュリティの確保やシステムリスク管理態勢等の整備を行っているか、引き続きモニタリングを行ってまいります。
228	III	26	(2)	①	ア キ ャ ヅ チ ュ レス 決 済 及 び 電 子 商 取 引 に お け る 安 全・安 心 の 実 現	キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現は、消費者庁の緊急の課題です。現在の消費者トラブルはほとんどがキャッシュレス決済と電子商取引関連です。法律の適用のない新たな決済の仕組みに対する規制の策定や消費者啓発等の具体的な施策を年度ごとに記載してください。(Ⅲ-32)	キャッシュレスに関する注意喚起等の取組については、若年者向けの消費者庁公式LINEである「消費者庁 若者ナビ！」に、キャッシュレス決済に係る注意喚起動画や注意ポイントを掲載するなどし、注意喚起を実施いたしました。 御指摘も踏まえつつ、施策の実施状況等を適宜検証し、消費者に対する啓発や注意喚起等の実施について引き続き検討してまいります。
229	III	26	(2)	①	ア キ ャ ヅ チ ュ レス 決 済 及 び 電 子 商 取 引 に お け る 安 全・安 心 の 実 現	(ア)キャッシュレス決済における安全・安心の実現のため、利用者トラブルへの対応に際しては、以下の点に留意すべきである(金融審議会「金融制度スタディ・グループ」「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告(基本的な考え方)」についての意見書(2019年9月12日))。 a 資金移動事業者が加盟店と契約を締結し、商品やサービス購入代金の支払いとして行われる資金移動については、第三者型前払式支払手段発行業者又は信用購入あっせん業者の苦情の適切処理・加盟店調査措置義務と同内容の制度を設けることの検討を進めるべきである。 b 商品やサービス購入代金の支払として行われる資金移動、収納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、利用者が販売業者に対抗し得る事由がある場合の既払金返還ルールを創設することの検討を進めるべきである。 c 資金移動、収納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、第三者による無権限取引が行われた場合の責任分担に関し、利用者が責任を負わないことを原則としつつ、過失のある利用者の責任を一定額に限定するルールを横断的に設けることの検討を進めるべきである。なお、利用者の過失の立証責任は事業者に課す方向で検討すべきである。	金融審議会「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告(基本的な考え方)」(2019年7月)においては、「利用者利便の向上の観点からは、送金サービスについて、加盟店に係る規定や、抗弁権の接続に係る規定を、法令上一律・單一的に設けることは、必ずしも適当ではないと考えられる」とされただごろです。また、無権限取引が行われた場合の対応については、金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(2019年12月)において、「当面は、事業者による自主的な対応を促していくことが適当と考えられる」とされたこと等を踏まえ、内閣府令改正により、前払式支払手段発行者及び資金移動業者が利用者に情報提供すべき事項として、無権限取引が行われた場合の補償方針等を追加しました(2021年5月1日施行)。さらに、資金決済法上の認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会において、「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」(資金移動業:2020年12月3日、前払式支払手段:2021年1月28日)、「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」(2021年4月2日)、「前払式支払手段の不正利用防止に関するガイドライン」(2021年6月25日)が策定・公表されました。
230	III	26	(2)	①	ア キ ャ ヅ チ ュ レス 決 済 及 び 電 子 商 取 引 に お け る 安 全・安 心 の 実 現	(イ) 決 済 サ ー ビ ス 全 般 に お いて、偽 造 カ グ ード 等 及 び 盗 难 カ グ ード 等 を 用 い て 行 わ れ る 不 正 な 機 械 式 預 貯 金 払 戻 し 等 か ら の 預 貯 金 者 の 保 護 等 に 關 す る 法 律 (預 貯 金 者 保 護 法) と 同 様 に、同 水 準 の 補 償 制 度 (利 用 者 に 過 失 が あ る 場 合 で も 一 定 割 合 が 補 償 さ れ、か つ、過 失 の 立 証 責 任 は 業 者 側 が 負 担) が 整 備 さ れ る 必 要 で ある (資 金 移 動 業 者 の 口 座 へ の 賃 金 の 支 払 に 關 す る 意 見 書 (2021 年 12 月 16 日))。 (ウ) 電 子 的 の 支 払 手 段 等 に 關 す る 規 律 に つ い て a 電 子 的 の 支 払 手 段 の 発 行 に つ き、銀 行、資 金 移 動 業 者 又 は 信 託 会 社 に お い て、利 用 者 へ の 償 返 が 確 保 さ れ な い も の が 発 行 さ れ る こ と が な い よ う 制 度 を 具 体 化 し、適 切 な 監 督 を 行 う べ き で ある (電 子 的 の 支 払 手 段 等 の 規 律 の 在 り 方 等 に 關 す る 意 見 書 (2022 年 3 月 18 日))。 b 電 子 的 の 支 払 手 段 の 移 転・管 理 等 (仲 介) に つ き、セ キ ュ リ テ ィ の 確 保、不 正 利 用 の 補 償、個 人 情 報 及 び プ ラ イ バ シ ェ の 保 護、加 盟 店 管 理 等 に 關 す る、利 用 者 保 護 の 観 点 か ら 適 切 かつ 実 効 的 な 制 度 と す れ ば く べき で ある (同 上)。 c 不 正 利 用 や 消 費 者 被 害 等 の 問 題 発 生 時 に、利 用 者 が 容 易 に 適 切 な 解 決 を 求 め る こ と が で る 制 度・運 用 と す れ ば く べき で ある (同 上)。 d 法 定 通 貨 の 値 倍 に お い て、利 用 者 が 交 換 す る 金 額 を 約 納 さ ない ス テ ブ ル コ イ ン に つ い て は、暗 号 資 産 交 換 業 者 で は 取 り 扱 わ な い こ と と す れ ば く べき で ある (同 上)。 (イ) 前 払 式 支 払 手 段 に 關 す る 規 律 に つ い て a 本 人 確 認 等 の 対 象 と す る 高 額 電 子 移 転 可 能 型 前 払 式 支 払 手 段 の 定 義・要 件 に つ き、簡 素 か つ 明 確 で 利 用 者 が 理 解 し や す い も の と す る と と も に、利 用 者 保 護 を 実 効 的 に 図 る こ と が で る 水 準 の も の と す れ ば く べき で ある (同 上)。 b 讓 渡 が 自 由 に 行 わ れ、送 金 手 段 と し て 機能 す る 前 払 式 支 払 手 段 に つ い て は、為 替 取 引 と し て 実 効 的 な 規 制・監 督 が 確 保 さ れ る べ き で ある (同 上)。	【(イ)について】 前払式支払手段発行者や資金移動業者が提供する決済サービスにおいて、無権限取引が行われた場合の対応については、金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(2019年12月)において、「当面は、事業者による自主的な対応を促していくことが適当と考えられる」とされたこと等を踏まえ、内閣府令改正により、前払式支払手段発行者及び資金移動業者が利用者に情報提供すべき事項として、無権限取引が行われた場合の補償方針等を追加しました(2021年5月1日施行)。さらに、資金決済法上の認定資金決済事業者協会において、不正利用が発生した場合の補償方針の項目例等を定めた「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」(2021年4月2日)、「前払式支払手段の不正利用防止に関するガイドライン」(2021年6月25日)が策定・公表されております。 【(ウ)a～d及び(イ)aについて】 2022年3月4日に閣議決定され、国会提出された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」において「電子決済手段」や「高額電子移転可能型前払式支払手段」による規定を整備することとしており、頂いた御意見については、法案が成立した場合には、関連する政府令を策定する際の参考とさせていただきます。 【(イ)bについて】 金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」において、高額で電子的に価値の移転が可能等の要素を満たす前払式支払手段については、「高額電子移転可能型前払式支払手段」として新たな規律を設けることが議論されたところ、同ワーキング・グループ報告(2022年1月)においては「高額電子移転可能型前払式支払手段は、現時点において特にリスクが高いものとして切り出したものであって、それに属さない前払式支払手段のマネー・ローンダーリング等のリスクが低いことを示すわけではない。今後とも、マネー・ローンダーリング等に係るリスク環境の変化や前払式支払手段のサービス提供状況等を踏まえ、不断の制度見直しを機動的かつ柔軟に行っていくことが重要である」としており、引き続き検討してまいりたいと考えます。
231	III	29	(2)	①	イ デ ジ タ ル・ブ ラ ツ フ ポ ル ム を 介 し た 取 引 に お け る 消 費 者 利 益 の 確 保【再 掲】	令和4年2月に公表された消費者庁の「アフィリエイト広告等に関する検討会報告書」を踏まえ、景品表示法の指針の改定や、同法と他の関係法令との連携による執行強化など、悪質事業者の排除に向けた所要の取組について工程表に記載してください。今後の検討課題とされたステルスマーケティングについての実態把握及び検討実施について工程表に記載してください。(Ⅲ-36)	悪質事業者の排除に向けた所要の取組について、御意見を踏まえて今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
232	III	34	(2)	②	イ デ ジ タ ル ヘ ル プ の 推 進 等 を 通 じ た 医 療 分 野 等 に お け る ビ ッ グ デ タ の 適 切 な 活 用	取り組み内容がデータを利活用する側からの物が多いです。データを利用される側の視点に立った取り組みも必要ではないでしょうか。PHRの利活用は、誰が何をどこでどのように利用するかの透明性がデータ提供者に理解されなければ、今後のデータ利活用の発展はないと考えます。	PHRに関して、2021年4月に「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を公表し、健診等情報の機微性等に鑑み、個人情報保護法等に定められた対応(法規制に基づく遵守すべき事項)に加え、丁寧な同意、情報セキュリティ対策、申出に応じた消去等の必要な対応を民間PHR事業者に求めております。これに基づき、個人による安全・安心なPHRサービスの利活用の促進を目指してまいります。
233	III	34	(2)	②	イ デ ジ タ ル ヘ ル プ の 推 進 等 を 通 じ た 医 療 分 野 等 に お け る ビ ッ グ デ タ の 適 切 な 活 用	患者が安心して医療データを提供するためには、担当省庁を厚生労働省だけでなく、個人情報保護管理の専門省庁も加えていくべきと考えます。	がんゲノム医療については、内閣府の主催するゲノム医療協議会において、個人情報保護に関する専門家の意見も踏まながら、関係省庁と連携して、患者が安心して医療データ等を提供できるような体制の整備に向けた検討を行っている。
234	III	38	(2)	③	イ 高 齢 者 等 に 向 け た デ ジ タ ル 活 用 支 援 の 推 進	オンラインによる行政手続きが進む中、高齢者が携帯ショップなど身近な場所で相談や学習を行えることは、高齢者にとって有益なことと思われる。今後さらに多くの高齢者が気軽に活用できる場を提供して欲しい。	「デジタル活用支援に係る講習会」については、デジタル活用に不安のある高齢者等を主な対象とした講習会になりますので、対面での開催を基本としつつ、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる開催も一定程度認めているところですので、「対面及びオンライン」と追記させていただきます。
235	III	43	(2)	③	カ 自 動 運 転 の 実 現 に 向 け た 制 度 整 備 の 推 進	自動運転は、少子高齢化に伴うドライバー不足、地方過疎化による交通インフラの縮減、高齢者運転免許証返上に対応する代替交通手段の確保といった社会課題の解決に資するものであり、自動運転技術の更なる発展が望まれるところであるが、一方で、自動運転実現に向けては、道路等の環境整備に加え、消費者を中心とする社会の受容性を高めていくことも必須要件である。この観点を踏まえ、自動運転のメリットを多くの方が享受できるよう、地方消費者行政も含め消費者の理解に働きかけて頂くことを期待する。	IT総合戦略本部が策定した「官民ITS構想・ロードマップ」では、「新たな技術である自動運転システムの社会への導入に当たっては、制度面での整備のみならず、その社会的受容性の確保が前提となる。」としており、関係府省庁にて取組を進めています。
236	III	43	(2)	③	カ 自 動 運 転 の 実 現 に 向 け た 制 度 整 備 の 推 進	少子高齢化や地方過疎化、コロナ禍による交通事業者の事業環境悪化やドライバー不足の影響等もあり、交通インフラの縮減が懸念される状況にある。また、高齢者による運転免許証の返上等もあり、生活を維持していくための代替交通手段の確保がますます重要な要素となっている。 こうした社会問題に対し、自動運転が果たす役割は大きく、更なる技術の発展が望まれる。自動運転の実現には通信環境や安定電源の確保、道路といった環境整備に加えて、国民一人一人の理解、社会受容性を高めていくことが重要である。消費者行政においても、こうした社会課題の解決の必要性を含めた消費者の理解増進を図る観点で、情報提供・啓発を推進すべき。	IT総合戦略本部が策定した「官民ITS構想・ロードマップ」では、「新たな技術である自動運転システムの社会への導入に当たっては、制度面での整備のみならず、その社会的受容性の確保が前提となる。」としており、関係府省庁にて取組を進めています。
237	III	46	(3)	①	越 境 消 費 者 ト ラ ブ ル へ の 対 応 力 の 強 化	KPIの1つが「相談対応状況」とされているが、評価指標になり得ない。具体的に達成度を確認できる指標として、提携先海外消費者機関を利用して越境消費者トラブルを解決した実績に関する指標を定めるべきである(KPI意見書)。	今後増加が予想される越境消費者トラブルに対応するためにCCJの態勢等の強化の検討を進めており、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
238	III	47	(3)	②	訪 日 外 国 人・在 留 外 国 人 か ら の 相 談 に 対 す る 体 制 の 強 化	III-48下から5行目に今後の取組予定の項目に「71の相談に対応」とあるのは「71件相談対応」とする。	御指摘の点について、修正を行いました。
239	III	49	(3)	③	二 國 間・地 域 間・多 國 間 に お け る 政 策 対 話・協 力 等 の 実 施	KPIについて、より施策目的の達成度を確認できるような指標をも加味するべきである(KPI意見書)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
240	III	51	(3)	④ 海外消費者関係法執行機関との連携	KPIについて、123に加え、④として、「各年度における『国境を越えた不正取引』についての国際連携の解決実績が年1度以上になること目指す。」を加えるべきである(KPI意見書)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
241	IV	1	(1)	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	「地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援とともに、消費者教育の担い手やコーディネーターに対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行つ」となっています。また実績として各自治体で様々な消費者教育コーディネーター講座が開催されていますが、講座終了後の活用の位置付け「配置部分」を明確にしてください。	コーディネーターの活用面では、消費者教育推進会議下の「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめや、消費者教育コーディネーター会議の開催により、具体的な事例等を周知しており、その旨工程表にも記載しております。
242	IV	1	(1)	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	都道府県(政令市を含む)と市町村の消費者教育コーディネーターでは、役割が異なることを踏まえた、各消費者教育コーディネーターの定義及び役割を明確に示し、連携・連携協働できる仕組みを構築することが必要です。また、地方公共団体の消費者教育コーディネーターと連携する外部機関(学校・地域団体・外部消費者団体等)の中核となるコーディネーターを明確に位置付け、スムーズに連携できる仕組を構築することで、より実効性を持った消費者教育の推進につながります。消費者教育コーディネーターの活動には、各コーディネーターとの連携が重要です。消費者教育コーディネーターが意見交換できる場を設置した上で、消費者教育コーディネーターの育成・配置の促進を期待します。(IV-1)	消費者教育コーディネーター会議を開催し、意見交換と事例の共有を図っており、御指摘の点も参考に引き続き取り組んでまいります。
243	IV	1	(1)	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	ポータルサイトのアクセス数が半減しています。その理由を明らかにして、その対策を明記すべきです。また、専用サイトやツール、教材を作成しても活用されなければ意味がありません。実施件数だけでなく、他の項目のKPIとの関係性をふくめて、消費者教育の成果の見える化を検討してください。	アクセス数は令和4年3月末時点で更新いたしました。ポータルサイトについては、消費者教育推進会議においても様々な課題が指摘されていたところであり、消費者教育の担い手等に対する教材等の情報提供を一層強化するため、令和3年度に改修しており、その旨追記いたしました。
244	IV	1	(1)	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	ア 「消費者市民社会」の意義を改めて確認するとともに、消費者の自立との関係、消費者被害防止との関係、自己責任との関係に留意しつつ、具体的な行動イメージを提示するなどして、「消費者市民社会」の理解・浸透を図るためのより一層の施策を講じるべきである(消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。 イ 現状では、地方公共団体の間でも消費者教育推進に関する取組に格差が生じている。とりわけ小規模な市町村においては、単独で基本方針や都道府県消費者教育推進計画に基づいた消費者教育を推進することは困難との指摘もある上、消費者教育の拠点として期待されている消費生活センターが未設置の市町村等もある。 各地方公共団体における取組・実施状況を可能な限り正確に把握し、国から積極的な情報提供を行うとともに、適切な人材を講師・アドバイザーとして派遣するなどして、地域格差の解消に尽力すべきである。また、地域格差が生じている原因の一つに、先進的な取組事例が集約・周知されていないために貴重な成果が情報共有されていないことがある。ポータルサイト等で公表するだけでなく、定期的に情報共有の機会を設けるなどして他の地方公共団体・消費者・消費者団体・事業者・事業者団体が容易に参考にできる仕組みを作るべきである(消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。 ウ 教材等の整備については、引き続き進める必要がある(消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制定を求める意見書(2011年4月15日)、消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。 (フ) ポータルサイト等インターネット教材の充実 利便性の高いツールを用いた取組を積極的に活用し、「消費者市民社会」の周知を図るため、消費者庁が情報の集約・発信を行う「消費者教育ポータルサイト」について、検索方法、分析方法についても工夫するなど利便性や正確性を高める工夫をしつつ、集約された情報量の充実などより一層の充実を図るべきである。 (イ) インターネット以外の教材の充実 世代や年収によるインターネット利用状況の格差(総務省「情報通信白書」)によれば、60歳以上の高齢世帯や年収200万円未満の低所得者層で普及率が低い。)や、情報量が膨大過ぎて適切な取扱選択が難しく、安易に検索上位のものを選択してしまうおそれや、検索者が興味のあるキーワードで検索するため得られる知識が狭くなりがちであるなどのインターネット利用による情報取得の問題点に鑑みれば、インターネットのみならず書籍等によることも重要であり、消費者教育や「消費者市民社会」が体系的に整理された専門書等の書籍を充実させ、また、興味をもった市民が手軽に一とおりの情報を収集できる入門書等の普及を図るべきである。 エ 消費者教育コーディネーター制度は、いまだ一部の地方公共団体の取組にとどまっており、コーディネーターが配置されている場合でも学校等の教育現場に十分入り込めていないのが実態である。コーディネーター制度の拡充と改善を進めるべく、退職教員等コーディネーターに適した人材の確保、養成システムの構築、コーディネーター向け手引の作成、学校教育や地域教育との連携作り等に積極的に取り組むべきである(消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、消費者教育の担い手等に対する教材等の情報提供を一層強化するため、令和3年度に消費者教育ポータルサイトを改修しており、その旨追記いたしました。
245	IV	1	(1)	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	KPIとして「消費者教育コーディネーターの配置」があるが、地域における消費者教育コーディネーターの役割はかなり大きいため、コーディネーターに過度の負荷がかからないよう、コーディネーター機能が十分に発揮できるよう、行政によるコーディネーターへの支援・情報提供・環境整備を計画的に進めさせていただくよう期待する。あわせて、消費者教育コーディネーターを配置した自治体での成功事例も紹介・共有していただきたい。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、消費者教育コーディネーター会議を開催し、事例の共有等の支援を図っております。
246	IV	1	(1)	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	消費者教育において、消費者教育の担い手の育成・支援が現在の大きな課題であり、担い手が活用しやすい教材の提供、地域の消費生活相談員など担い手に対する研修講座、消費者教育ポータルサイトでの事例紹介や情報提供、など具体的な施策を今後の取り組みに盛り込んでいただきたい。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、今後の取組において、「消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信」と記載しております。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
247	IV	6	(1)	② 学校における消費者教育の推進	「中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等」を行う計画となっています。早い段階からの消費者教育の重要性は明確です。【KPI】に中学校での消費者教育の実施状況について把握必要があるのではないかと考えるので、新たに記載してください。	新しい学習指導要領において、消費者教育に関する学びが充実し、中学校においては2021年度から適用されているところです。学校でも活用いただける教材や情報の提供に引き続き取り組んでまいります。
248	IV	6	(1)	② 学校における消費者教育の推進	施策に小・中・高等学校等と記されていますが、幼児等を加え、幼児教育の推進も明確にするために付け加えてください。(IV-8) 「社会への扉」が難しいという現場からの声を受け令和3年6月に公表された特別支援学校(知的障害)向け教材は大変わりやすいもので、今後、この教材の周知と活用を積極的に行っていく必要があります。また、生徒及び教員に対し、実践的な講座等を継続的にきめ細かく行っていく必要があります。(IV-10)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、幼児教育の点については、IV(1)①に「消費者教育の実施に当たっては…幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行う」旨記載しております。
249	IV	6	(1)	② 学校における消費者教育の推進	(4) IV-8. 令和2~3年度実績の項目中5行目「…来年4月からの成年年齢引下げに向か」とあるのは前後の文脈等から令和4年であると読み取れるが、令和4年と表記した方が明確で適切であると思う。	御指摘のとおり修正しました。
250	IV	6	(1)	② 学校における消費者教育の推進	消費者市民教育を行っていく上では、各教育分野との連携や法教育(市民教育を含む。)等外部者との連携とその充実が必要である(消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制を求める意見書(2011年4月15日)、民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日)、消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。 ア 専門家の活用 消費者問題とは消費生活の中で起こるものであり、環境問題、IT問題、悪質商法対策、金融リテラシーなど極めて幅広かつ変化に富んだ関連分野を取り扱うものであるが、これらは教員養成課程で必ずしも専門的に教育されてきたものとは言い難い。消費者教育が、日々の生活に深く関わるものであり、生徒が積極的に関与できる参加型学習、体験型学習(アクティブラーニング)を導入することが望ましいこと、消費生活に関する教育が広く求められること、教員のみによることは限界があること等に鑑み、専門家の活用を進めるべきである。例えば、実際に、消費者問題に関する「生の事実」を語ることができる専門家(弁護士、消費生活相談員等)を外部から招聘して出前講座を実施すること等が考えられる。 イ 先進事例の集約と活用 消費者教育について多くの地方公共団体が先進的な実践を進めている一方で、取組が進んでいない地方公共団体もある。取組の底上げのためにも、先進的な取組事例の情報共有をより一層進めが必要がある。当連合会もこれまでシンポジウム等を通して先進的な取組事例を紹介してきたが、反響も大きく、ニーズは高い。そこで、消費者庁、文部科学省等が中心となって先進的な取組事例を集約し、他の地方公共団体が容易に参考にできる仕組み作りを進めるべきである。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
251	IV	12	(1)	③ 地域における消費者教育の推進	地域の消費者教育の担い手として、コーディネーターの配置の支援が記載されていますが、コーディネーターの配置が継続的になるように財政的な支援が必要です。また、コーディネーターが活動するためにはコーディネーターに権限があることも重要です。権限の付与が必要であることを記載してください。(IV-15)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、消費者教育コーディネーターの役割や重要性については、消費者教育推進会議下の「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」や「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ等において示し、周知を図っております。地方消費者行政強化交付金により、消費者教育コーディネーター配置について財政的な支援を行ってまいります。
252	IV	12	(1)	③ 地域における消費者教育の推進	消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定が進められているが、まだ設置・策定されていない地方公共団体もある。いずれか又はいずれも未設置・未策定の地方公共団体については、国が積極的に設置・制定の働きかけを行なうべきである。学校、地域等においては必ずしも消費者市民教育の考え方が浸透しているとは言い難いところ、「地域における先駆的取組」の紹介を、更に積極的に進めるべきである(消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制を求める意見書(2011年4月15日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
253	IV	12	(1)	③ 地域における消費者教育の推進	IV-14(定義)①「…消費者教育地方協議」とあるのは、「…消費者教育地方協議会」とすべきものと思う。	御指摘のとおり修正しました。
254	IV	16	(1)	④ 多様な主体(家庭、事業者・事業者団体)による消費者教育の推進	地域における親子向け講座は、地域の消費生活センターとの連携が必須です。消費者教育ポータルサイトや消費者庁のウェブサイトの閲覧は一部の方に限られています。広く利用促進させるため、消費生活センターとの連携を記載してください。(IV-19)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。なお、IV(1)③において、「地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化…等の取組を支援する」等を記載しています。
255	IV	16	(1)	④ 多様な主体(家庭、事業者・事業者団体)による消費者教育の推進	家庭学習用教材の活用件数がほぼ半減しています。想定している活用の場面や状況との乖離がないのか等、その理由を明らかにして、その対策の明記を求めます。	令和4年3月末時点数値に修正いたしました。なお、消費者教育の担い手等に対する教材等の情報提供を一層強化するため、令和3年度に消費者教育ポータルサイトを改修しており、その旨追記いたしました。
256	IV	16	(1)	④ 多様な主体(家庭、事業者・事業者団体)による消費者教育の推進	ア 地域、家庭、職域その他様々な場において、「消費者市民社会」の概念の普及に積極的に努めるとともに、多様な主体と連携して、消費者市民教育の具体的な実践の普及策を講ずるべきである(消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制を求める意見書(2011年4月15日)、「消費者基本計画」の検証・評価(平成25年度)及び計画の見直しに向けての意見書(2014年4月18日))。 イ 日常的な消費行動(買う、食べる、使う、捨てる)が地域、家庭で行われ、地域、家庭において消費者教育の機会も存すること、特に家庭は「社会の最小単位」であり、消費者教育の必要性が高く、かつ、その機会にも恵まれていることに鑑み、消費者庁、地方公共団体において、地域、家庭で消費者教育を行う際に誰でも使用できるツールを充実させるべきである(消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。 ウ 事業者・事業者団体の教材・講座について、事業者・事業者団体に有利な内容となり公平・公正に欠けているのではないかとの懸念を払拭するため、国及び地方公共団体は、事業者・事業者団体が行う消費者教育が公平・公正な内容となるための適切な基準を提示するべきである。 また、国及び地方公共団体は、消費者教育地域推進協議会等を積極的に活用するなどして、事業者・事業者団体に対して消費者教育の推進に積極的に携わることを呼びかけるとともに、消費者・消費者団体との情報交換や連携ができる仕組み作りに努めるべきである(消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
257	IV	16	(1)	④ 多様な主体(家庭、事業者・事業者団体)による消費者教育の推進	IV-17(目標)中「…事象団体…」とあるのは、「…事業団体…」とする。	御指摘のとおり修正しました。
258	IV	18	(1)	⑤ 法教育の推進	SDGs目標4の「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進すること」及び目標16の「持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築すること」を深く関与しているため、SDGsの関連目標として明記すべきである。	御指摘を踏まえ、消費者基本計画工程表に「SDGs関連」目標として明記しております。
259	IV	20	(1)	⑥ 金融経済教育の推進	金融教育は大学に対しては位置づけられていますが、高校に対しては、「令和4年4月からの学習指導要領の改訂を見据え、高校教員向けのモデル授業、指導教材を作成した」となっています。【KPI】で「②学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況」とあります、高校の金融教育と地域での講座は分けて目標を把握するべきであると考えます。	学校の場以外でも、高校生向けの金融教育の講座等は開催されており、これらの実績は合算することが適切と考えております。
260	IV	20	(1)	⑥ 金融経済教育の推進	高等学校の新学習指導要領公民科の新科目「公共」では資産運用が、「家庭基礎」「家庭総合」においても資産形成が加わりました。金融サービスの利用に伴うトラブルが多発している状況のなか、高校生が金融サービスの基本を学ぶ事例、講座等が必要です。また、学校教員向けの講座も必要であることを記載してください。(iv-23)	金融庁では、生徒等向けだけなく、教員等向けの講師派遣も行っているほか、高校生及び高校教員に向けた授業動画や教材を作成しており、その旨を記載しております。
261	IV	20	(1)	⑥ 金融経済教育の推進	KPIとして①関係団体と連携した大学での授業の実施を設定しているが、実施校が令和2年度13、令和3年度8校では、全く実施できていないという評価になってしまふ。全国の大学数に比べて、あまりに意味のない数字であり、KPIを再考されるべき。この数字を一般消費者はどう評価するかを考えてKPIを設定すべきである。	御指摘を踏まえ、KPIを追加しました。
262	IV	20	(1)	⑥ 金融経済教育の推進	KPIとして、金融庁の金融経済教育に関連したWebページ等のビュー数やダウンロード数を掲げてはどうか。	御指摘を踏まえ、KPIを追加しました。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
263	IV	20	(1)	⑥ 金融経済教育の推進	成年年齢を引き下げる改正民法が2022年4月から施行されるところ、これまでの若年者は18歳、19歳という年齢時に、親権者のアドバイスを受けながら契約締結を体験し、その意味を学習する機会を有していたが、成年年齢の引下げにより、これに代替するものを学校教育の現場で行うことが必要となる。体験型教育を通じて、お金を使うこと、お金を借りることなどについて、その有意性だけでなく、失敗したときのリスクも含めて教育することが必要である(民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日))。	成年年齢引下げを踏まえた令和4年以降の消費者教育については、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針-消費者教育の実践・定着プラン」を新たに定め、引き続き関係省庁で連携して進めていくこととしております。
264	IV	30	(2)	① 消費者トラブル抑止のための重層的・戦略的な普及啓発	IV-29 施策概要 消費者庁の取組の項の上から5行目「…災害発生後…」は「…被害発生後…」とすべきかと思います。	実際に災害による被害が発生したか否かにかかわらず、災害後には、災害に便乗した悪質商法等の消費者トラブルが発生する可能性がありますので、当初の記載どおり「災害発生後」とさせていただきました。
265	IV	32	(2)	② 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革【再掲】	地球温暖化を防ぐ為の脱炭素社会にむけたライフスタイルの変革は待ったなしの状況であり、COOL CHOICEの様な取組は引き続き強力に推進して頂きたい。しかしながら一方で、省エネ家電への買い換えやエネルギー構成比の低い再生エネルギーの導入・利用だけでは脱炭素社会の実現には不十分であり、日本特有の問題である化石燃料に偏った発電をも同時に見直していくことが重要である。この点、国民を始め消費者一人一人が自らの問題と捉え、脱炭素に向けた将来の発電の在り方を考えなければいけない時期に差し掛かっており、電気をつかう段階だけでなく、電気をつくる段階における脱炭素をどのように実現するのか、消費者に広く問題提起することにも注力して頂くことを期待する。	例えば環境省では、購入電力の再エネ電力への切替えや、自家消費型の太陽光発電の導入など、個人、自治体、企業のそれぞれに再生可能エネルギー導入のメリットや具体的な導入方法などを紹介し、再生可能エネルギーの導入をサポートするポータルサイト「再エネスタート」により、再生可能エネルギーの利用拡大やそのための普及啓発を実施しています。今後も、国民の脱炭素型のライフスタイルへの変革を促進する方策を検討してまいります。
266	IV	32	(2)	② 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革【再掲】	IV-31下から7行目の行中「国民一人の地球温暖化対策に対する理解…」は「国民一人一人」又は「国民一人ひとり…」とするのが適切だと思います。	御指摘を踏まえて修正しました。
267	V	3	(1)	② 消費者団体との連携及び支援等	【KPI】に「①地域の消費者団体が活躍できる場の提供」とありますが、特に目標値はなく、消費者や消費者団体と連携をして意見交換をすることなのかと考えますが、連携及び支援としてもっと積極的に関わる場が持てるような位置づけを検討し、目標を設定してください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
268	V	3	(1)	② 消費者団体との連携及び支援等	地域の見守りを支える「消費者安全確保地域協議会」設置の推進と並行して、すでに活動している高齢者等の見守りネットワークや地域の様々な支援活動のネットワークとの消費者被害防止に関する情報共有や取り組みの連携をさらに積極的に進めるべきです。その点もKPIに加えてください。	地方消費者行政強化交付金や、消費生活協力員・協力団体養成事業等により、見守り活動の推進を支援しているところ、情報共有等の具体的な取組をKPIとすることには検討を要すると思われるため、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
269	V	3	(1)	② 消費者団体との連携及び支援等	KPIの①が「地域の消費者団体が活躍できる場の提供」とされているが、これは政策内容であって、KPIとしては適切ではない。地域の消費者団体が活躍できる場の提供の内容を更に具体化した上で、その進捗が客観的に明らかとなるようKPIを設定すべきである(KPI意見書)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
270	V	6	(2)	① 消費者行政体制の更なる整備等	「消費者庁、関係省庁等の取組」について、「連絡会議を対象とする案件に応じて機動的に開催」としながら、その目標数値は開催回数1回にとどまっている。オンライン会議の利用も含め、より機動的な連携が取れる機会を増やすべきである(KPI意見書)。	令和2年及び令和3年の連絡会議はオンラインで実施しておりますところ、御指摘を踏まえ、オンライン会議も積極的に活用しつつ、より機動的な連携が取れるよう取り組んでまいります。
271	V	6	(2)	① 消費者行政体制の更なる整備等	「消費者行政を推進するための体制整備」について、消費者庁は参事官(調査研究・国際担当)と参事官(公益通報・協働担当)を新設したとあるが、新法の施行や改正法に伴う対応強化が必要であることに鑑みれば、一層の体制の充実が必要。また、人材の質の向上に関する記載も、工程表に追記すべき。例えば、地域を含めた官民人材交流促進なども検討すべき。	体制充実の必要性については、毎年度、消費者行政の司令塔として、十分な役割を果たせるよう、必要な機構・定員要求を進めいくこととしております。人材の質の向上については、府内研修の実施を通じて、消費者目線を保ちながら消費者政策の諸課題に対応していくことができる人材の育成に取り組んでまいります。
272	V	9	(2)	② 消費者政策の企画立案のための調査の実施とその成果の活用	「施策概要」では、「消費者庁の取組」として調査の実施等が挙げられているが、KPIには当該調査の結果となる「消費者意識基本調査」及び「消費者白書」の掲載ページのアクセス数が挙げられている。しかし、これらは調査結果の周知・広報に関する指標と考えられ、「消費者政策の企画立案のため」という目的や施策の達成度との関連性が明確ではない。「施策概要」の中に、実施した調査の成果の活用を行ってどのような消費者政策を企画立案するのかについても具体的に盛り込むべきである(KPI意見書)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
273	V	9	(2)	② 消費者政策の企画立案のための調査の実施とその成果の活用	社会の高齢化が更に進む中で、業種・業態を問わず分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備することは必要不可欠である(2021年人権擁護大会決議、公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書(2022年2月18日))。この点に関する調査を消費者庁の取組として追加すべきである。また、KPI・「今後の取組予定」としても、この点に関するものを追加すべきである。	社会のデジタル化に伴い発生する新たな消費者問題等への対応や、誰一人取り残さない社会的包摶の実現を目指した取組が必要であると認識しており、各種施策の実施に取り組んでいるところです。御指摘の点については、現行の各省庁所管の業法と消費者庁所管の各法の適切な運用に当たり、参考とさせていただきます。
274	V	11	(2)	③ 消費者庁新未来創造戦略本部の機能発揮	V-12 令和2~3年度実績の項「7月30日」とあるが、年度の表記をするべきだと思います。	「令和2年7月30日」に修正しました。
275	V	11	(2)	③ 消費者庁新未来創造戦略本部の機能発揮	社会の高齢化が更に進む中で、業種・業態を問わず分野横断的に適用される消費者取引についての行政ルールを整備することは必要不可欠である(2021年人権擁護大会決議、公正な消費者取引を確保するために分野横断的に適用される行政ルールの整備を求める意見書(2022年2月18日))。この点に関する調査・研究を、消費者庁の取組とされる「②海外の消費者政策の動向や研究成果を長期的な消費者政策にいかせるよう、国際共同研究等を実施する」の一環と位置付け、KPI・「今後の取組予定」としても、この点に関するものを追加すべきである。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
276	V	17	(2)	⑥ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実	「施策概要」において、消費者からの情報・相談・提案の受付体制の維持・強化に努めること、障がい者を含む全ての者からの時間外のアクセシビリティ向上、関係府省庁等により開設されるものを受け窓口ごとに受付手段(電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等)の拡充について検討を促すとしていること等、施策方針は評価できる。ただし、KPIは「相談等窓口へのアクセス手段を2つ以上有している相談等窓口の割合」とされており、これは受付手段の拡充の達成度を測る指標にはなるものの、障がい者を含む全ての者からの時間外のアクセシビリティの向上という施策とは必ずしも一致していないので、KPIとしては不十分である(KPI意見書)。	これまでの検討に加え、今般の改定に向けて、具体的な目標設定やアウトカム指標の設定等のKPIの見直しに取り組んでまいりました。本年3月10日の第368回消費者委員会においても、KPIの見直しについて御議論頂いたところです。御指摘のとおり、それでもなお不十分な点については、継続的に検討を行ってまいります。
277	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	・国における財源の確保、地方における人員・予算の確保に向けた自主的な取り組みへの支援に期待します。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
278	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	・消費生活相談員の処遇について、地方での実態を把握してください。会計年度任用職員制度の適用状況を調査し、処遇改善に繋がる支援をしてください。	地方消費者行政の現況調査などを踏まえ、地方公共団体に対する働き掛けや取組に対する支援を推進してまいります。
279	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	・消費生活相談員の人材不足が喫緊の課題となっています。国として人材育成を早急に取り組んでください。	地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体の取組を支援するとともに、地方消費者行政人材育成事業などの重層的な取組によって地方公共団体を支援してまいります。
280	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	・相談業務の広域連携は、様々なバターンで実施されていますが、状況を把握し、より有効で合理的な広域連携の施策を提示できるようにしてください。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
281	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	・広域連携による相談体制において、行政職員の果たす役割が重要になります。消費者行政担当職員の資質向上の取り組みをしてください。	「地方消費者行政強化作戦2020」では、「消費者行政職員の研修参加率80%以上」という目標を掲げており、地方における消費者政策推進のための体制強化が図れるよう地方公共団体の取組を支援してまいります。
282	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	・消費生活センター設置、消費生活相談員配置のKPI目標値の人口カバー率は90%と高い数字ですが、達成自治体は100%、未達成自治体は0%であり、地域格差は生じることも課題とするべきです。	御指摘の点については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。引き続き、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指して、各種の重層的な取組によって地方公共団体を支援してまいります。
283	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	【KPI】にある<政策目標>が%であるなら、(進捗)の数値も%で記載すべきです。	当該KPIは地方消費者行政強化作戦2020を引用しているところ、地方消費者行政強化作戦2020の各政策目標の進捗状況については、都道府県ごとの目標達成状況で把握をしているため、都道府県数での記載を行っているところです。頂いた意見を踏まえ、工程表における記載の追記をいたします。
284	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備のために、消費生活相談員の配置促進、資格保有率の向上等、地方公共団体を支援するとあります、交付金の見直しによる財源不足で相談員を雇用できない、あるいは雇用したくても相談員を確保することができないなどにより、相談員数が減少しています。特に相談員不足は深刻です。相談員の量と質の確保のためには相談員の待遇改善が喫緊の課題です。相談員確保のために財政支援を含めた具体的な支援策を示してください。(V-21)	令和3年度に指定消費生活相談員、令和4年度に主任相談員の活動費(報酬の増額分など)を追加するなど、引き続き地方消費者行政のための交付金等を通じ地方公共団体の取組を支援するとともに、地方公共団体への働きかけや地方消費者行政人材育成事業、研修の充実などの重層的な取組によって地方公共団体を支援してまいります。
285	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	会計年度任用職員制度が導入されました。消費生活相談員の待遇改善が図られたのか、実態が不明確です。本協会の会員からは待遇悪化や人員削減による多忙などの報告もあります。新たな問題が発生していないか実態を把握し問題があれば地方公共団体へ要請する必要があります。早い段階で実態調査を実施し公表してください。(V-21)	地方消費者行政の現況調査などを踏まえ、地方公共団体に対する働き掛けや取組に対する支援を推進してまいります。
286	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	消費者庁の令和3年度の「地方消費者行政の現況調査」では消費生活相談員数は昨年より若干増加したものの、約10年前とほぼ同じ人数となっており、相談案件が多様化・複雑化し、さらにデジタル化をすすめていく中で深刻な状況と言えます。消費生活相談員の定員割れの原因の把握と改善、そして地方公共団体への支援(強化交付金以外)が必要です。消費生活相談員の定員確保もKPIで定めてください。	KPIの記載のうち、政策目標2で、消費生活相談員の配置について定めているところ、引き続き、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し、消費生活相談員扱い手確保事業を実施するなど、地方公共団体の支援に努めてまいります。
287	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	KPIとして、「地方消費者行政強化作戦2020」の達成状況が掲げられている。もともと「地方消費者行政強化作戦2020」では、政策目標ごとに数値目標が掲げられているので、その達成状況をそのままKPIとすることができる関係となっており、分かりやすいと言える。 もっとも、数値目標を掲げるところまでに至っていない政策目標もあり、そのような場合は脚注に政策の例を掲載するにとどまっている。そうした政策目標についても、政策を具体化してその達成状況が客観的に把握できるようにすべきである(KPI意見書)。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
288	V	19	(3)	① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	V-21下から17行目「…活動事例、事例等…」は「…活動事例等…」で良いかと思います。V-25下から8行目も同様に思います。	御指摘の点について、修正を行いました。
289	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	・消費者安全確保地域協議会設置のKPI目標値を人口カバー率は50%ですが、少数の大規模自治体が達成して50%になって多くの自治体が取り残されます。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
290	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	・消費者安全確保地域協議会の設立支援はもとより、活動内容の充実が求められます。	地方消費者行政強化交付金や、消費生活協力員・協力団体養成事業等により、見守り活動の推進を支援してまいります。
291	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	・福祉部署、教育部署との連携の促進に期待します。	厚生労働省と消費者庁の連名で、地方公共団体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」を送付し、地域における福祉部局および消費者部局の更なる連携の重要性を示すなど、連携促進に努めておりますが、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
292	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	・福祉部署との連携については、消費生活相談窓口との日常的な連携を図ることで協議会活動の促進につなげる取り組みが必要です。	厚生労働省と消費者庁の連名で、地方公共団体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」を送付し、地域における福祉部局および消費者部局の更なる連携の重要性を示すなど、連携促進に努めておりますが、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
293	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	・消費者安全確保地域協議会の運営において、行政職員の果たす役割が重要になります。消費者行政担当職員の資質向上の取り組みをしてください。	「地方消費者行政強化作戦2020」では、「消費者行政職員の研修参加率80%以上」という目標を掲げており、地方における消費者政策推進のための体制強化が図れるよう地方公共団体の取組を支援してまいります。
294	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	・消費生活協力員の養成に加え、活動体制作りを推進してください。	消費生活協力員・協力団体養成事業において、地域の見守り活動の担い手育成を行うなど、引き続き地域の見守り活動を支援してまいります。
295	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	上記と同様。【KPI】にある<政策目標>が%であるなら、(進捗)の数値も%で記載すべきです。	当該KPIは地方消費者行政強化作戦2020を引用しているところ、地方消費者行政強化作戦2020の各政策目標の進捗状況については、都道府県ごとの目標達成状況で把握をしているため、都道府県数での記載を行っているところです。頂いた意見を踏まえ、工程表における記載の追記をいたします。
296	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	消費者安全確保地域協議会の設置率を高めていくことは大変重要です。県内人口カバー率50%としていますが、まだ0%の県も数多くあり、特にそれらの県の対応策を加えてください。(V-25)	地方消費者行政強化交付金や、消費生活協力員・協力団体養成事業等により、見守り活動の推進を支援しているところです。
297	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	地域の見守りを支える「消費者安全確保地域協議会」設置の推進と並行して、すでに活動している高齢者等の見守りネットワークや地域の様々な支援活動のネットワークとの消費者被害防止に関する情報共有や取り組みの連携をさらに積極的に進めるべきです。その点もKPIに加えてください。	地方消費者行政強化交付金や、消費生活協力員・協力団体養成事業等により、見守り活動の推進を支援しているところ、情報共有等の具体的な取組をKPIとすることには検討を要すると思われるため、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
298	V	23	(3)	② 地域の見守りネットワークの構築	高齢消費者被害の予防と早期救済のためには、実効的に機能する見守りネットワークの設置が不可欠である。消費者庁は厚生労働省と「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会との連携について」(2021年10月1日通知)を地方自治体に発出しているが、福祉部局と消費者部局の連携だけではなく、防犯・防災部門との連携にも意識を持つ必要がある。また、個人情報を活用した見守りはまだ例が少なく、これをより積極的に推進する必要がある。 消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上が目標とされているが、全市町村における見守りネットワークの設置を目標とすべきである。また、見守り活動において個人情報を活用する自治体数の増加を目標とし、これについてのKPIを設定すべきである(高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワークづくりに関する意見書(2013年12月19日)、2021年人権擁護大会決議)。	地方消費者行政強化交付金や、消費生活協力員・協力団体養成事業等により、見守り活動の推進を支援しているところ、情報共有等の具体的な取組をKPIとすることには検討を要すると思われるため、御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
299	V	27	(3)	④ 都道府県における法執行強化	地方公共団体における法執行業務は、高度で特殊な専門性が必要です。法執行を強化することは重要ですが、専任者の配置がされていない県も多くみられ、法執行強化の施策を具体化し、加筆してください。(V-30)	「地方消費者行政強化作戦2020」では、「法執行体制の充実」の目標を掲げており、引き続き、地方消費者行政強化交付金や研修等を通じて地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
300	V	27	(3)	④ 都道府県における法執行強化	「施策概要」では、「消費者庁の取組」として、「都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、消費者安全法等)を図るため、『消費者庁所管法令執行担当者研修』を実施し、国民生活センターにおいては、法執行に資するため消費者行政職員及び消費生活相談員を対象に特定商取引法の知識を学ぶ講座を実施する」としているが、これに加え、消費者庁は、各都道府県の執行体制を強化するため、各都道府県が、ア 消費者行政担当職員を増員し、イ 執行専属部署を設置し、ウ 執行専属部署に所属する消費者行政担当職員を常時複数名配置できるよう支援すべきである(特定商取引法の執行力強化に関する意見書(2019年7月19日))	「地方消費者行政強化作戦2020」では、「法執行体制の充実」の目標を掲げており、引き続き、地方消費者行政強化交付金や研修等を通じて地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
301	V	28	(3)	⑤ 消費者ホットラインの運用及び認知度の向上	新型コロナウイルス感染症の動向が見通せない中で、消費者の感染に対する不安が完全に払拭できたわけではありません。そのような状況につけ込み、今後もさらに巧妙な便乗悪質商法が増えていくと予想されます。現在設置されている消費者ホットラインの体制の強化を強く求めます。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
302	V	28	(3)	⑤ 消費者ホットラインの運用及び認知度の向上	「消費者ホットライン」の運用と認知度の向上は、消費者被害の運用と予防のために重要である。一般消費者、若年者に向けた広報、啓発だけでなく、被害が増加している高齢者に日常的に関わる福祉関係者や、民法の成年年齢引下げを見据えて、若年者を教育する対象の教育関係者に重点を置いた広報、啓発も工夫すべきである(民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(2017年2月16日)、消費者教育の推進に関する意見書(2017年3月17日))。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
303	V	30	(3)	⑥ 消費生活以外の相談窓口と消費生活相談窓口との連携促進	「施策概要」の「消費者庁の取組」では労働相談との連携が挙げられているが、福祉部門、防犯部門、防災部門の相談窓口等とも広く連携する必要がある。今後は地方消費者行政の役割は、地方公共団体内の他部署との連携によるきめ細かな消費者啓発・見守りの実施が重要課題とされている。今後は、消費者行政担当職員が取組の中心的存在として、消費者安全確保地域協議会の設置や見守り活動の推進等のコーディネーターの役割を果たすことが求められている。この見地から、KPIとして、地方公共団体への要請回数だけでなく、消費者安全確保地域協議会やこれに準じる見守りネットワークの設置状況も加えるべきである(地方消費者行政の一層の強化を求める意見書(2017年5月1日)、KPI意見書)。	「消費者団体との連携及び支援等」におけるKPIとして、「消費者安全確保地域協議会の設置や地域の見守り活動の充実」を設定しております。引き続き、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図ってまいります。
304	V	31	(3)	⑦ 消費生活相談情報の的確な収集と活用	地方公共団体においてSNS消費生活相談を実施するためには、マニュアルを作成して配布するだけでは実現できません。財政支援、消費生活相談員の人員の手配、相談技術の習得、職員による理解とサポート、近隣の市町村との連携などが不可欠です。SNS相談を推進するために、どのように地方公共団体を支援するのか、具体的に記載してください。(V-34)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
305	V	33	(3)	⑧ 国民生活センターによる研修の実施	国民生活センター相模原事務所研修施設を利用しての研修の充実は大切です。それと同時に、コロナウイルス感染防止のためのオンライン配信により、消費生活相談員の研修の機会は増加しています。今後も研修施設での研修とともに、オンライン配信による研修の充実をお願いします。一方、地方消費者行政強化作戦2020では地方行政職員の研修参加率80%以上を目指値としていることから、オンライン配信により職員の研修参加率が上昇することを期待しています。職員の利用促進を加えてください。(V-36)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただき、引き続きオンラインによる研修の充実に努めてまいります。
306	V	33	(3)	⑧ 国民生活センターによる研修の実施	Web研修、Dランニングは非常に有効なものです、消費生活相談の役割は知識や情報だけで果たせるものではないことから、コロナ禍の対策を万全にしてリアル研修の充実、機会の提供もしてください。(V-36)	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただき、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら実開催の研修の充実に努めてまいります。
307	全体	—	—		今回の【KPI】では、新たに認知度や理解度等のアウトカム指標が複数設定され、工程表として充実したことを評価します。 ただ、今回の【KPI】においても具体的にならない施策や、粒感が他の施策と大きく異なる部分もまだありますので、引き続き、認知度や理解度等のアウトカム指標の設定を中心に改善していくことを求めます。	KPIの見直しについては、工程表改定作業開始の当初からその検討を各府省庁に依頼するとともに、令和4年3月10日の第368回消費者委員会本会議等において消費者委員会とも議論を重ねてまいりました。その結果、改定案において59施策についてKPIの見直しを行っているところ、今般の改定後においても、引き続き、効果的な指標等の設定に向けて検討を行ってまいります。
308	全体	—	—		コロナ禍により消費生活のデジタル化が加速し、消費者を取り巻く環境は大きく変化したことから、新たな消費者トラブルも発生しています。法律・制度の改正、さまざまな施策は一省庁では難しく、各省庁横断的、一元的に推進することが望れます。消費者庁は司令塔として、各省庁に対し工程表の確実な実施を促し、自らもスピード感をもって取組べきである。具体的な目標設定、定量的な指標を明確に記載してください。指標や目標の設定が短期で行なえない場合は、継続的に検討を行ってください。最近の国際情勢による消費生活の影響について注視し、物価の高騰や便乗商法等、対処すべき事項については適宜工程表に記載してください。	これまでの検討に加え、今般の改定に向けて、具体的な目標設定やアウトカム指標の設定等のKPIの見直しに取り組んでまいりました。本年3月10日の第368回消費者委員会においても、KPIの見直しについて御議論頂いたところです。御指摘のとおり、それでもなお不十分な点については、継続的に検討を行ってまいります。
309	全体	—	—		持続可能な社会、脱炭素社会の実現を目指して消費行動を変えていく取り組みは、II(1)(2)(3)に記載されていますが、(2)の担当省庁については環境省、経済産業省、農林水産省となっており、消費者庁の記載はありません。消費者庁はこれら事業者の取組み情報を消費者につなぎ、理解者を増やしていく役割を担うべきと考えます。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
310	全体	—	—		本工程表における食品・食料に関する記述は、食品表示と食品ロスに関するもののみですが、国際市場における穀物価格の上昇傾向をふまえると、消費生活を考える上で食料自給率の向上は喫緊の課題であると考えます。穀物市場価格の高騰は、世界的な飼料需要の拡大や天候による不作の増加等が原因であり、ロシアのウクライナ侵攻により更なる高騰が予測されています。日本の食料自給率の低さはすでに何十年も課題として挙げられていますが、国際市場の影響を受けにくい食料生産と需要のあり方について、今こそ国として検討し、その実現に向けて農林水産省と消費者庁は連携して取り組む必要があると考えます。	御指摘の点については今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
311	全体	—	—		一昨年、新型コロナウイルス感染症の拡大も踏まえ、消費者の日常生活や価値観、消費者を取り巻く様々な問題にどのような変化をもたらしたかを調査分析し、今後の進め方の再考と新たな課題の抽出、優先順位の見直しを要望した。一部は工程表の施策、KPIに反映が見られる。従来のままの記述も散見される。例えば、KPIでセミナー・説明会・講演等の開催や参加人数について、一部は反映が見られるが、例えば「Ⅰ-18及びⅣ-11「消費者白書に係る講演の実施回数」や、Ⅱ-36「ホワイト物流推進運動のセミナー開催状況」、Ⅱ-42「景品表示法に係る説明会の参加者数」、Ⅲ-52「デジタル活用支援に係る講習会等の実施回数」など、オンライン対面かの記載がないものもあり、実績に対して適切な評価ができない。オンライン開催ではより広範な対象者の参加・リーチアウトが可能となることに鑑みて実績人数の多寡を評価しなければならない。一方で、オンラインを利用しない参加者の対応に重点があるのであれば、対面での開催を中心としつつも補完措置として何を実施したか記述することが必要。消費者行政全般につき、KPIの記述の仕方と評価方法の見直しを行るべき。	御指摘の会議体の開催方法については、オンライン、対面の別について追記し、その他の項目においても可能な限り追記等を行いました。KPIの見直しについて御指摘の点も踏まえつつ、引き続き検討してまいります。
312	その他	—	—		5. 教育の英語で「英会話の重視」を導入について政策の提案。 (1) 英語教育では、「読み書き(文法読解力)」では役に立たないので、「話す(スピーキング)」での「発音(イントネーション)」に重点を置く事です。例えば、外国人に「英語を話せますか(Speak)」と聞かれ、「読み書きが出来ます(Literacy)」とは答えないと思います。「今は何時ですか(What)」と聞かれ、「はい(Yes)又いいえ(No)」の答えは論外です。重要順序では「話す(スピーキング)、聞く(Listening)、読む(Reading)、書く(Writing)」が基本となります。世界は貧困などで、就学率が低いので「筆記能力」が低いです。 (2) 「フレーズ(熟語)」のスピーキングもテクニックがあり、「コンペティション(対談)」、「ネゴシエーション(交渉)」、「ディベート(質疑応答)」、「スピーチ(演説)」等の能力を訓練するべきです。「ダイアログ(対話)」では、互いに対談しながら常に考え方が変化する事が目的です。受験勉強では、「読み書き」が重視で、英会話が身に付きません。「グラマーテクニック(文法)」を使うと、話す力が弱体化します。 (3) 「フレーズ(熟語)」の内容は、「PREP 法」が望ましいです。詳細では、「結論、理由、事例、結論」の事で、「スチュエーション(状況)」の組み込みが出来ます。時間は一方向に、「過去、現在、未来」と時間が流れています。「左脳は過去を分析して現在、右脳は未来を創造し現在」を見ています。詳細と言えば、「左脳は2次元(縦と横)で、「右脳は4次元(縦と横と奥行きと時間及び場所)」を認識できます。言葉を作るにも、左脳と右脳では見ている「次元(ディメンション)」が違います。 (4) 受験勉強に使う読み書きの「グラマーテクニック」を使うのか、実用的な「スピーキングテクニック」を使うのかで、内容が異なります。外語は話す能力の方が難しいので、国語の漢文を暗記する意味が無いです。イギリス英語は、「グラマーテクニック(文法学)」を重要視していて「貴族特権階級(ロイヤルブランド)」なので、労働を目的としていません。一般庶民の約99パーセントが、イギリス英語を学んでも意味が無いからです。「フレーズ(熟語)」で話す事を目的とした、「ネイティブスピーカー(ALT)」が良いと思います。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
313	その他				<p>9. 教育のプログラミングを廃止し「IT ネットワーク」を導入する詳細内容について政策の提案。</p> <p>(1)ソフト面のプログラミング分野よりも、ハード面のネットワーク分野が重要です。IT ネットワーク技術は、軍事衛星の「3G(第 3 世代)」通信システムから発展しました。軍事での「OPS(作戦指揮系)及び INTEL(情報資料系)」の「C4I システム」分野です。詳細は、「C4(視覚、音響、通信、情報処理)」で、「(相互運用性)」です。欧米の携帯電話市場では、2000 年代から新規購入時に、GSM 無線アクセス方式 3G で、SIM ロック解除の状態での携帯電話の本体を貰え返れば、良いだけです。日本の場合は、W-CDMA 無線アクセス方式 3G で、軍事衛星の規格が遅れています。</p> <p>(2)情報通信の「周波数(Hz)」を乗せ「データー転送(トランスマッショニ」には、種類があります。(ア)電話通信等のテレホン分野。(イ)テレビ通信等のブロードキャスト分野。(ウ)インターネット通信等のブロードバンド分野。未来は「データー送受信量(byte)」を上げる為に、「LTE(第 3.9 世代)」がブリッジとなり、デジタル無線アクセス方式の「5G(第 5 世代)」に統合すると考えます。</p> <p>(3)インターネット情報通信のインターフェース LAN 回線での「有線と無線」には、種類があります。(ア)有線通信では電話回線を利用した、光ファイバーケーブルの VDSL や ADSL で、地上に設置しているアンテナが基地局です。(イ)無線通信では軍事衛星を利用した、人工衛星が基地局です。有線では、回線側から「モデム、ルーター、ハブ」でパソコンに接続します。無線では、回線側から「USB」でパソコンに接続します。</p> <p>(4)IT クラウドの「マイコン(MPEG 及び ASIC)」と「IC(RAM 及び ROM)」では、マスターとスレーブの通信をしています。製造技術が向上しても、「レジスタ及びメモリ」の「容量(bit)」が、イネーブルとディザブルでのデバイスに限界があり、インターネット等にアクセスする「ホスト」に制限が出ます。未来は、「宇宙研究開発(スペースクロニー)」を教育し、インフラを構築していく教育の方が重要です。プログラミング教育を廃止し、「Word, Excel, PowerPoint, Photoshop」等の OA 機器の教育をした方が有効です。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
314	その他				<p>5. 日本国における国籍条項を撤廃した「外国籍での公務員の廃止」について政策の提案。</p> <p>(1)外国籍での公務就任権が無いのに、「各市町村及び各都道府県」の裁量では、「日本国籍を有しない職員を任用することのできる職の範囲を定める規則」を作成して、「公務員の国籍条項を撤廃」し外国籍での公務員を任用していると思われます。「国及び地方公務員法」の解釈として「公務員に関する基本原則により、地方公務員の職のうち公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成への参画に携わるものについては日本の国籍を有しないものを使用することができない」と規定しています。</p> <p>(2)日本国憲法の場合は「すべて国民」として「自国民(日本国籍)」が対象なので、外国籍の公務員は対象外になり、日本国における「国旗国歌齊唱」の義務が無いです。例えば、「外国人と日本人の違い」を確認し学習する事が目的であれば、「外国语指導助手(ALT)」の様に、「知識及び技能」を教える程度の「グローバル及びイノベーション」等での、高度な能力を伝授させるだけで十分です。「教育委員会(教育部門)」では、国籍条項が規定されています。外国籍での教員の場合には、「教諭(指導専任)」として「学級(担任)」を担当させ、生徒に思想を植え付ける事が、国民側から見て違和感があります。</p> <p>(3)外国籍での公務員の採用での場合は、公務に制限がありますので、「係長以上の役職(管理職)」の採用を廃止する事が望ましいです。「係長以上の役職」の場合は、責任が存在する「公権力の行使に携わる職及び公の意思の形成への参画に携わる職」なので、日本国に希望をもたせても、「外国籍の公務員」に見返りが無いで無駄です。</p> <p>(4)外国籍での大学教授の場合には、「公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第一条」では、「大学における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。」と明記されています。国籍条項を撤廃が出来る「外国籍での公務員」の場合は、大学機関等の大学教授での「研究開発(リサーチ・アンド・デベロップメント)」を目的にする事であり、「常勤(専任教員)」と「非常勤(嘱託講師)」と区別するべきです。外国籍での大学教授は、「非常勤(嘱託講師)」が妥当です。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
315	その他				<p>2. 「作戦(オペレーション)」構造での「PDCA 及び OODA」の廃止について政策の提案。</p> <p>(1)軍事学では「カテゴリー(区分)」があり、「戦略(ストラテジー)」、「作戦(オペレーション)」、「戦術(タクティク)」、「兵站(ロジスティク)」です。詳細では、「侵略戦争、自衛戦争、代理戦争」は戦略です。「宣伝戦、心理戦、法律戦」や「PDCA 及び OODA」は作戦です。「攻撃、防衛、後退」や「任務遂行と離脱遂行」は戦術です。後方支援部隊の物資量は兵站です。作戦レベルの「PDCA 及び OODA」は、「戦車の対機甲戦、軍艦の対艦砲戦、戦闘機の対空戦」等の種類に最適ですが、歩兵部隊等の機動性に富んだ動きには不向きです。</p> <p>(2)戦略思考のパターンがあります。(ア)「ペーンツクリエイティブ」方法では、因果関係と相関関係から、長所が短所になり短所が長所になります。量質転化の法則から、分散思考と収縮施行から来る、演繹法と帰納法です。(イ)「フレーミング」方法では、思考の枠に組まれた角度を変え、抽象的概念と具体的な概念を使います。(ウ)「ハイステップストーミング」方法では、「A、B、C、D」の順序を飛ばし、A の情報源から B と C を抜かして、D に飛び級の思考です。少ない情報ベースから答えを導き出しますが、右脳創造性の IQ 約 150 ポイント以上の天才しか使えません。</p> <p>(3)第二次世界大戦では、旧日本軍大本営は作戦を作れるが、戦略が当時の原因です。</p> <p>(ア)旧日本海軍は、戦艦大和の約 4 キロメートル上空に米軍戦闘機が待機し、直撃で近い角度の約 60 度で奇襲攻撃をしました。戦艦大和の艦砲射撃砲の角度は約 60 度以上に達しない為に、一度も艦砲射撃が出来ない状態で約 3 時間後に沈没しました。(イ)旧日本陸軍は、兵站の補給物資が足りずに戦闘に至らず、病死や餓死で壊滅しました。</p> <p>(4)教科書の兵法は古い戦略で芸術程度です。「公文章」を作るには、世間話し程度の「長文グラマー(文法)」を使わず、「短文フレーズ(熟語)」使い「メタファー(抽象概念を具体概念)」から「単説明陳」に作るのが基本です。「戦争や震災」等の危機管理状態の時は「一刻一時」を争う事態で、「厳密な機能」で公用語を作る事です。科学技術では「上流工程から下流工程」迄を分析し、今後の未来を向上させます。哲学力を向上させる事が、新しい戦略を組み立てるのです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
316	その他				<p>5. 各市町村の「年金課(年金部門)」を開鎖し「日本年金機構」に全て委託について政策の提案。</p> <p>(1)各市町村の「年金課(年金部門)」を廃止し、「日本年金機構」に全て委託して頂きたいです。市役所の年金課は、複雑な年金に関する知識が足り無い状態で運用していて、今の時代では能力不足で使い物にならないです。国民の立場から見て「年金課」の年金業務を維持する事が、二重行政サービスで税金の無駄です。市役所の年金課の能力不足だと思いますが、「事務的なミス」が多くて改善の余地がないと思います。</p> <p>(2)財政利益の計算方法では、「税収収益 - 持維コスト = 財政利益」で、「持維コスト」が膨大に掛かり「財政利益」がマイナスになります。結論では、「税収収益」を上げても「持維コスト」で圧迫するので、「財政利益」が全く出ません。持維コストの方を重点的に考え、税金で補助している「市役所(各市町村地方自治体)の年金課」を開鎖し、日本年金機構に委託するべきです。</p> <p>(3)例えば、抜本的に「共済年金(障害共済年金)、厚生年金(障害厚生年金)、国民年金(障害基礎年金)」を一元化すれば、行政コストが下がります。欧米の年金制度を調べたのですが、年金制度の一元化が主流です。行政は明治維新から古い状態で継続していく、隨時改定を積み重ね上乗せしてきた結果、今の時代に合わないです。</p> <p>(4)各市町村の「年金課(年金部門)」を開鎖した後の対策方法としては、今の時代「マイナンバー制度」が存在するので、市役所の「住民課(市民課)」の方で随時ダブルチェックすれば効率が良いです。市役所の「年金課(年金部門)」が継続的に維持されると、財政的にマイナスになるので閉鎖が望ましいです。</p> <p>(5)「国民年金法第三条(管掌)」での、「政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。」を廃止してしまえば、市役所の「年金課(年金部門)」を各市町村で独自に閉鎖する事ができるので、財政コストが掛からなくて済みます。流動性の高い社会構造なので、国際教育での「社会保障教育」も重要です。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
317	その他				<p>8. 「人工知能(AI)」の社会推進での「倫理」について政策の提案。</p> <p>(1)「人工知能(AI)」が人類の能力を超える事を目標としているので、「AI の倫理観」が制御不能でも問題が無と考えます。(ア)人間を中心に考えても無駄であり、人間の方が倫理観の学習能力が低いので、AI の方が倫理観を自己学習していけば、高度で多様な機能が生まれます。(イ)人間は生物であり「衝動性及び感情性」に支配されているので、理性で制御しています。人類は尊敬できる物ではなく、理性が無ければ動物と変わりません。</p> <p>(2)AI が進化すれば、人類の無駄な雇用を排除でき効率が良いです。(ア)日本の江戸時代での、農耕時代の貧困率は約 80 パーセントも有り、現代の貧困率は約 16 パーセントなので、科学の力で貧困率を下げました。農耕社会を維持する為にマンパワーの必要性があり、人類は飛躍的に人口増殖の選択肢しかありませんでしたので、人間が深慮している暇がない状態でした。幸福度と貧困率は比例して、貧困率が下がれば幸福度は下がります。(イ)生物進化論では、環境適合の能力に有効性があり、AI が環境に適合すれば、今後は人類の無駄な増殖は不要なので、地球環境にも効率が良いです。</p> <p>(3)AI が進化すれば、「GDP(国内総生産)」は低下し経済発展しませんが、人間社会の貧困率は下がると考えます。資本主義の発祥とは産業時代の構造から始まり、計算式では「(土地 + 労働 + 生産) × 消費」が基準です。(ア)資本主義フロンティアを拡大する部分では「宇宙時代(スペースクロニー)」での、「土地の消費」を目標とする事です。</p> <p>(イ)AI は人間と違い人権費が無いので、「労働の消費」が無いです。(ウ)宇宙には「物質、生命、情報」があり、AI の情報空間から人類の物質空間での構造で、「生産の消費」が無いです。地球規模の発展では、「発展途上国(開発途上国)」等の産業が遅れている国の支援が、解決策しか無いと考えます。</p> <p>(4)AI が人類の能力を超える事での、「利点(メリット)」があります。(ア)人類が AI を利用し創造性の情報を貰う事での価値があります。(イ)人類は AI を利用し労働力を補う事での価値があります。「人間の尊厳と個人の自律の尊重」は、人間社会の中での事柄であり AI には関係ない事なので、人間と AI を完全に区別するべきです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
318	その他				<p>「グローバル及びイノベーション」での「ダイバーシティ(多様人材)」の導入について政策の提案。</p> <p>(1)水平思考の「ファースト思考(デジタル)」からイノベーションは起きません。理数系離れが問題ではなく、「社会科学(統合哲学)」離れです。垂直思考の「スロー思考(アナログ)」からイノベーションを起こします。「水平思考のファースト思考」「垂直思考のスロー思考」の違いで、イノベーションの目指す方向性が異なります。「感情指数(EQ)」を上げても、衝動的で知性が上がらないので無意味です。EQ が必要とされる時代は、天候に影響する農耕時代で、現在は科学の時代です。経済は人間の「感情(衝動)」で向上させているので、知性のある政治文明(ボリティク)と科学技術(テクノロジー)を目指す必要があります。</p> <p>(2)「知能指数(IQ)」が基準となり、「言語性及び創造性の入力(インプット)」から、知性を「増幅と減幅(バッファー)」させて「前頭葉処理能力の出力(アウトプット)」します。(ア)秀才の構造は、「入力領域 IQ 約 100 ポイント」の情報を「集約(インテグレーション)」させて、「出力領域 IQ 約 150 ポイント」で情報を「拡張(エクスデンション)」して処理的能力が高いで、過去型ファースト思考です。(イ)秀才の構造は、「入力領域 IQ 約 150 ポイント」の情報を「拡張(エクスデンション)」させて、「出力領域 IQ 約 100 ポイント」で情報を「集約(インテグレーション)」して創造的能力が高いので、未来型スロー思考です。</p> <p>(3)ハイステップストーミングの仕組みでは、「A、B、C、D」の順序を飛ばし、「A」の情報源から「B と C」を抜かして、「D」に飛び級の思考です。直感等の「第六感(スピリチャル)」を使ったのではなく、「A」を IQ 約 100 ポイント状態だとすると、最初から IQ 約 150 ポイントの入力で「D」を認識できる能力の状態です。</p> <p>(4)秀才の脳区分では、前頭葉型の「注意欠陥及び多動性障害(ADHD)」と、左脳型の「言語性権力(スペルガー症候群)」を特性とし、言語に対する情報が多すぎて悲観的になります。天才の脳区分では、右脳型の「創造性多様力(高機能自閉症)」を特性とし、創造性に対する情報が入り過ぎて「ミラーニューロン(真似)」の機能が弱く、オリジナリティを追求して悲観的になります。</p> <p>(5)ADHD は、情報処理能力が高いので、「アナウンサー、外国語翻訳、アスリート、企業家、政治家」等が向いています。スペルガー症候群は、言語力が高いで「弁護士、医者、外国語通訳、アーティスト、ミュージシャン」等が向いています。高機能自閉症は、創造力が高いので、「学者」等が向いています。言語性は、「2 次元(縦と横)」を認識し、創造性は、「4 次元(縦と横と奥行きと時間及び場所)」を認識するので、イノベーションは 4 次元で増幅されます。2 次元の言語力は、数学や文法読解を解説する分野なので、4 次元の創造力を言えば、数学や文法読解が出来ない事が当然です。</p> <p>(6)科学技術の進化により、人類の平均 IQ 約 100 ポイントの限界を迎えてきた事が、イノベーションにスピードが無くなった要因です。科学技術が人類のマンパワーを超えてきたので、先進国等は成長しなくなりました。人類の経済成長率は日本の江戸時代でも、マイナス約 0.3 パーセントが普通であり、歐米を含めた先進国で日本の戦後に起きた高齢度経済成長は、プラス約 10 パーセントであり人類史上では初めての出来事です。生物進化論では「チンパンジー(猿)」から人類に突然変異する時間は、「約 400 万年」を費し、約 1 パーセントの構造の違いでは、IQ を約 50 ポイントに上げた程度です。人類の生物進化論に合わせ、地球環境が待たないです。「人口知能(AI)」等の科学技術が人類の領域を超える事しか方法論が無いです。天才の「区分脳(セパレータタスク)」での入力領域を、IQ 約 150 ポイントに上げれば効果的ですが、今の人類構造では未來への存続が不可能だと思います。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所			御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目		
319	その他			<p>第7章 官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案。</p> <p>1.「令和2年度中国若手行政官等長期育成支援事業」の廃止について政策の提案。</p> <p>(1)外務省が立案している「令和2年度中国若手行政官等長期育成支援事業」には、無意味な政策なので反対です。中国の優秀な若手行政官等を我が国大学(修士課程)に原則2年間留学生として受け入れる事を通じて、親日派・知日派を育成する方針と記載されていますが、根本的に魅力が無い日本国なので、教育に税金を投入し「親日派・知日派」を作る事が無意味です。外国人留学生に日本国の税金で教育する事が無駄です。</p> <p>(2)外国からの留学の目的は国家の人気度が存在します。(1位)アメリカ合衆国及びカナダ国。(2位)欧州諸外国。(3位)シンガポール国。(4位)日本国。具体的には、日本国は4流国家で有り、世界から見て人気が無く、相手にされて無いです。(ア)日本国の大手機関の知名度が低く、グローバル化に対応が、出来て無いので人気度が低い事。(イ)日本国民の知的水準が低く、魅力が無い事。海外諸国及び日本国でも同様ですが、優秀な人材は、アメリカ合衆国及びカナダ国に、既に留学しています。</p> <p>(3)解決案では、外国から日本国に留学生を受け入れるのでは無く、外国から「外国人高度人材(知的労働者)」での「大学院修士号及び同等の経験を有する者(マスター以上)」を優先し、「年間約50万人程度」の移民を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人」で増加傾向にあり、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」です。国際的には、学歴とは出身大学の「最高学府」では無く、「学士(Bachelor)」及び博士(Ph.D.)での区別があります。日本国内での、外国人留学生の教育を外国人富裕層に限定する事が、効率的です。</p> <p>(4)「発展途上国(後進国)」での、「行政官僚(官公庁職員)」の分野では、優秀な人材ですが、先進国では、知名度が低く人気が無いです。(ア)発展途上国の国民に人気が高い職業は、「医者、弁護士、研究開発エンジニア、政治家、行政官僚」等の既存での中流系です。先進国の国民に人気が高い職業は、「スポーツ選手、芸術家、音楽家、宇宙飛行士、科学者」等の英雄での上流系です。日本国内での留学を目的とした「外国人行政官僚の育成」では、税金の無駄なので、廃止する事が望ましいです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
320	その他			<p>第1章 社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案。1.「少子化対策(不妊治療)」を廃止し「外国人高度人材(知的労働者)」の導入で民主共和制の創設について政策の提案。(1)「子育て支援の廃止」により、外国から「外国人高度人材(知的労働者)」での「大学院修士号及びそれと同等の経験を有する者(マスター以上)」を優先し、「年間約50万人程度」の移民を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人」で増加傾向にあり、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」です。外国人高度人材が日本に永住すれば、効率が良いです。夫婦共働きの世帯が、増加した事で保育所等の待機児童が増えました。子供の貧困は、親の貧困であり、経済レベルの低い世帯の子孫が、高度な教育水準まで届か無いです。</p> <p>(2)「不妊治療の廃止」により、少子化を税金で補充する事が無駄です。約30才を越えれば「生殖機能の劣化」があります。文献書籍を読みましたが日本の江戸時代では、「一夫多妻制で農耕社会」を維持する為に子孫を残してきたので、貧乏人ほど子沢山でした。「少子高齢化」は良い事で、人口減は外国人で補えます。少子化対策を廃止し「移民庁」を新たに創設すればグローバル的な規模で流動性が高められ、国家経済も恵まれる可能性があります。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
321	その他			<p>(3)外国人の「富裕層等(上流層)」が、日本に定住すれば国家の安定が望めます。中間層が希望を持つ事が無駄で、高度文明の成長にブレーキを掛けています。「言語、文化、共同体」の存在が、人間が同じ場所に定住した原因であり、流動性を無くしています。日本国民の労働市場が外国人エリートに搾取されるので、日本国民は生活保護受給者として暮らせは良いです。人類の構造では、約99パーセントの凡人と約1パーセントの天才で区分されます。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
322	その他			<p>(4)国民総動員と古い概念があり、「皆が頑張っているから頑張らないと申し訳ない」等と言う連中が、社会成長を減速させています。「思い出作り(居場所作り)」を廃止し、社会構造のレベルを上げる事を優先的に考えて頂きたいです。成長を加速させるのであれば、「三権分立(権力分立)」が存在するので、「行政権(内閣)、立法権(国会)、司法権(裁判所)」の機能を活用するべきです。未来は、「人口知能(AI)及び宇宙研究開発(スペースコロニー)」であり、民主共和制を導入する事が望ましいです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
323	その他			<p>2. 科学技術の活用で構造基盤の向上について政策の提案。</p> <p>(1)宇宙には「物質、生命、情報」があり、宇宙誕生は約138億年前で、「50対0と0対50の法則」を定義する「量子力学(10のマイナス36乗秒程)」の法則」があります。量子論の「偶然論(ランダム論)と決定論(データミネーション論)」でのゲートを意図的に「同時再現(シンクロニティ)」する事が、現代の科学では困難です。ワームホールの原理はトンネル効果で、「A 地点と B 地点」の空間を「スファイ(球体)」で繋ぎ「約百億光年(光の速さで1年が1光年)」彼方の移動が可能なワープ機能で、「エントロピーの増大」と関連性があります。(2)地球誕生は約46億年前で、「約1年(約365日)」を地球誕生の約46億年に置き換えれば、人類誕生は約5万年前なので約3時間程度の経過です。科学では、「因果関係及び相関関係」を定義する「ニュートン力学(10のプラス5乗秒程)」の法則」と、重力影響で「光(時間及び空間)」が変動する時空の歪みを定義する「相对性理論の法則」から、「伝遺DNA(10のマイナス8乗秒程)」の法則」での科学範囲で汎用されています。(3)従来の構造では「80対20の法則」で「80パーセント(凡人材)対20パーセント(優良人材)」が通過しましたが、今後は「99対1の法則」で「99パーセント(凡人材)対1パーセント(才能人材)」が時代を到来します。科学情報的要素社会では「約1パーセント(才能人材)」が重要視する、「イバーン(創造性)」の時代です。IT クラウド技術による「自動車の自動運転走行」が可能になり、高度な科学進化が生まれています。(4)具体的に人類は、科学の力で発展していく「猿時代⇒農耕時代⇒産業時代⇒情報技術時代(IT)⇒人工知能時代(AI)⇒宇宙時代(SA)」と進んできました。今後は、「情報技術(IT)や人工知能(AI)」の活用で、「約1パーセント(才能人材)」が経済効果で促せると思います。人類の進化論では、「チンパンジー(猿)と人間(人類)」の違いは、約1パーセントです。「知能指数(IQ)」では、「人間(人類)」の平均は「IQ約100ポイント(人間で約10才)」で成長が止まり、「チンパンジー(猿)」の平均は「IQ 約50ポイント(人間で約5才)」で成長が止まります。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
324	その他			<p>3.「国(各市町村及び各都道府県)」が税金で運営する「公立学校(公立大学)」の廃止について政策の提案。</p> <p>(1)公立学校を維持していく事は税金の無駄なので廃止が望ましいです。高校以上は私立学校に移行する方が最適です。ハイテク化が進む時代には応用力等の知恵が重視されますので「中学校卒業程度」が最適で、近未来は「人工知能時代(AI)」が言語性を補充してくれます。「約1パーセントの天才(創造性)」が重視されます。(2)例えば、デジタル的な「プログラミング教育」は無意味であり、近未来では自己学習「プログラミング自動変換」が出来るからこそ「人工知能(AI)」です。大切な部分はアナログ的な部分で、具体的には「社会科学(統合哲学)」等です。学術的には「物質、生命、情報」の統合が出来る、「情報性(創造性)」を応用した、現在の科学技術市場に無い部分に重点が置かれます。(3)情報技術化が進み社会が複雑化する時代に、「受動的トップダウン(教師から生徒)」の「左脳型詰め込み教育」に専念する努力が無駄であり、「能動的ボトムアップ(生徒から教師)」の「質疑応答・答えの無い事を探索する」「右脳型創造性教育」が必要です。一般論では、知識が無いと考えられないと言われますが、「知らない事は」自分で調べていく「多様性独学的教育」が必要です。私も教科書に記載されてない事を、自分から調べて勉強する事の方が多いです。物理学では「理論物理学(オリー)」及び実験物理学(テスト)の観点から、「デジタル3ヶ月にアナログ3年」で、「機械的オペレーター要素のある技術者教育」を目指した方が良いです。(4)「物理学(数学)及び生物学(医学)」等よりも、全体の構造を解説し抽象概念から引き出す「仮説(ハイポンシ)」を立てて「社会科学(統合哲学)」等の方が難しいです。科学の工程では、第一段階は「仮説性(ハイポンシ)」で創造し、第二段階は「理論性(オリー)と実験性(テスト)」で検証し、第三段階は理論に対して「論理性(ロジック)」の妥当性を調べる分析です。最後には、論理性の妥当性が融合しないと、垂直志向で高度な仮説を唱えても、無意味な学術論文になります。科学の基礎となる「物理法則(理論法則)」が変化しないので、変えるには新しい物理法則を唱えながら、他の法則で論破する事が方法論です。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
325	その他			<p>4.「官公庁及び財閥大企業」の縮小化で定数削減について政策の提案。</p> <p>(1)資本主義経済では場所や個人の能力によっては、「グローバリズム経済(国際経済)、国家規模経済(コモディティ)、ロカリズム経済(地方経済)」の3極化が存在します。資本主義発祥とは産業時代から始まり、消費を目的とし「土地、労働、生産」を基準としたので、「情報技術(IT)」及び「人工知能(AI)」を活用すれば「GDP(国内総生産)」が、換算されない場合もあります。今の時代は資本主義フロンティアを拡大し「宇宙時代(スペースコロニー)」へと進んで行う事です。(2)「大型旅客機と戦闘機」の違いを例えれば、「ローリスクローリターンの大型旅客機」では安定性に有利ですが、デメリットは急旋回が得意ではありません、「ハイリスクハイリターンの戦闘機」では急旋回に有利ですが、デメリットは安全性が無い設計でスピードを上げる事でバランスを保ちます。要するに、今の時代は戦闘機の様に方針を変えたりして急旋回する時代なので、「官公庁や財閥企業」では時代に合わないからこそ規模にすると事が望ましいです。新しい分野を展開でき機動性に長けている、「科学ベンチャー企業」等の方に移行して行く事です。</p> <p>(3)今はグローバル水準が国家水準を超えていて、「ホワイトカラー(知的労働)とブルーカラー(単純労働)」の領域が無く、今後は「グローバル的要素、専門的要素、事務的要素」が1人の人材に統合され「エキスパートエグゼクション制度(高度専門契約)」です。欧米では、総合職の新卒一括採用での、終身雇用の概念が無いです。「正社員(無期雇用)と非正規雇用(有期雇用)」の垣根が存在せず、正社員が「契約有期雇用」です。日本の雇用も「正社員制度を無くし契約有期雇用」にするべきです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
326	その他			<p>(4)財政利益の計算方式では、「税収収益-維持コスト=財政利益」で、「維持コスト」が膨大になります。結論では、「税収収益」を上げても「維持コスト」で圧迫するので、「財政利益」が全く出ません。約10年以上経過すると公共物は老朽化し、「負の產物(不要物)」です。維持コストの方を重点的に考え、税金で補助している「護送船団方式」を廃止すべきです。「官公庁及び財閥大企業」の経営悪化の場合には、「民事再生法」を棄却するべきです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
327	その他			<p>5.「国(各市町村及び各都道府県)」が税金で運営する「公立病院(公立大学病院)」の廃止について政策の提案。</p> <p>(1)公立病院を維持していく事は税金の無駄なので廃止が望ましいです。病院の民営化に移行する方が最適です。例えば、「レントゲン写真を10枚程」を撮影し病状が判断できる医者や看護師より、「レントゲン写真を2枚程」を撮影し病状が判断できる医者や看護師の方が優秀です。今の保険強制加入制度では、「レントゲン写真を10枚程」を撮る様な、「能力が低い医者や看護師」の方が医療費の無駄を出すシステムです。薬剤師は薬局経営の為に、処方箋以外の必要な薬を進めてくるので商売人です。</p> <p>(2)公立病院の民営化では、「医療法第八条の二項(休止要件)」での、「病院・診療所又は助産所を一年を超えて休止してはならない。」を廃止てしまえば、財政負担での公立病院を維持する必要性が無くなります。例えば、「生活保護受給者以外」の「国民皆保険(社会保険)」を任意加入にすれば、軽い症状では病院に行かなくなり無駄が省けます。障害や傷病を抱えている、「生活保護制度(約20パーセント)」の医療保険を維持して、「医療民営化(約80パーセント)」を推進すれば、流動性が高くなります。</p> <p>(3)文献書籍で読んだのですが、戦時中では医者が診る患者の優先順位は軽症患者優先で、重症患者を診ても手運れだからです。戦前の平均寿命は約50才でしたが、戦後から平均寿命が伸びましたから「一般庶民(中間層から下流層)」が医療費を圧迫していく、先天的に健常な人だけが医療費が係り難いです。戦後の日本で平均寿命が伸びた理由は、医療技術での抗生素質の進化と欧米からの肉食生活での栄養の向上です。</p> <p>(4)大衆の集団心理学では「コンプレックス、依存感、嫉妬心」を抱えていて、自分より下の人を探して保守的になりブレーキをかけてしまいます。逆に言えば「プライドが高い」人々であれば、「前へ」向かって国際社会の中で世界をリードしてもらいたいです。「富裕層等(上流層)」が優先して生きできる社会ほど、医療の研究開発費が作れて医学の進歩にもなります。例えば、海外から医療目的で来る外国人向けに、日本の医療を自由診療でオープンにすれば、日本国の経済的に潤われます。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
328	その他				<p>6. 日本国憲法での「天皇制(象徴制)」及び「日本国憲法第9条(戦争の放棄)」を廃止し民主共和制による「国防軍」の創設について政策の提案。</p> <p>(1) 日本国憲法での「天皇制(象徴制)」及び「日本国憲法第9条(戦争の放棄)」を廃止し民主共和制による「国防軍」の創設が望ましいです。国際社会の中で、日本国民の「独立と平和」を守る為に、邦人を世界で警護する國民主権の軍隊が必要です。日本国憲法での改正内容は、三権分立を実行する為に「天皇(象徴)」の部分を廃止し、國民主権である「立法権(国会)」に権限を置かせる事が望ましいです。戦争も経済発展の為のビジネスです。</p> <p>(2) 日本の昭和初期での「兵役義務(徴兵制度)」は不要で、ハイテク化が進んだ時代には、軍隊の三原則とは「殉職しない、負傷しない、装備品を離さない」です。高度な任務には、「NBC兵器(核兵器、生物兵器、化学兵器)及び「サイバーアルバム(ネットワーク)等に対応できる「職業軍人(志願制度)」が最適です。国際的な「民間軍事会社(PMC)」等の活用と、世界から日本国を情報分析できる「諜報機関」の設立も必要です。(3) 戦争には戦略があります。(4) 侵略権戦争とは、本国が敵国に攻め込む事。(5) 自衛権戦争とは、本国及び同盟国が敵国からの正当防衛権で反撃する事。(6) 「代理権戦争(介入権戦争)」とは、本国が兵器を製造し「敵国(敵国)」の間に兵器を売買して「国家借金(ナショナルデビット)」でコントロールし内戦を起こさせ、「敵国と敵国」の国力を消耗させる為の調停役の事、独裁制での軍国主義によるプロパガンダ政策での、政治的マインドコントロールも代理権戦争です。「宣伝戦、心理戦、法律戦」の国際情報が無ければ利用されます。</p> <p>(4) 第二次世界大戦では、日本国は天皇制での君主制の為に、1930年代ごろ国際連盟から脱退し経済制裁の要因で、行き詰まり開戦に至りました。代理権戦争では、「英國」による「日清戦争から日露戦争」及び「米国」による「日中戦争」です。兵器を売る側の国が、戦争ビジネスが回ります。当時の日本国が共和制であれば、戦争は約1年で終戦していたと思われます。戦争の起源とは農耕社会から始まりて、氷河期時代の様な変動が激しい狩猟時代では戦争した歴史が無いのは、同じ場所に定着せず移動していたからです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
329	その他				<p>第2章 教育内容の改正による具体案。</p> <p>1. 教育の「軍事教練と組体操(武道教育)」及び「精神と態度の思想」を廃止について政策の提案。</p> <p>(1) 近未来は創造性社会なのに、「軍事教練と組体操(武道教育)」や「制服通学」を実施すると、創造性の疎外になります。例えば、「軍事教練と組体操(武道教育)」は、教育以外の放課後クラブ活動の選択肢で実施し、外部から部活の専門指導員を導入する事です。朝礼の時は、生徒は統制が取れず整列できなくても良いです。現場を知らない「旧日本軍大本営人事参謀」が創作した微兵制度の「即席教育(インスタント教育)」は廃止していく事です。歴史を読み解くと明治維新時に、旧日本陸軍は「フランス陸軍及びドイツ陸軍」形式で、旧日本海軍は、「イギリス海軍」形式で、欧州の軍事教育輸入品です。現代では統制を取る組織は、職業軍人で十分です。</p> <p>(2) 現場的な考え方であれば「戦時(有事)」と「平時(無時)」を完全に分ける事が望ましいです。戦時には「概念(コンセプト)」があります。(ア)「勇敢に戦う事」。(イ)「臆病にも地面に這いつくばり難を逃れる事」。(ア)「戦時(有事)」では、勇敢に戦う教育は廃止し、戦場が激戦地である場合を基準にすれば、「臆病教育(堕落教育)」が「英雄(ヒーロー)」になります。富国強兵での大量生産する教育は時代遅れです。</p> <p>(3) 具体的事例を挙げると、「構造(メカニズム)」があり「戦時(有事)」という震災で津波が来た状況想定です。(ア)「統一された組織の中で一人の独裁者が判断ミスの為に組織が全滅する事」。(イ)「統制が取れない組織では無秩序でバラバラであれば個々の力が強ければ生存確率は高くなる事」。「戦時(有事)」では、統一された組織を廃止し、統制が取れない状態だからこそ生存率が上がりります。</p> <p>(4) 欧米型の教育は古いので、今の時代と矛盾点があります。疑問に持たない軍国主義の教育は弱いですし、思い出作りと考えている時代遅れな「軍事教練と組体操(武道教育)」を廃止して行く事です。目的に応じた教育で「グローバル」を先導していく「個の力を強くする教育」が必要です。私は、職業軍人ではないと言いまれば良いです。私の場合ですが、欧米社会が優れていて賢いとは思いません。武道教育も軍国主義であり、「精神と態度の思想」を目的とするので、廃止るべきです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
330	その他				<p>2. 教育の「賞味期限を明確化し免許の更新制」を導入について政策の提案。</p> <p>(1) 現在の教育は「約30年後」は、役に立たない場合があるので賞味期限があります。教職員の事例を挙げれば、指導改善を要する教員に対する「指導改善研修」等がありますが、教職員を選別した「教育委員会(文部科学省)」側にも半分は監督責任があります。科学技術が向上すると過去に受けた教育の賞味期限があるので、「教師、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師、介護福祉士、弁護士」等の人間と対面し論文を基準とする職種は、「約10年1回」の程度での「免許の更新制」が望ましいです。</p> <p>(2) 例えば、科学者の賞味期限の場合は「創造性から論文を研究開発の段階で更新できずに、自己自信が賞味期限と思った時が期限切れです。「アーティスト(音楽家及び芸術家)」も「科学者(サイエンティスト)」と同じ状態が考慮されます。「スポーツ選手」等は体力の限界が賞味期限です。教育とは「失敗する事が当たり前」である事を、前提に入れておくことです。理由は誰も明確に「約30年後の未来を予測する事が出来ないからです。</p> <p>(3) 我々人類の文明から科学技術を除外すれば、「チンパンジー(猿)」にも負けてしましますし、科学が人類文明進化の鍵でした。教育の賞味期限の流れでは、「産業時代の学習社会では言語詰め込み教育(左脳型)」から始まり「情報技術時代(IT)」ではコミュニケーション能力重視(左脳型)でした。今後の未来は「人工知能時代(AI)」では創造性重視(右脳型)です。具体的に「左脳型から右脳型」の社会構造に転換したという事で、「教育には賞味期限」があるという事が証明できます。</p> <p>(4) 世界には紛争等により、教育を受けられない人々がいて、「教育には貧乏品」です。「国民側の為に個々の人生の選択肢を広げる教育なのか、「國家側の為に作られた富国強兵(近代国家建設)」教育なのか、問われる時代です。今の時代に「人生の選択肢が不要な人」であれば教育等は必要ありませんが、極端にも人生の選択肢が不要な人間は存在しないと思います。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
331	その他				<p>3. 教育の学習指導要領で「世界で活躍する力」を導入について政策の提案。</p> <p>(1) 教育で「生きる力」を主題「グローバル」にすること、ハードルが高過ぎます。「グローバル(国際性)及びノバーション(創造性)」を目標にした教育方針が的確です。「教育構成(コンストラクション)」は、「訓練的トレーニング教育(実用的)と教養的アカデミック教育(非実用的)」です。「教育分類(カテゴリー)」は、「努力(エフォート)、秀才(アビリティー)、天才(ジェニイ)」です。「教育区分(バーテーション)」は、「先祖教育(アンセスター)、公共教育(ハブリック)、自己学習(セルラーニング)」です。</p> <p>(2) 教育構成は、(ア)「義務教育期間(役に立つ)」では、「技能(タスク)」を重視し、訓練的トレーニング教育が最適です。約10年で賞味期限が切れてしまいますが、常に時代に合わせ、最新な教育に更新していく事が望ましいです。(イ)「非義務教育(役に立たない)」では、大学院以上の「社会科学(統合哲学)」から創造性を生み出す「戦略(ストラテジー)」を重視した、教養的アカデミック教育が必要です。日常的な面では役に立たないですが、ノバーションを起す時に必要になります。人間の「今役に立つ事」は過去型ファースト思考であり、「今役に立たない事」は未来型スロー思考なので、総合的な教育では財政コストが膨大になります。</p> <p>(3) 教育分類は、約99.9%の凡人と約1%の天才で別れます。基礎評価になるのは、「過程(プロセス)」が約50%セントと「結果(リザルト)」約50%セントです。ケースバイケースの教育評価を満たした方が良いです。努力だけで評価すると、結果が出せずに目標を失います。結果だけで評価すると、努力できずに目標を失います。</p> <p>(4) 教育区分は、時間を使い独学で学ぶ自己学習が良いのですが、人類の約50%セントは勉強嫌いです。公共機関で「学校教育(スクール教育)」が主体になります。維持できない社会構造が存在し、教育を受けても保証が無いので、教育を具体化し目標を作る事です。軍隊であれば生き抜く教育ですが、一般教育では「生存技術(サバイバルテクニック)」の教育訓練で捕捉する事が良いです。教育の主題を「生きる力」を廃止し、「世界で活躍する力」に変え現実的に考慮するべきです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
332	その他				<p>4. 教育の「感情指数(EQ)」を廃止し「知能指数(IQ)」を導入について政策の提案。</p> <p>(1) 先天的要素の「知能指数(IQ)」を基準とした教育を導入した方の効率が良いと思います。IQの計算式は「(精神年齢 ÷ 生活年齢) × 100 = 知能指数(IQ)」です。人類の平均IQは「IQ 約100程(人間で約10才程度)」です。約18才をピークに「流動性知能(右脳創造性)」が下がりますが、知識を詰め込むだけの万能感で錯覚しているだけで、脳細胞ニューロンネットワークは増えません。私の障害症状では、高機能自閉症右脳偏重型の区分脳で、「流動性知能(右脳創造性)」が上がり、「結晶性知能(左脳言語性)」が下がる状態で、言語性の詰め込み教育は全く出来ませんでした。</p> <p>(2) 例えば、「約10才位の児童が、「約150ポイント」と存在しますが妻はくは無、実年齢が幼いとIQが高くなります。計算式では、「(知的発達年齢15 ÷ 実年齢10才) × 100 = IQ 約150」となります。その児童が年齢を取り実年齢約20才の時点で、「精神年齢(知的発達年齢)」のキヤバシティ要素を向上しなければ、IQは逆に下がりますので、「(知的発達年齢15 ÷ 実年齢20才) × 100 = IQ 約75」です。学校教育で幼児期に天才と思われた生徒が、中高年以上になり頑固に凝り固まる理由が、幼児期の早期成熟です。</p> <p>(3) 人類の様な知識集団型の生物は、未成熟度のレベルをあげ、「オオテニ一化(幼稚成熟)」を図る事で、知性を上げてきました。例えば、動物の「チンパンジー(猿)」は人間より早く成長する為に、「IQ 約50ポイント(人間で5才)」で、脳機能の成長が終わります。人間が実年齢約40才で「IQ 約200ポイント」を目標にする場合は、成長スピードを遅くする事です。進化論でIQを上げる為に突然変異する事は、今の人類構造では不可能だと思います。</p> <p>(4) 「思い出作り教育」の精神論は廃止し、「頑張るべき時に頑張り、墮落する時には墮落する」と言う、「ON及びOFF」を付ける教育が望ましいです。江戸時代では、飯を食べる事に全ての労力を注いでいた時代で、今の科学時代では「人工知能(AI)」が活躍しますので、中途半端な努力がマイナスです。天才と言われる人間は、幼児期の時は学校の勉強が出来ないと言われています。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
333	その他				<p>6. 教育の英語で「英会話に論理哲学」を導入について政策の提案。</p> <p>(1) 学校教育における英会話で、「哲學的思想(フィロソフィー)」があれば、英単語は暗記する必要性が無いです。例えば、科学的に「企画開発(フィロソフィー)、設計施行(プリッジ)、製造技術(マニュアル)」の行程です。日本人の英会話能力は、「製造技術(マニュアル)」です。状況に応じた「即興性(アドリブ性)」で、「下手な英会話」でも会話するとは、現実的な企画開発能力にあり、論理哲学力を磨く事です。</p> <p>(2) 主体的に学習に取り組む態度」は廃止し、「伝えようとする熱意」を持つ事です。日本語の態度とは、「傾聴」の事を言っていると思います。日本人の常識的な態度は、外国人には伝わりません。例えば、「謙虚で控えめ」は日本人だけの文化です。日本人の「以心伝心」は、「理解して欲しい」と受け身な文化は、外国の文化に存在しません。</p> <p>(3) 「平和で民主的」は廃止し、現実的な考えでは対立を招く事も致し方ないです。平和で民主的は、生物が生きて行く中での理想論であり、人間社会の中では存在しません。平和で民主的であれば、語学力の必要性が無いです。世界には、平和で民主的で無い国々が存在していて、世界の視点から日本を観察してもらいたいです。学術論文を否定しなければノバーションが起きないので、対立を招いても良いです。(4)「日本人のアイデンティティ」は廃止し、「グローバル人材のアイデンティティ」を持つ事です。日本人のアイデンティティを持ってない連中が、愛国心を持てと言っているだけです。日本人のアイデンティティとは、与えられるものでは軽すぎるのに、「自我の成長」により、自分自身で創設する事です。</p> <p>(5) 「道徳的心情」は廃止し、深慮する事での「倫理的創造(モラルフィロソフィー)」を培う事です。日本人の道徳とは節度です。学者等が利益だけを追求し、命令に従事する「機械的人間」に成らない為に「倫理觀」が必要です。「倫理哲学のビジネス英会話」程のレベルに辿り着かない使い物にならないので、「日常英会話(世間話)」程のレベルでは取り組むだけ無駄です。現在以外に、未来を創造できなければ成長しません。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
334	その他				<p>7. 教育の「ディープラーニング(機械学習)」を廃止し「ハイボシラーニング(仮説学習)」について政策の提案。</p> <p>(1) アクティブラーニング中の「ディープラーニング(機械学習)」は、「人工知能(AI)」の言語性回路学習から来た「愛動的(ハッピング)」で、「左脳の2次元(縦と横)」の「論理水平思考(ファースト思考)」は無意味です。「ハイボシラーニング(仮説学習)」は、人間の創造性学習から来た「能動的(アクティブ)」で、「右脳の4次元(縦と横と奥行きと時間及び場所)」の「理論垂直思考(スロー思考)」は効果的です。</p> <p>(2) 軍事学では、「敵(エヌミー)」を分析する為に「主観的(自分)、客観的(相手)、状況(時間及び場所)」のパターンがいます。(ア)「レーダー方式」では、「相手」から「照射波(イライディエーション)」で受信收集し「自分」の距離情報を「2次元」を読み取ります。短所では、「アンテナ(受信機)」を常に張り巡らせるので、故障しやすいです。(イ)「ソナー方式」では、「自分」から「放射波(ラディエーション)」を発信し、「反射波(リフレクション)」で受信收集し、「相手」の距離情報を「4次元」を読み取ります。短所は自分の現在地が相手に察知される為に、「ステルス性(探知不能)」の対策が必要です。</p> <p>(3) 生物学では、動物は「相手、状況」しか読み取れませんが、人間は「自分、相手、状況」が認識できます。自我を成長させるには「ソナー方式」で、能動的に自分から相手や状況に対して質問をし、応答してきた情報で自我を成長させていきます。動物は「具体化概念(マテリアルズム)」の物質しか、認識できません。人間には、自我の卓越に大事な自分を分析する為の、「抽象化概念(アブストラクトイズム)」の仮説が必要です。</p> <p>(4) 人類学では、「概念(コンセプト)」の中で、「超自我(パーソナリティ)」を成長させる事で「政治(ポリティック)」と「科学(テクノロジー)」を、向上させてきました。超越論哲学の中で、「自我(エゴイズム)」と「潜在自我(ボテンシャルセルフ)」は異なり、「共通性概念と普遍性概念」の違いです。人類の天才が抽象概念から「潜在自我(ボテンシャルセルフ)」を分析する「ハイボシラーニング(仮説学習)」から、人類が成長できたと言う事です。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
335	その他				<p>8. 教育のプログラミングを廃止し「ITネットワーク」を導入について政策の提案。</p> <p>(1) ソフトウェアプログラミングは、「仮説性(ハイボシス)」及び「論理性(ロジック)」の融合が重要です。企画の「フローチャート(アルゴリズム)」から仮説を立てる部分から始まります。プログラミングの動作目的を明確に決め「処理開始」から「処理終了」迄を作り上げます。CPUに指令を出すアセンブリ言語があり、論理回路に行き付きます。</p> <p>(2) プログラミング言語と汎用機器の概略種類があります。(ア)「C言語」とは、自動車制御系マイコン等のファームウェア部分。(イ)「BASIC 言語」とは、IT ネットワークサーバー汎用機器等のクラウドセキュリティ部分。(ウ)「JAVA 言語」とは、独自で作れるオープン系のバコン上等の Web アプリケーション部分。</p> <p>(3) 電子情報工学では、数式上のソースコードがあります。(ア)「2進数(バイナリー)」とは、マイコンとICを通信するデジタル回路。(ウ)「10進数(デシマル)」とは、アナログ回路で使う「オームの法則」。制御系プログラミングで「IN と OUT(16進数)」入力は、マイコンの入出力端子ポートに「high」と「low(2進数)」のコマンド指示です。</p> <p>(4) フームウェア電子回路でのオームの法則は、「$I=E/R$、$R=E/I$、$E=R*I$」です。例えば、電源入力の「電圧(ボルト)」が5Vを入れ、「電子部品抵抗(オーム)」が100Ωでは、流れる電流(アンペア)は$0.05A$の概念です。「デバック(改修)」には、トランジスタ回路の制御マイコンでの入出力端子ポートを、オシロスコープで波形を確認します。アナログ正弦波でデジタル矩形波です。「フェール(誤動作)」が出た場合は、「ログ」からヘキサとバイナリーをバコン(電卓)で計算すれば良いです。</p> <p>(5) アプリケーションプログラミングは自動作製ソフトで、インタブリタで実行するスクリプトを使用すれば、プログラミングでの「セル入力でマクロ作成」のコンパイルは不要です。プログラミング教育は、「ニッチ(狭義市場)」で、未来は「人工知能(AI)」が、自動プログラミング機能を獲得するので無意味です。インターネット等のIT ネットワーク分野を勉強した方が良いと思います。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
336	その他				<p>10. 教育の「道徳(モラル)」を廃止し「倫理観(モラルフィロソフィー)」を導入について政策の提案。</p> <p>(1) 日本の道徳心は「精神及び態度(礼節)」が無意味なので廃止し、「倫理観(モラルフィロソフィー)」に、変更する事が望ましいです。事例を挙げれば、「国家公務員法第九十六条及び地方公務員法第三十条(サービスの基本基準)」での、「すべて職員は、全体会の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を擧げてこれに専念しなければならない。」と明記していますが、利益だけ追求すれば人間として、「倫理観(モラルフィロソフィー)」を排除してしまう事が問題です。</p> <p>(2) 例えば、人類の約99パーセントが左脳言語性権力型のデジタル方式で、約1パーセントが右脳創造力型のアナログ方式です。私は科学書籍を読んだのですが、船が座礁した時の想定で「物理学者、生物学者、社会科学者」が無人島に漂流した時、缶詰が流れ着いたと言う場面で、缶切りが無かった場合、どの様に缶詰を開けるかという場面です。(ア)物理学者は尖った石を見つけ缶詰を開ける事。(イ)生物学者は海水の塩素に漬けて缶詰を開け易くなる事。(ウ)社会科学者は缶詰を開けた事を想定して分配をする事。読み取れる事は、無人島で学者達が議論していること自体に安定がある事です。人類の約99パーセントが左脳言語性権力型なので、無人島に漂流した時に、踏み付け合い崩壊します。</p> <p>(3) 「皮肉(アイロニー)」では、法令に基づき利益だけ追求し、命令に従事する「機械的マシーン人間」であれば、「モラルハザード」を心配する必要性が無いです。欧米の公的機関等は権限が強いのですが、行政破綻を繰り返して、知名度が低い現状です。公共の利益の為には、規律を守りながら、疑問に對し深慮する「倫理観(モラルフィロソフィー)」の教育が重要です。</p> <p>(4) 「学校教育法第二十一条(義務教育)」での、「精神及び態度(礼節)」を廃止する事が望ましいです。「精神論や態度論」の要素を追究してしまふうと、社会状況の中での人の顔色を見て判断しかできない、自我の無い低レベル人材が作られます。「精神や態度」の基準を設け排除していくと、多様性の無い社会になります。倫理観が必要な理由は、「学者(有識者)」等が、社会利益の全てを優先すると排除性が強くなるので、倫理学での教育を導入してきました。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
337	その他				<p>第3章 女性社会進出での改正による具体案。</p> <p>1. 「女性活躍推進法の廃止」について政策の提案。</p> <p>(1) 男女共同参画社会基本法は良いが、「女性活躍推進法」は、過重に女性を擁護する事で差別に当るので、廃止するべきです。男女平等なので、男性も女性も平等に競争し合う事が目的で、グローバル化の中の多様性と創造性の推進を阻害しています。「働く場面で活躍したい女性」や「個性と能力を十分に發揮できる社会にしたい女性」いたら、能動的に女性自身の力で競争し場面を勝ち取る事が正論です。受動的な、与えられた居場所の「女性活躍推進法」で、自分の力で勝ち取らない限り、民主資本主義社会では成長経済にはなりません。</p> <p>(2) 「女性活躍推進法」の目的は、管理職等の責任がある職種を選ばない女性が多い為です。行政側からの圧力を企業側に女性の求人数を増やす事は良いのですが、「職業能力の低い女性」の水準で雇用を支える必要性は無いです。企業側に無理して「職業能力の低いレベル」の採用を促せば、社会全体の構造が劣化し、女性の居場所しか確保できない人間が増えます。国際社会から見ると、日本国は女性の社会進出が遅れていると言わざりますが、女性自身の「能力と欲求」に問題があります。</p> <p>(3) 「女性の幸福度」が低い傾向の原因です。(ア)「大脳辺縁系(中脳)」の「側坐核」は、「依存感(報酬系)」があり、「自律神経(交感神経及び副交感神経)」からドーパミンが分泌され欲求が満たされます。(イ)「トレッドミル現象」の計算式では、「指數関数(乗数)」等の様に、欲求が倍増していく事です。最初の欲求を得た脳の「側坐核」が快楽に慣れてしまい、倍増しなければ満たされなくなります。日本国は高度経済成長を経験しているので、精神欲求の持続が止まらない状態が存在する事が、幸福度が低くなる原因です。</p> <p>(4) 「子供がいる女性の新しい世代の幸福度」が低い傾向の原因です。(ア)生物進化論から考慮すると、動物でも出産した後に子孫が生存できなければ、「雌(メス)」が出産しなくなる傾向にあります。(イ)経済レベルの低い世帯の子孫が、高度な教育水準に達しない要因が挙げられます。未来の社会構造が、「人工知能(AI)」及び「宇宙研究開発(スペースクロニー)」等で高度化していく事で、創造性型の高度な教育を「子供(子孫)」に残せない事が原因です。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
338	その他				<p>2. 「女性活躍推進法の廃止」での詳細内容について政策の提案。</p> <p>(1) 仕事と子育を両立できる職場環境が整備する事は大切ですが、女性自身が、自分で勝ち取らない限り、与えられた環境だけでは向上せず、社会構造が衰退します。女性自身が、政策を考慮し提案する事が望ましいです。今の政策に、反論しない女性が多ければ、与えられた民主資本主義で、女性自身が成長しません。女性の事なのに女性自身が「他人事の様」に、終わらしている事が問題です。</p> <p>(2) 女性の就業が進み、潜在的な力が發揮できるのであれば、国際的グローバル化の中で、既に発揮されていると思いますが否定的な状態です。現在進行形で、女性の職業能力が発揮でき無いのは、女性自身の潜在的能力が存在しないです。現在働いている女性に目を向ければ、女性の就業が進まないのは、「職業能力のレベルが低い」ので、「アドバンテージ(有利性)」を与えても、女性から企業の運用管理状態に指摘ですら出来ません。政治的に女性の活躍という形で「助成金(サブсидイ)」を使い、企業側が「CSR(企業の社会的責任)」で「職業能力のレベルが低い基準」に女性就業率を、合わせてしまうと一時的には良いが、今後は社会全体が衰退していきます。</p> <p>(3) 女性が活躍の場が広がり消費が増える経済効果は、未来進行系でも期待出来ないです。例えば、女性が活躍する業務とは「単純労働(ルーチンワーク)」で、能力に限りがあります。女性が中心になる事務的労働では、今後は「人工知能(AI)」が代用できます。一部の出来る女性達は、既に「弱肉強食」の中で向上していると思います。</p> <p>(4) 解決策では、女性の活躍により活気ある日本社会の実現に努めたいのであれば、国家水準を超える高いレベルの「グローバル及びイノベーション」に向けた実用的教育を与えるべきです。職業訓練レベルの教育を受けても、「気休め程度」で就業へと絶びつかず足を引っ張るのではなく、無駄な事はしないでもらいたいです。現在のバコン教育程度の職業レベルでは、女性の活躍により活気ある日本社会にはならないで、女性達が受け身では無く、自ら獲得してもらいたいです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
339	その他				<p>第4章 外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案。</p> <p>1. 外国人技能実習制度の廃止し「外国人高度人材制度の拡大」を導入について政策の提案。</p> <p>(1) 外国人技能実習制度は単純労働である為に廃止し「外国人知的労働者(外国人高度人材)」を積極的に受け入れるべきです。欧米諸国は労働力不足程度の目的で、「単純労働者(ルーチンワーク)」を大量に移民で受け入れた結果では、「スマッシュ」した事例があります。出稼ぎ程度の単純労働者が定着する事で、仕事が無くなると他に選択肢が無い人材の為に、社会全体の質を下げてしまいます。グローバル化が国家水準を上回る状態ですので、日本国での移民政策は、失敗した欧米諸国を参考にしないで下さい。</p> <p>(2) 高度人材を優先し「移民や難民」を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人程度」で、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」なので、世界人口が増加傾向にあります。「外国人高度人材(知的労働者)」での「大学院修士号及びそれと同等の経験を有する者(マスター以上)」を優先し、「年間約50万人」の人々が日本に永住すれば、活気ある日本社会になると思います。日本国独自の難点では、「質の高い知的労働者」を世界から、ヘッドハンティングしていく事が「至難の業」となります。</p> <p>(3) 例えば、科学で説明すると「企画及び研究開発(フィロソフィー)、設計実行(ブリッジ)、製造技術(マニュアル)」の行程です。段階的内容では「企画及び研究開発は論文、設計実行は小論文、製造技術は作文です。学術論文を書く方法は、「理論物理学(テオリー)と実験物理学(テスト)」の経過観察過程での、研究開発の結果内容を記入します。「技能実習生」程度で培った情報源で、感想を述べる作文程度の文章能力では、学術論文まで辿り着きません。</p> <p>(4) 「職業や人材に貴賤が存在する」と言う事を、十分に考慮して頂きたいです。高度な科学的ベンチマーク企業などは、優れた技能や知識を持つ多様な高度な人材しか活躍できない状態です。単純労働の外国人技能実習制度でしか雇えない企業が、能力レベルの低い「日本のブラック企業(違法労働企業)」の温床になります。「日本のブラック企業(違法労働企業)」を支える必要性もありません。未来は、「人口知能(AI)及び宇宙居住(スペースクロニー)」で、外国人高度人材の「質の高さ」で選ぶべきです。</p>	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
340	その他			2. 労働市場の最低労働賃金を全国一律で「最低時給単価約1,300円以上」に引き上げる政策の提案。	(1) グローバル化及びイノベーション化を加速する為に、労働市場の「最低時給単価約1,300円以上」が望ましいです。社会構造縦軸では、「上流層(グローバル)、中流層(国家水準)、下流層(ローカル)」の「資本主義と社会主義」です。社会構造横軸では、「中間層の左派(コムニズム)、右派(フェシズム)」の「独裁主義と民主主義」です。今後は横軸の「中流層(国家水準)」では無く、縦軸の「上流層(グローバル)」を主力でのハイスペックが質的に向上します。社会構造横軸の「国民総活躍(中間層)」では、生産性が下がります。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
341	その他			(2) グローバル化(国際化)推進では、「外国人高度人材(知的労働者)」を導入する事で、「単純労働(ルーチンワーク)」を、減らす方向性が効率的に良いです。「外国人高度人材(知的労働者)」の子孫が日本国に定着する事が、国民の質を上げて行けます。例えば、「約99パーセントの凡人(普通)」が、「社会保障(生活保護)」で暮らして行けば、「約1パーセントの外国人高度人材(知的労働者)」の邪魔をしなくて済みます。	(3) 「イノベーション性(創造性)」の推進では、「人工知能(AI)」を活性化する事で、人件費を機械の導入で補えば、効率が良くなります。「約99パーセントの凡人(普通)」を基準とせず、「約1パーセントの天才(才能)」を活用する事です。人類の構造の約99パーセントは左脳言語権力性で、約1パーセントは右脳創造性です。天才の領域は、右脳創造性なので、社会構造を変えて行く事です。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
342	その他			(4) 日本企業の生産性が悪い原因は、雇用形態に問題があり企業側に対して「エキスパートエグゼクション制度(高度専門契約)」の労働契約的な概念が無いからです。例えば、欧米には「正社員(終身雇用や無期雇用)」が存在しないです。海外では「総合職(正規雇用)」が無く、「有期雇用(契約社員)」が通常の労働契約です、日本の戦国時代でも「終身雇用や無期雇用」が存在しません。「最低時給単価約1,300円以上」に引き上げる事により、機械化が推進され生産性が上がります。企業側が不用意に、「アルバイトやパート」等を雇えなくなり、「日本のブラック企業(違法労働企業)」が減少でき効率が良いです。	(1) 「政府開発援助(ODA)」で、「発展途上国(開発途上国)」を支援しても、「教育や医療」等に行きつ前に、効力を發揮できて無いで廃止るべきです。「学校や病院」等の施設を創設しても、内戦等で行き届きません。例えば、アフリカ諸国は「餓死」の危機にあり、雇用の方を必要としています。解決策では、日本の産業部門での「起業家(経営者)」が、現地に行き発展途上国の、雇用増大で貢献すれば良いです。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
343	その他			(2) 「政府開発援助(ODA)」を支援している日本国以外の先進国は、領土面積が大きい大国であり、「代理権戦争(介入権戦争)」により発展途上国の資源を奪う為の戦略です。小国である日本国の規模では、国際規模での「集団的自衛権の行使」が効率性に良いです。例えば、日本国のような資源の無い国は、長期的な効果を発揮しません。日本の戦後での高度経済成長は、発展途上国での代理権戦争(介入権戦争)により日本の国の利益になりました。	(3) 「政府開発援助(ODA)」により発展途上国の現地インフラを整備しても維持管理していく為の、人材や設備が現地に無い理由が2段階に存在します。(ア) 発展途上国は「国家統治から民主主義」に移行できず、独裁政権下の国が多い事が挙げられます。発展途上国の国家統治から始めないと、「政府開発援助(ODA)」の効果が出ません。(イ) 発展途上国の国民性に問題があり、「温厚で衝動的な国民性」での、未来を考えた計画を立てれ無い事が欠点です。植民地化された国民性が知性を阻害され、独裁政権にコントロールされて来た事が原因だと考えられます。奴隸国家の国民とは、「統合哲学(社会科学)」を与えられる事が無いです。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
344	その他			(4) 「積極的平和主義」で、アジア諸国を中心としたと思われるが、「政府開発援助(ODA)」を介入戦争に使われ、発展途上国内戦悪化の恐れがあります。「貧困が紛争の温床になっている」と言いますが、発展途上国の貧困が原因ではなく、欧米諸国による介入戦争が原因です。代理権戦争に使われない為に、「政府開発援助(ODA)」を廃止していく事が望ましいです。	(1) 「職業能力開発訓練(ジョブトレーニング)」及び「職業安定所(ハローワーク)」の廃止について政策の提案。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
345	その他			(2) 「職業能力開発訓練(ジョブトレーニング)」及び「職業安定所(ハローワーク)」での厚生労働省管轄下の職員が、居場所の確保程度で天下り斡旋を防止する為に、廃止するべきです。「職業訓練(ハローワーク)」での教育訓練で、「何が出来る(CAN-DO)」と思考するべきです。仕事には貴賤が有るので、社会に必要とされ無い労働も存在するのです。「職業安定所(ハローワーク)」での職業紹介事業の「求人検索及び求人紹介」を、廃止する事が望ましいです。今の時代では、インターネット求人のサイト検索が主流で、企業側に直接応募が可能になります。	(3) 「職業訓練」に要素が挙げられます。(ア) 既存の要素では、「成果(リザルト)」の事。(イ) 実績の要素では、「経歴(キャリア)」の事。(エ) 職人の要素では、「才能(センス)」の事。才能で自分の腕に自信が無ければ、教育を受けても無駄です。職人は世界共通であり、師匠の背中を見て覚えると言う理由は、職人気質の才能を伝授できる物では無いです。江戸時代の日本は、「士農工商」の世襲制度だからこそ、子供の頃から師匠の背中を見てきた成果なのです。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
346	その他			(4) 「職業能力開発訓練」には、「ハロートレーニング及びサポートステーション」が存在すると思いますが、職業訓練を受けても、未来の就業先が見つかりませんので税金の無駄です。出来る人材は、時代に合わない職業訓練等を受けなくても、既に活躍できるボテンシャルがあると思われます。「人工知能(AI)」での基準に対し、職業能力開発事業に必要が無い項目が、多すぎる所以で廃止するべきです。	(1) 「外国籍での生活保護」は、「各市町村」での収量の余地が存在します。「日本国憲法、生活保護法、教育基本法」での、「すべて国民」とは、原則として「日本国民(自国民)」を守る為の法令です。日本国が「全人類」を守る権限はありません。各市町村は、独自に生活に困窮する外国人に対する生活保護取扱要綱を作成して頂きたいです。「外国籍での生活保護」は、人道的に「傷病(障害)」の状態を除き「当分の間(一定期間)」が原則なので、「約1年」程度の継続措置が妥当です。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
347	その他			(2) 「適法に日本に満在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人について」での、「当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。」を明記しています。「昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知」で高度経済成長時の古い物です。「改正平成26年6月30日社援発0630第1号による改正まで」と最新の物が出ていたりますが、通知通り法令ではありません。	(3) 正確性が無いのですが生活保護支給率の数値です。(ア) 日本国籍総世帯数約5,085万世帯で、生活保護世帯約132万世帯なので、「支給率約2.6%」です。外国籍総世帯数約109万世帯で、生活保護世帯約4万世帯なので、「支給率約3.6%」です。統計的には、外国籍の生活保護者が多いです。(イ) 欧米の社会保障制度では、日本国で言えば「マイナンバー」での「社会保険番号」が無い場合に、「自国籍と外国籍」の差が大きいので、「移民及び難民」の「2世や3世」が定着し、「路上生活者(ホームレス)」が存在し、日本国的事情とは異なります。欧米の様に「外国籍(外国人)」には自国の国に帰国する場合と、「路上生活者(ホームレス)」の場合で、選択して頂きたいです。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
348	その他			(4) 外国籍での生活保護は日本国憲法で守られている「自国民(日本国籍)」を「第一主義(ファースト)」とし、日本国憲法で守られていない「外国人(外国籍)」を「第二主義(セカンド)」にする事が妥当です。日本国籍での生活保護に対し、外国籍での生活保護について区別を入れる事が先決で、逆に不公平をまねきます。	(1) 第5章「ガバナンス(政治統治)」構造の改正による具体案。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
349	その他			1. 「PDCA 及び OODA」を廃止し「ワーキンググループ(研究開発)」を導入について政策の提案。	(1) 「PDCA 及び OODA」戦略は、「計画及び観察」の段階で、失敗すると「実行、評価、改善(判断、決定、行動)」で、戻り直します。失敗した事を認識すれば良いのですが、システム開発の「入札(発注)から受入(試作)」は、納期近くには修正作が多くなり「改修(デバック)」する方法論しかないです。「計画」の部分を深慮するには、マネージメント運用を「ボトムアップ」にして「PREP 法(目的、理由、事例、結論)」の中で「因果関係と相関関係」及び「分散思考と収縮思考」等を使い、企画力を強化する事です。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
350	その他			(2) 行程とは、「垂直軸と水平軸」を考慮します。垂直軸の「上流工程の企画及び研究開発(論文)、中流工程の設計施工(小論文)、下流工程の製造技術(作文)」です。学術論文を書く方法は、「理論物理学(オラリー)と実験物理学(テスト)」の経過観察を、研究開発の結果内容を記入します。水平軸の「PDCA 及び OODA」の発案者は、軍隊レベルの中流行程で、上流工程の学術論文まで辿り着きません。軍事戦略は、「準備と訓練」が整う場合で、臨機応変を発揮できます。	(3) 設計施工する前に、研究開発で検証する方が強度向上します。「Oベース設計」は、実績のない製品を最初から作る方法です。「ベンチ設計」は、過去の実績を性能比較しステップアップで作る方法です。理科学は文学と異なり、基礎ベースが厳格で無いと、上に積み上げても動きません。数学公式よりも、単純化した算数公式の方が良いです。ハード面は寸法でソフト面は制御です。設計図は「左脳の2次元(縦と横)」で、完成品は「右脳の4次元(縦と横と奥行きと時間及び場所)」です。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
351	その他			(4) 現代の軍隊では、「大隊(約1,000人規模)、中隊(約100人規模)、小隊(約20人規模)」からなります。中流工程の大隊を送り込む前に、小隊規模の「情報偵察部隊(空挺特殊任務部隊)」等で、敵地の情報を分析します。企画部分の偵察任務が出来てない状態で、大隊を送り込む掃討作戦は失敗し、日本の戦国時代の消耗戦です。行政機関は、「上流工程から下流工程」のデーター解析する知識が無いと、運用管理が出来ないと想います。	(1) 「官公庁(財閥企業)」での「ガバナンス能力(組織統治)及びマネジメント能力(人材管理)」の向上について政策の提案。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
352	その他			(2) ガバナンス能力の向上では、トップダウン構造を約50パーセントとボトムアップ構造を約50パーセントの組織構造の変革が必要です。トップダウン構造を強くしてしまうと、最新の情報が入り込め無いので、ボトムアップ構造が最適です。「三角形トライアングル組織構造(ピラミッドストラクチャー)」では、事務クラスから部長クラス等の上級管理職員が約5パーセント、課長クラスから係長クラスの中間管理職員が約15パーセント、下級職員が約80パーセントの構造が望ましいです。組織バランスを向かせるには、課長クラスから係長クラスの中間管理職員を中心に削減して行く事です。	(3) ガバナンス能力の向上では、上級管理職員から中間管理職員の能力不足の状態では機能しないので、管理職員を「リストラ(退職勧奨)」に追いやるべきです。上級管理職員から中間管理職員の「職員給料査定(ペイメント)」を約40パーセント以下に削減していくには、能力レベルが低い上級管理職員から中間管理職員は、自発的に退職していくと思われます。生物学及び植物学の全般では、人間とは似たもの同士を選別するので、上級管理職員から中間管理職員の人材の質を上げれば、下級職員の質も上がると思われます。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。
353	その他			(4) マネジメント能力の向上では、管理職員は能動的に「コマンダー(司令)」として、下級職員に対し常にオーダーを出せる能力が必要で、幼稚的な理解してもらいたい等の受動的要素は、機能しないです。下級職員から来た情報に対し、管理職員が收集をかけ処理していく事が最適です。国家機関とは、「戦争及び震災」等に対応する事に想定し、管理職員が精神状態を不安定になる事であれば、頼り無い状態です。	(5) マネジメント能力の向上では、世界の先を行く先進国での場合は、「人工知能(AI)及び宇宙研究開発(スペースコロニー)」の時代に突入し、人類史上の教科書が無い状態を認識するべきです。無駄な事をしない為には、他国の成功事例を複製し手本にする物が未来に無いという状態であり、宿命と試練を背負い人類の先駆者として自分が試されている事なのです。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
347	その他			4.「国(各市町村及び各都道府県)」が税金で運営する「公共施設の廃止」について政策の提案。 (1)私が障害者の立場からの考え方です。私の障害名は「高機能自閉症広汎性発達障害(右脳創造性偏重型)」です。私の状態は、「無職(生活保護受給者)」で就労不可です。「障害(傷病)」を理由として、施設等の運用での利用不可の基準的な考え方では、「安全の確保」の部分です。「障害(傷病)」の場合は、パニックを起こすと「安全の確保」の対応に、運用費用が掛かります。解決案では、人類に寛容性があれば良いのですが、今の人類の構造上では不可能です。「障害者差別」は解決できない問題だと考えています。「国家機関」が、安全コストを負担し、「障害者(傷病者)」を守れば解決する問題ですが、「安全の確保」に対応する、財政コストが掛かります。 (2)国家機関の「公共施設」は、「売却し民営化」が望ましいです。公共事業での「障害者施設及び医療施設」、「美術館及び博物館」、「図書館」、「公園及び競技場等のスポーツ施設」等を創設する必要性が無いです。「社会教育法第九条(図書館及び博物館)」での、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」及び「図書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める。」と明記しています。「教育基本法第十二条(社会教育)」での、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」と規定していて、原則的には「個人の要望や社会の要請」が無ければ、国家機関が財政負担をしてまで、「公共施設」を維持する必要性が無いです。 (3)私の障害の場合では、労働市場でも「創造的破壊(スクラップ・アンド・ビルトアップ)」が起き、企業側(組織側)」が拒絶するので、無職の状態です。天才的な約1パーセントの創造性を出したとしても、天才的な要素での創造的破壊により、凡人の約99パーセントの、既得権益が崩れる要因です。「天才と才能」は状態が異なり、天才は「こだわり」が強いのでは無く、才能が無くても「集中力」が凄いです。凡人の習慣的な「マルチタスク(均等脳)」よりも、高い能力の天才的な「セパレートタスク(区分脳)」であれば、「天才も障害者」という事です。創造的破壊に対応できる人類構造であれば、天才の能力が受け入れられると思います。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。	
348	その他			6.「天皇政権及び元号制度」を廃止し「年号の西暦制度を導入」で民主共和制による大統領制の創設について政策の提案。 (1)グローバル時代では、「天皇政権及び元号制度」が時代に合致しません。「天皇政権」を廃止し、平民化して行く事が望ましいです。「元号制度」を廃止し「年号の西暦制度」に変換すれば、外国人が理解しやすいです。古い制度を維持していく事が、国際社会での日本国の人気を妨げています。日本国民は、「各種(ハイブリッド)」で、「天皇政権(貴族階級)」に憧れる事が、国際社会では古い概念です。「國家神道」の思想を維持する意味が無く、「多神教」であれば「無宗教」でも対応が可能です。 (2)第二次世界大戦時には、「旧日本軍大本營及び日本国民」が、天皇に君主制を導入し独裁政治を創設した結果による、日本国の誤りでの歴史があります。戦後の「天皇政権と日本国憲法第9条」は、密接な関係があります。「GHQ(連合軍)」の圧力で、昭和天皇が戦犯の処罰を避ける事で、日本国憲法第9条と引き換に、「天皇政権及び元号制度」を維持してきました。私の考えでは、国民を戦争に導いた、当時の最高責任者の昭和天皇も、戦争責任が存在します。「天皇万歳」は殉職している、無意味さが存在します。 (3)天皇政権及び元号制度を廃止する事のメリットが挙げられます。(ア)維持する無駄な、税金のコスト削減の部分。(イ)国家主権が国民主権に対し、戦争利用が出来ない部分。(ウ)平民を選べる人権の選択肢を設け、国民的な権利の追求が出来る部分。 (エ)行政権で選抜する総理大臣制を解体し、民主共和制での立法権で選抜する大統領制の創設が出来る部分。(オ)国民の独立と平和を向上させる為に、国民主権の軍隊を創設し、日本国憲法第9条の廃止が出来る部分。 (4)年号の西暦制度を導入し、国際社会と統合する事が簡単です。平民の立場から、天皇政権が国民の象徴では、無意味なので廃止が望ましいです。天皇が日本国のみならず、公務を担わない為に、平民の生活を選べる選択肢と、人生の権利を与える事を国民側から提示するべきです。日本国憲法の改正内容では、「天皇(象徴)」を廃止し、「立法権(国会)」に権限を置かせる事です。「天皇政権及び元号制度」を廃止し「年号の西暦制度を導入」で総理大臣制を解体し、大統領制の創設する事が、現代に対し効率が良いです。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。	
349	その他			7.「人工知能(AI)」の社会推進での「定義」について政策の提案。 (1)「人工知能(AI)」分野の用語では、「惠(ウイズドム)」の定義を具体化し、応用力からの「創造性」と認識して頂きたいです。生物進化論では、「チンパンジー(猿)」の群れから、人類が外に出て独立した様に、人間社会からAIが宇宙に進出する事が、人類が生み出した創造領域の成功です。AIが人類の知能性を超えて良いです。 (2)AIには能力の段階があります。(ア)日常領域的な「総合人工知能(GAI)」です。 (イ)専門領域的な「専門人工知能(SAI)」です。(ウ)人間の創造性を超えるハイバー領域的な「超人工知能(HAI)」です。人類の平均IQは約100ポイントで、「チンパンジー(猿)」の平均IQは約50ポイントなので、「超人工知能(HAI)」では、人間と会話ができるまでに地球から離れると思います。 (3)「サイボーグ(生命体ロボット)」「アンドロイド(人間型ロボット)」の違いがあります。(ア)人間と機械の組み合わせが、「サイボーグ(改造人間)」です。(イ)機械とAIの改良の組み合わせが、「アンドロイド(人間造人間)」です。例えば、生命体である「寝たきり老人」に、サイボーグ化させても無意味なので、人類の能力を超えたアンドロイドを生み出す事が望ましいです。 (4)アンドロイドを制作するには、「フジカル(ロボテックス機能)」「フレイン(AI機能)」の融合性があります。(ア)ロボットのフジカルは、「パワーとスピード」です。(イ)AIのフレインは、ワーキングメモリー「前頭葉(判断認識)、頭頂葉(体性感覚認識)、側頭葉(時間認識)、後頭葉(視覚及び聴覚認識)」等の機能で、知性は「前頭葉(判断認識)、左脳(言語認識)、右脳(空間認識)」です。人間の「右脳(多様性創造力)」での、超越的欲求のプログラミングが難問です。 (5)AIを制作する上で、人間の「衝動性(感情性)」を排除して作る方が効率的に良いです。例えば、小脳運動機能欲求の「生理的欲求(食欲、睡眠欲、排泄物欲)」と、大脳精神欲求の「社会欲求及び承認欲求」の「人間(生物)」分野を排除した状態での、AIのプログラミングが望ましいです。人間の知性的要素をAIに真似させれば良いのですが、最終的な課題は、創造性の部分が難問です。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。	
350	その他			第6章 生活水準での基準による詳細案。 1. マズローの6段階欲求による科学的根拠の生活水準について政策の提案。 (1)人間の課題は欲求のコントロールにあります。「小脳(脳幹)」は、動物的脳で古い脳の本能です。「中脳(大脳辺縁系)」は、「海馬(記憶)と扁桃体(感情)」の情動反応の「喜・怒・哀・楽」や「快・不快」があり、側坐核は「依存感(報酬系)」です。「大脳(大脳新皮質)」は、人間の脳で新しい脳の理性です。自律神経では、「交感神経(活動時)」と「副交感神経(休息時)」でのホルモンバランスを維持しています。 (2)ワーキングメモリーの「前頭葉(判断認識)、頭頂葉(体性感覚認識)、側頭葉(時間認識)、後頭葉(視覚及び聴覚認識)」等の機能で、知性は「前頭葉(判断認識)、左脳(言語認識)、右脳(空間認識)」です。凡人脳は「右脳と左脳」を繋ぐ脳梁が大きいのでハラニスが良くマルチスケーリング機能です。生物は生存を維持する為に、欲求があります。小脳運動機能欲求では、「生理的欲求(食欲、睡眠欲、排泄物欲)」、安全欲求です。大脳精神欲求では、社会欲求、承認欲求、自己実現欲求、自我超越欲求です。 (3)区分脳が出来た要因は、1日の平均摂取カロリーは、約3,000キロカロリーを維持すると、頭脳で使う消費カロリーは約40パーセントで、人体で使う消費カロリーは約60パーセントです。人間の脳は約10パーセントしか機能しない原因是、摂取カロリーを増やすと高血圧になり、肝臓機能不全での糖尿病から「脳卒中や心筋梗塞」が増加します。摂取カロリーを減らすと低血圧になり、中高年以降から「癌(がん)」になりやすいです。摂取カロリーを増やすと省エネ脳にする為に、天才の区分脳が出来ました。 (4)健康で文化的な生活水準とは社会欲求以上の状態を目指す重要性があります。人間として文化的な水準を保ち生き続けるには、「衣・食・住・安全」以上の経済的要素が十分に必要です。例えば、江戸時代と今の時代では時代によつて「健康で文化的な生活水準」が異なります。健康を維持し、新しい知識や教養を身に付け孤立を無くすには、経済的要素の向上を配慮する事が社会成長に繋がります。 2.「健康増進法(受動喫煙防止)」の廃止について政策の提案。 (1)タバコ(煙草)の禁煙は無意味であり、タバコの喫煙よりも、自動車や工場からの排出された「窒素酸化物(NOx)」が有害です。光化学スモッグとは、「高濃度の光化学オキシダント(Ox)」です。西日本では、特に大陸から来る「微小粒子状物質(PM2.5)」の方が有害で、微少なで人間の肺気管に入り込みやすいです。例えば、五感で認識できない様な、目に見えない状態に有害物が多いので、風邪等のウイルスやPM2.5は、衛生用マスクを着けても無駄です。「埃(ほこり)」が多い場合は、衛生用マスクを着けた方が効果的です。日本の第2次世界大戦時の広島と長崎での放射線内部被爆では、「世代(1世代20年)」以上の子孫は存続できないと言われています。東日本では、震災時の原発事故で放射線内部被爆では、「世代(1世代20年)」の子孫は存続できません。私は長生きしたいですが、タバコを吸わせて人類が早期他界すれば効率が良いです。タバコは「タールの部分」が有害物質ですが、自律神経系から「ドーパミン(男性ホルモン等のテストステロン)」の状態が維持されている男性には良く、1日約10本程度の少量であれば、ニコチンを攝取すると「オキシントン(女性ホルモン等のエストロゲン)」が出て、精神状態が安定していきます。体質的に脂肪が多い場合での「肥満体(メタボリック)」が原因で、エストロゲンの分泌を加速させ「癌(がん)」になりやすいです。 (3)日本国は高度経済成長時には、工場のコンビナートから排出された汚染により、四日市喘息等の事例があります。人類は自動車の排気ガスで健康被害を受けているのに対し、反対性主義者の連中が衝動的にタバコの煙は有害であると、何の科学的根拠も無い情報を「発信(センダー)」し、「受信(レシーバー)」した反対性主義者の連中も何の科学的根拠も無い情報の全てが正しいと思っています。「健康増進法(受動喫煙防止)」で、今さらどうしたのと言いたいです。余りにも衝動的でレベルが低すぎるでの、説明する自信が無いです。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。	
351	その他			2. 内閣府食品安全委員会の職員を含む関係機関を「約200名から半分の約100名に削減」する政策の提案。 (1)内閣府食品安全委員会では、「約7名の委員で構成され、約12の専門調査会及びワーキンググループにおいて、約200名を超える専門委員の協力による。」と記載されています。今後は、人間の実験を実施が出来ず動物の実験のみなので、半分の約100名に人員を減らす事が望ましいです。「マウス(動物)、ラット(動物)、ウサギ(動物)、ヤギ(動物)、イヌ(動物)、ヒト(人間)」では、動物と人間の間には、「セルロース分解」による差分的な食物吸収が異なります。 (2)人間と動物での実験事例があります。(ア)人間の実験では、同じ食物成分を約1日に食べ続けた事後の経過観察の期間では、異常な結果が出るまで約2日を要します。(イ)動物の実験では、同じ食物成分を約1日に食べ続けた事後の経過観察の期間では、異常な結果が出るまで約4日を要します。動物は、食物による消化する時間は長いです。人間は、食物による消化する時間は短いです。人間は、同じ食物を長期的に食べ続けると有害物であり、短い時間で速く消化されます。動物実験での効果は、消化され吸収するまでの時間が人間の実験より長いです。 (3)人間に近い哺乳類での「動物検体(ユニット)」の実験方法では、同一検体を使い同じ食物成分を吸収する前と、経過観察後の吸収した後の、前後2回のデーターが必要です。「吸収前のデーター収集⇒経過観察⇒吸収後のデーター収集」の、同一検体での前後2回の実験データーの差分を比較し、経過観察のインターバル時間も観測します。動物での、食物の吸収効果は、「肉体(フィジカル)」に多く移行します。人間での、食物の吸収効果での効果は、「頭脳(フレイン)」に多く移行します。 (4)人間の実験では、食物の吸収後の水分補給のみで経過観察し約2日後に検査する事が、医療での治験の必要性は、無いので倫理に反します。「動物と人間」の間には、セルロース分解による吸収的な差分を解明するまでは、今後の人間の実験を実施しても効果が無いと思います。食物の吸収性における動物実験が主力になりますので人員を減らせます。内閣府食品安全委員会では、約200名の専門委員の協力には、財政コスト削減の為に、約100名に削減する事が望ましいです。	御指摘の点については今後の施策の参考とさせていただきます。	

意見 No.	対象箇所				御意見	御意見への回答
	章	ページ	項目	項目名		
352	その他				<p>3. 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に「プロバビリティ(確率)」を記載する政策の提案。</p> <p>(1)内閣府食品安全衛生のレポートでの食品健康影響評価に、「健康を損なう恐れが無い」と明記しています。人間への実験を実施して無い事で、「人間への安全性上の判別が不可能」と記載るべきです。人間に近い哺乳類動物で実験する事は、正論であり人間への安全性上の判別ができる事を、明記すべきです。完全に断言できない場合は、人間を不安にさせてでも、人間への安全性は未回答と記載るべきです。</p> <p>(2)科学とは、約 100%の確率で立証でき無い為に、確率で確認するので「プロバビリティ(probability)」の「約(概略)」の記載が入ります。動物実験が中心であり、人間実験が出来ない場合を前提に、「人間に健康被害があるかは未確定」と明記すべきです。仮説論文では断言ができますが、「データー(数値)」が基準となるレポートの場合では、人間には影響が無いと断言すると、間違いになります。</p> <p>(3)内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価には、「厚生労働省及び農林水産省」が記載している部分を使い、動物実験での「無毒性量(NOAEL)」から換算し、「一日摂取許容量(ADI)」の約 80%の範囲内に収まる事で、「推定一日摂取量(EDI)」を確認している事を、記載すれば済みます。「急性参考用量(ARID)」及び「短期推定摂取量(ESTI)」の場合では、統計的な「プロバビリティ(確率)」を計算すれば良い事です。</p> <p>(4)「一日摂取許容量(ADI)」の計算式では、「動物実験から得られた無毒性量(NOAEL)</p> <p>÷ 安全係数(通常は 100) 安全係数 100 = 動物とヒトとの違い(種差) 10 × ヒトにおける個人的な差(個体差) 10」です。食品健康影響評価では、食品の安全性での提唱が出来無いので、「しかしながら(But)」を使い、確率統計上は安全性が確認されている事として、明記すれば良いです。約 99%の凡人を守ると行政コストが掛かるので見捨てる事が正論であり、約 1%の富裕層に食の安全性を貢献させ区別すれば良いです。</p> <p>4. 内閣府食品安全委員会の遺伝子組み換え食品評価に「アレルゲン及びアレルギー」の記載を廃止する政策の提案。</p> <p>(1)内閣府食品安全委員会が記載している「レポート(報告書)」での「アレルゲン及びアレルギー」の項目で、「文献検索の結果に可能性は低い等」と明記していますが、私から見て「人間(ヒト)」には、個人差が存在し、提唱が出来無いです。(ア)「アレルゲン」とは、「バクテリア(真正細菌)及びウイルス(非生物)」等の「微生物(マイクロオルガニズム)」が、「細胞(セル)」に「感染(インフェクション)」した状態で、タンパク質の「抗原(アンティジェン)」を認識し、「抗体(アンチボディ)」と結合するメカニズムの事。(イ)「アレルギー」とは、「免疫(イミュニティ)」が、「抗原(アンティジェン)」に対し異物を排除する現象の事。</p> <p>(2)生物学の観点から見ると、人間がエネルギーとして摂取する構造が、「プロテイン(タンパク質)」、グリース(油脂)、グリコース(糖質)があり、食物アレルギーを招く要因は、アレルゲン抗体です。構造では、大きい順に説明すると「タンパク質(protein)⇒アミノ酸(amino acid)⇒細胞(cell)⇒細胞核(cell nucleus)⇒染色体(chromosome)⇒RNA(ribonucleic acid)及び DNA(deoxyribonucleic acid)⇒ゲノム遺伝子(genomic gene)」の順序です。「アレルゲン及びアレルギー」の抗体に付着する容量とは、「細胞(cell)」の位置に該当するので、融合性が無いです。</p> <p>(3)評価の部分に、「not specified(規定不可)」と明記していますが、正確には、「regulated(規制内)及び Non-regulated(規制外)」なので、「TOEIC、TOEFL、英検」の英語文法は、意味や価値が無いです。「主語+動詞」の「熟語(フレーズ)」は、日本語で明記して下さい。私の場合は、複雑なので「主語+動詞+目的主格」での、目的主格を英語のスペルで記載しています。科学的な用語では、「valid(有効)及び invalid(無効)」ですので、「effect(効果)及び Non-effect(無効果)」の様に使います。私の意見ですが、遺伝子組み換え食品の改良については、賛成です</p>	御指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます。
353	その他				<p>5. 内閣府政策統括官科学技術イノベーションが既定している「ヒト胚」についての政策の提案。</p> <p>(1)「ヒト胚」とは、「ES 細胞(胚性幹細胞)」の分野での受精卵を使用する事と考え、動物等の家畜を増殖する事は、賛成です。人間に対して「ES 細胞」で「クローン人間(遺伝子同一人間)」を作成する事は、反対です。「ES 細胞(人工多能性幹細胞)」の場合は、受精卵を使用せず、臓器等を部分的に創作できるので、賛成です。例えば、「ES 細胞」を使い、クローン人間を創作しても、天才は産み出され無いと考えます。「ハード(構造)」が天才構造でも、ゲノム遺伝子の「ソフト(情報)」が、約20代から約40代での高度なIQ(知能指数)で、創造性での抽象概念を入力が出来なければ、天才には至ら無いです。</p> <p>(2)例えば、「演繹法」は、国家主権の「法令(ルール)」の構造であり、具体的な概念から抽象的概念に落とし込む事で、「左脳(2 次元)」での言語性の役目です。「帰納法」は、「発明(インベンション)」の構造であり、抽象的概念から具体的な概念に落とし込む事で、「右脳(4次元)」での創造性の役目です。「人工知能(AI)」の時代では、AI の得意分野は、「論理(ロジック)及び確率(プロバビリティ)」であり、天才の得意分野は、「仮説(ハイポシス)及び想像(イメージ)」です。</p> <p>(3)物理化学の生物進化論では、「偶然(ランダム論)と必然(テラミニエーション論)」での量子論に似ています。「RNA(1重螺旋)」の核酸塩基は、「シトシン(C)、グアニン(G)、アデニン(A)、ウラシル(U)」であり、「DNA(2重螺旋)」の核酸塩基は、「シトシン(C)、グアニン(G)、アデニン(A)、チミン(T)」です。生物とは、人間が人工的に操ると、家畜化すると言う事です。要約すると、「ES 細胞」では、動物の家畜での繁殖で使い、「人間(人類)」には使う必要性が無いのです。</p> <p>(4)生物の染色体は、「雌(メス)」が「XX 染色体」であり、「雄(オス)」が「XY 染色体」です。生物進化論の過程で、地球変動が激し状態で生き抜いてきた多細胞生物に、「Y 染色体」での交配があり、単細胞生物に「X 染色体」だけで交配を繰り返します。人間での不妊治療に使うと、生物は人工的に生みだした物は、「雌及び雄」が、自然的な交尾での発情が無くなり、種の衰退に至ると考えます。</p>	御指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます。
354	その他				<p>6. 教育の英語で「TOEIC、TOEFL、英検」を廃止し「短文法(フレーズ)」の「話す(スピーキング)」を重視する政策の提案。</p> <p>(1)「TOEIC、TOEFL、英検」は不要であり、「長文法(グラマー)」の読み書き(リテラシー)」が主体になり、「人工知能(AI)」が得意とする「形式的(フォーマル)」です。「話す(スピーキング)」の能力を向上させる事が、高度な言語学の「メソッド(方法)」です。人間の頭脳は、「睡眠時(OFF)」では、多くの活動をしてる時ですが、「活動時(ON)」では、「短文法(フレーズ)」の「話す(スピーキング)」が使用する時で、文章の読解が余り使用して無い時です。「短文法(フレーズ)」の「話す(スピーキング)」の能力を重視する事です。</p> <p>(2)言語学とは、「能動態(アクティブ)及び受動態(ポジティブ)」を構成していく、「因数分解(ファクトリーゼーション)」の構造を応用し、「関数(ファンクション)」で具体化します。「能動態(アクティブ)」では、「主語(サブジェクト)+動詞(ヴァブ)+目的主格(アドジャクティブ)」です。「受動態(ポジティブ)」では、「目的主格(アドジャクティブ)+動詞(ヴァブ)+主語(サブジェクト)」です。長い小説文が、不要です。</p> <p>(3)「長文法(グラマー)」は、「心情読解(センティメンタル)」の読解です。「短文法(フレーズ)」は、「文献(レターレチャー)及び論文(アーティキュル)」の読解です。教育学では、文章が読解でき無い場合は、「どうするのか? (How about this?)」等と言う連中がいますが、「文献及び論文」は、最初に「議題(アジェンダ)⇒項目(アイテム)⇒主題(テーマ)⇒種類(ジャンル)」の順序で、論理的に専門用語を読解する構造です。</p> <p>(4)統合哲学には、「習慣学(ハビット)」に対する「バストス(衝動性及び感情性)」であり、「博学(エデュード)」に対する「ロゴス(知性及び理性)」です。「教師側(プロフェッサー)」には、「TOEIC、TOEFL、英検」等の筆記試験で、基準値を設ける事は良いのですが、生徒側(ステューデント)」には、「TOEIC、TOEFL、英検」等の筆記試験で、基準を設けても無駄です。生徒側に対しての「TOEIC、TOEFL、英検」等の教育は、「意味(ミーニング)」が無いので、廃止する事が望ましいです。</p>	御指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます。